



三重県公報

平成20年12月10日（水）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
9	監査結果の公表	（ 監 査 委 員 ）	1
10	同件	（ 同 ）	85
11	同件	（ 同 ）	168

監査委員公表

監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成20年4月17日から同年11月20日までに実施しました監査について、平成20年11月25日に県議会議長、知事及び関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年12月10日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の概要**1 監査の対象**

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所及び実施年月日

平成 20 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 235 箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	4 9	4 2	7	4 9	0
地域機関	1 8 6	6 8	1 1 8	1 0 6	8 0
計	2 3 5	1 1 0	1 2 5	1 5 5	8 0

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

- (1) 監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。
- (2) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。
- (3) 議会事務局の監査のうち政務調査費の監査において、永田正巳監査委員及び前田剛志監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。
- (4) 監査委員事務局の監査において、鈴木周作監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

4 監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかなどにも留意しました。

また、平成 19 年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

第2 監査の結果及び意見**1 監査の結果**

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

部局、各種委員会等に対する共通意見	部局、各種委員会等に対する個別意見
7	51

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項 目	収 入 に 関 する 事 務	支 出 に 関 する 事 務	財産管理等 に関する 事 務	手 当 の 認 定 事 務	特別会計 の 処 理 状 況	その他の 監 査 項 目	計
意 見 数	16	44	24	11	3	26	124

2 監査の意見

[共通意見]

(1) 事務管理体制

会計検査院の検査で、他県において国補事業の旅費、賃金、消耗品費等の会計処理で、「預け」や「裏金」などの不正な経理が指摘され、信頼を著しく失墜させている。定期監査においては、こうした組織的かつ悪質な事案はなかった。

しかし、収入事務においては、現金の長期保管や収納処理の遅延など、支出事務においては、支払先の誤り、二重払いなど、また県単補助金では交付要綱、交付要領の改正がされていないものや委託業務、財産管理での簡易な事務手続き誤りなど、財務事務の基本的な部分における不適切な処理が見受けられ、是正・改善を要する件数は前年度を上回っている。

事務の効率化を進める中においても、職員一人ひとりが会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、法令遵守の確認の徹底を図り、内部統制、チェック機能を検証し、適正な執行に取り組まれない。

(2) 収入未済金

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、123 億 8,708 万円（対前年度比 99.4%）と前年度に比べ 7,989 万円減少したものの、依然として多額にのぼっている。他に、企業会計の収入未済額が 1 億 9,470 万円（同 105.6%）となっている。

県税の収入未済額は、64 億 4,394 万円（同 114.6%）で、特に市町において賦課徴収される個人県民税が、41 億 3,905 万円と前年度より 12 億 197 万円（同 40.9%）増加している。地方分権に伴い、税源移譲が行われたことから、市町の収納促進への支援に一層取り組むとともに、収入未済金の収納促進に努められたい。

また、各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や悪質な者への法的措置、債権回収の委託化に取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討・整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理・回収に努められたい。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

部局等	区 分	現年度	過年度	計
		〔平成19年度 発 生 分〕	〔平成18年度 以前発生分〕	
総務部	県税	2,880,601,580	3,563,346,540	6,443,948,120
	県税加算金	7,104,300	59,436,986	66,541,286
	その他	-	1,860	1,860
	小 計	2,887,705,880	3,622,785,386	6,510,491,266
生活・文化部	補助金返還金（認定訓練助成事業）	-	81,589,760	81,589,760
	中小企業従業員住宅家屋貸下料	-	44,877,292	44,877,292
	文化会館等使用料	-	930,060	930,060
	その他	-	350,000	350,000
	小 計	-	127,747,112	127,747,112

部局等	区 分	現年度	過年度	計
		〔平成19年度 発 生 分〕	〔平成18年度 以前発生分〕	
健康福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	43,040,946	341,847,923	384,888,869
	生活保護費返還金	390,792	67,056,336	67,447,128
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	895,200	62,839,929	63,735,129
	児童措置費負担金等	10,486,811	61,152,063	71,638,874
	その他	2,557,029	20,804,922	23,361,951
	小 計	57,370,778	553,701,173	611,071,951
環境森林部	産業廃棄物不適正処理事案行政代執行費用	42,575,301	1,257,366,350	1,299,941,651
	林業改善資金貸付金元利収入等	7,700,000	2,297,526	9,997,526
	その他	846,213	201,673	1,047,886
	小 計	51,121,514	1,259,865,549	1,310,987,063
農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	123,848,379	3,115,416,746	3,239,265,125
	測量談合に係る弁償金	-	146,074,922	146,074,922
	農業改良資金償還金返還金収入等	9,695,000	44,345,665	54,040,665
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	3,320,000	23,203,944	26,523,944
	中央卸売市場使用料等	600,059	6,581,309	7,181,368
	県営サンアリーナ使用料	-	5,396,466	5,396,466
	その他	-	3,320,136	3,320,136
	小 計	137,463,438	3,344,339,188	3,481,802,626
県土整備部	測量談合に係る弁償金	-	208,178,699	208,178,699
	公営住宅使用料	4,787,187	30,877,536	35,664,723
	弁償金（公営住宅関係）	1,194,190	9,502,633	10,696,823
	道路・河川・海岸等使用料	2,535,035	7,481,326	10,016,361
	その他	695,404	5,076,791	5,772,195
	小 計	9,211,816	261,116,985	270,328,801
教育委員会	高等学校授業料	6,314,156	5,089,196	11,403,352
	高等学校等修学奨学金返還金等	16,124,707	19,375,745	35,500,452
	その他	8,576	2,102,109	2,110,685
	小 計	22,447,439	26,567,050	49,014,489
警察本部	放置駐車違反金等	19,987,210	5,652,000	25,639,210
	小 計	19,987,210	5,652,000	25,639,210
合 計		3,185,308,075	9,201,774,443	12,387,082,518
(参考) 平成18年度合計		2,435,274,059	10,031,705,368	12,466,979,427

[企業会計]

(単位：円)

部局等	区 分	未収額
企業庁	測量設計業務委託返還利息	16,017
病院事業庁	患者自己負担金	194,688,339
合 計		194,704,356
(参考) 平成18年度合計		184,312,540

(3) 業務委託

実地監査対象機関における平成 19 年度の業務委託契約の実績は、4,220 件、約 153 億 33 百万円であり、そのうち随意契約は、3,336 件、約 106 億 4 百万円（構成比 69.2%）となっている。

特命随意契約は、2,618 件、約 72 億 53 百万円（同 47.3%）であり、このうち 348 件（同 13.3%）について監査を実施したところ、特命随意契約とする理由が不明瞭あるいは不適切なものが 38 件（同 10.9%）あったほか、予定価格が作成されていないもの、契約書に個人情報の適正管理に関する規定のないもの、委託料の全額が県有備品の購入費となっているものなど、改善を要する事務処理が延べ 136 件見受けられた。

また、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約について、193 件を抽出して監査したところ、エレベーター保守点検や警備業務に特命随意契約が多く見られ、特命随意契約（52 件）の平均落札率は 97.9%で、特命随意契約以外（141 件）の平均落札率 85.8%と比較して 12.1 ポイント高くなっていた。

特定の相手方と契約する随意契約においては、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、内部チェックを十分に行いながら、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

※ 「業務委託」とは、県がその権限に属する事業又は業務について、他の機関や一般人に依頼して行わせるものであり、調査研究委託、情報システムの開発・保守管理委託、施設の保守管理委託、イベントの開催委託などがある。（ただし、ここでは緊急入所委託などの扶助費的な委託や、測量、設計、土質・地質調査、小規模修繕、除草業務委託等の工事費的な委託は除いている。）

※ 「随意契約」とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結することである。随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第 167 条の 2、三重県会計規則第 73 条などに規定されている。

※ 「特命随意契約」とは、随意契約のうち特殊な技術を要求する場合など、業務内容の理由等により特定の相手方を一者選定して締結する契約をいう。

1 業務委託契約の実績

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託契約	件数 (件)	4,246	4,475	4,220
	金額 A (百万円)	23,019	16,254	15,333
随意契約	件数 (件)	3,357	3,875	3,336
	金額 B (百万円)	16,924	11,212	10,604
	比率 B/A (%)	73.5%	69.0%	69.2%
特命随意契約	件数 (件)	2,350	2,632	2,618
	金額 C (百万円)	10,242	8,646	7,253
	比率 C/A (%)	44.5%	53.2%	47.3%

2 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

区分	監査件数	随契理由に関するもの	予定価格に関するもの	契約書に関するもの	個人情報保護に関するもの	履行確認に関するもの	その他	計
政策部	36			2			2	4(4)
総務部	14		1				1	2(2)
防災危機管理部	4						1	1(1)
生活・文化部	21	1	1	3			2	7(7)
健康福祉部	42	1	4	2	3	8	11	29(15)
環境森林部	17	4		1	2	2	5	14(9)
農水商工部	39	4			5	1	5	15(13)
県土整備部	41	18	1	1		2	4	26(25)
企業庁	8						2	2(2)
病院事業庁	22	2	6	1	1			10(8)
教育委員会	90	7	9		2	2	2	22(19)
警察本部	5	1	1			1		3(3)
その他	9				1			1(1)
合 計	348	38	23	10	14	16	35	136 (109)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目を指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数。

3 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

区分	監査件数	随契理由に関するもの	予定価格に関するもの	契約書に関するもの	個人情報保護に関するもの	履行確認に関するもの	その他	計
政策部	32			1	1		1	3(3)
防災危機管理部	1							—
生活・文化部	7	1				1		2(2)
健康福祉部	22				1	1	4	6(4)
農水商工部	10					3	1	4(4)
県土整備部	3						1	1(1)
企業庁	11						1	1(1)
病院事業庁	8	1	5	1	2		2	11(5)
教育委員会	81		7	3		5	3	18(14)
警察本部	18		2			1	2	5(5)
合 計	193	2	14	5	4	11	15	51 (39)

(注) 1 農林水産商工環境事務所は農水商工部に計上。

2 特命随意契約との重複を含む。

3 その他の(注)は特命随意契約と同じ。

(4) 公共工事

平成19年度に契約した公共工事（公共三部の事務所発注分）の件数は1,509件となっている。

公共工事（県単公共工事）の増額変更については、これまで指摘してきたところであるが、平成19年度の増額変更の割合は56.3%と17年度の69.9%に比べ13.6ポイント減少した。

平成20年度は、入札方式において試行導入している総合評価方式の手続きなどを中心に50件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分に関するものが4件、設計変更の事務手続き処理の不備に関するものが4件、総合評価方式の手続きの不備に関するものが7件など、改善を要するものが20件（前年度32件）見受けられた。

また、総合評価方式については、「価格と品質が総合的に優れた公共調達」（公共工事の品質確保の促進に関する法律：平成17年4月施行）により、公共工事の品質の確保を図ることを目的として平成19年度に215件（工事）の試行導入を行い、最低価格者以外で技術評価により落札になった割合は、18年度の7.7%に比べ19年度は23.3%と15.6ポイント増加している。

引き続き、公共工事の品質確保や入札・契約制度の公正性、競争性、透明性の確保に努められたい。

公共工事の事務処理については、WTO（政府間協定）の対象となる公共調達（工事発注）の入札、落札者等に関する三重県公報による公告手続きが行われていなかったことや、河川法に定める許可を得ずに道路、橋梁などの工事を施工したこと、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく公共事業の情報の公表で、一部契約内容に関することが行われなかったことなどで多数の職員が処分を受けている。また、企業庁においても工事における受注者の資格審査が不十分だったとして処分を受けている。

今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を図るなど改善を図られたい。

〔公共工事の変更契約の状況〕

県単事業	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
増額変更	337	69.9	569	69.1	416	56.3
増減なし	36	7.5	76	9.2	81	11.0
減額変更	109	22.6	179	21.7	241	32.7
合 計	482	—	824	—	738	—

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

	監査 件数	当初設計に関 するもの	変更手続きに 関するもの	総合評価方式 の手續に關す るもの	その他	計
平成 19 年度	50	4	4	7	5	20 (15)
平成 18 年度	59	13	7	—	12	32 (29)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した工事の契約の実数。

〔総合評価方式における落札者の内訳〕(工事)

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度	
入札額及び技術評価点とも 1 位	87 件	51.8%	102 件	47.4%
入札額 1 位	68 件	40.5%	63 件	29.3%
最低価格者以外で技術評価により落札となったもの	13 件	7.7%	50 件	23.3%
●技術評価点 1 位	11 件	6.5%	35 件	16.3%
●応札額及び技術評価点ともに 1 位でない	2 件	1.2%	15 件	7.0%
合 計	168 件	—	215 件	—

(注) ●が最低価格者以外で技術評価により落札となったもの(50件、23.3%)

(5) 旅費

平成 19 年度の県外へ出張した旅費を対象に 476 件(海外出張 3 件を含む)を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

476 件の主な出張目的別内訳は、会議 57 件、視察 61 件、研修 142 件、大会 118 件、連絡調整 9 件、その他 89 件であった。

このうち、平成 19 年 8 月から航空機を利用する場合には、航空運賃の支払額が確認できる書類を旅費請求書に添付することとされたものの未添付であったものや、過払いなど手続きに問題があったものが 38 件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど復命書に関するものが 17 件、効率性等検討が必要なものが 7 件であった。

なお、県立高校においては、旅費の不正受給が発覚し、職員が処分を受けている。

旅費の執行にあたっては、各種規定に基づいた事務処理を行い、会計事務のチェック体制を一層強化し、県費の適正な支出を図るとともに、必要性や業務に反映されているかなど、常に検証されたい。

〔旅費の監査結果〕

(単位：件)

所 属	監査 件数	手続き等 に関するもの	復 命 書 に関するもの	効率性等検討 が必要なもの	計
本庁部局等	164	15	9	3	27(23)
地域機関	312	23	8	4	35(30)
合 計	476	38	17	7	62(53)
平成 18 年度	463	18	13	2	33(32)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した出張の実数。

(6) 特別会計

三重県特別会計条例に基づき設置している 11 の特別会計の運用状況について監査を実施したところ、貸付事業における収入未済や流域下水道事業の進捗の遅れなど、改善の必要な課題が見受けられた。

特別会計については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことにより、一般会計に加え、その執行及び管理の重要性が高まっているところであり、今後は、将来負担を見据えた資産・債務管理、費用管理を行うなど、特別会計の透明化を図るとともに、みえ経営改善プランに基づき、一般会計に準じたコストの縮減、未収金対策及び事業等のあり方の検討などに取り組まれない。

(7) 関係団体や実行委員会の会計処理等

県の直接の業務でないものの、県職員が公的な立場で実際の事務に関わっている関係団体や実行委員会方式により事業を行う場合の会計処理について、そのほとんどが県の会計規則に準じて行っているとされているが、キャッシュカードによる支払いが行われているものや消耗品等の購入に際して多数の立替払いをしているものなど会計処理のリスクの高いものが見受けられた。

こうした関係団体や実行委員会については、県の関与や職員のサービスのあり方などを継続的に見直すとともに、チェック機能を強化し、適正な会計処理等を徹底されたい。

政策部**1 事業の執行に関する意見**

(「美し国おこし・三重」実行委員会事務局の資金管理体制)

- (1) 「美し国おこし・三重」実行委員会の経費については、県から多額の負担金を受け、事務局の「美し国おこし・三重」推進室により支出されている。

支出と事業執行が同一の所属でなされ、キャッシュカードによる支払いが行われていることから会計リスクが高いため、組織的にチェック機能を高めるなど必要な措置を講じられたい。
(「美し国おこし・三重」推進室)

(市町村合併の効果)

- (2) 市町村合併については、平成 13 年度に支援本部を立ち上げ、取組を進めた結果、69 市町村が 29 市町に再編された。しかし、「市町村の合併の推進についての要綱(平成 12 年 12 月 25 日、三重県)」に挙げられていた、行財政の効率化や、細分化された組織・職員の配置による専門性の強化などの合併の効果について、検証がなされていない。総額 104 億円の合併支援交付金など、県も様々な支援を行っていることを踏まえ、現時点での市町における「合併効果」を把握し、県民に明らかにされたい。

(地域支援分野)

(大仏山周辺用地の処理)

- (3) 大仏山周辺の県有地等 52ha は未利用状態が長期間続いており、平成 9 年度から年 1 回程度、関係市町等と利活用について検討しているものの結論が出ていないので、実現可能な利活用に向けた方向性を早期に決定されたい。

(地域支援分野)

(個人県民税等の収納率の向上)

- (4) 市町が併せて徴収する個人県民税・個人市町村民税については、地方分権に伴い国から地方への税源移譲が行われたものの、収入未済額が大きく増加している。分権・自立の大きな要因であるので、総務部と連携し、市町の収納促進への支援に一層取り組まれたい。

(地域支援分野)

(中空アクセス船建造に対する県補助金)

- (5) 松阪市が平成 20 年から実施している、中空アクセス航路の「燃油サーチャージ」の公費負担が、船舶建造時の県からの補助条件となっていた赤字補填に該当しないかとの疑義が生じている。これは、当該補助金の交付時に今回のような事態を想定していなかったこと等に起因すると考えられるので、交付要領等を精査・検討されたい。

(政策企画分野)

(地籍調査の推進)

- (6) 本県の地籍調査実施率は平成 19 年度末で 7.41%で、全国平均約 47%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できることから、効果的な促進策を検討されたい。

(政策企画分野)

(電子申請・届出システム)

- (7) 当システムは開発に約1億5千万円(平成15年度～17年度)、運営に年間約5,100万円を要している。しかしながら、電子申請の処理が可能な393手続きのうち、40手続き程度しか利用されていない。

平成20年度のシステム開発に際しては、費用対効果の観点から課題や問題点を整理・検討し、十分な利用が見込めるシステムとされたい。

(情報化・統計分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務委託】 契約書に収入印紙未貼付	政策企画分野
	●(2)【総合文書管理システム技術支援業務委託】 再委託の承認手続きが不適切	情報化・統計分野
	●(3)【情報提供システム(MACS)のカスタマイズ業務委託】 業務完了報告にかかる書類の整理不十分	
	◎(4)【桑名庁舎設備管理業務委託】 指名内申書の記載漏れ	桑名県民センター
	◎(5)【委託業務名：鈴鹿庁舎清掃警備業務】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし	鈴鹿県民センター
	●◎(6)【委託業務名：伊賀庁舎エレベーター保守点検業務委託】 契約書に不要な規定あり	伊賀県民センター
イ 県単補助金	(1)【「新しい時代の公」地域貢献促進事業補助金】 変更交付申請から実績報告までを年度末の同日付けで行った事例あり	地域支援分野
ウ 旅費	(1)【管理業務】 復命書未作成	経営企画分野
	(2)【紀南中核的交流施設事業者と市町の意見交換】 旅行命令書の記載不十分	東紀州対策局
	(3)【東紀州地域振興創造会議用務】 ・往路の航空機利用は不適切。航空機利用の特別承認のないものあり ・JR特急利用の承認理由の記載不十分 ・旅行命令書の目的地未記載あり	

項 目	内 容	箇 所 名
	(4)【東京都中央区日本風景街道シンポジウム】【特定人との面談】 ・東紀州観光まちづくり公社が主務の職員の旅費を県費で支給する際の基準が不明確 ・復命書の決裁なし及び記載不十分	
	(5)【(複数の県内出張)】 自家用車の使用距離及び鉄道賃の申告誤り	桑名県民センター
	(6)【三重県観光・記者発表会及び交流会・まちかど博物館先進地調査】 旅行命令書に用務名・用務先の一部未記載	四日市県民センター
	(7)【NPO 活動推進自治体フォーラム佐賀大会】 日当相当分の過払い	伊賀県民センター
	(8)【人権・同和教育研究大会】 車賃の過払い	熊野県民センター

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 備品登録の抹消の一部未実施	経営企画分野
	(2) 旧保健所備品の譲渡手続の不備	四日市県民センター
	(3) 物品の廃棄手続の一部不備	津県民センター
	(4) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施	尾鷲県民センター
	(5) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施	熊野県民センター
	(6) 新築駐輪場の取得報告未実施	

(4) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
桑名県民センター	(1) 扶養手当の過大支給
四日市県民センター	(2) 住居手当について、家賃対象額の一部確認不足
鈴鹿県民センター	(3) 通勤手当について、距離等の一部確認不足
津県民センター	(4) 扶養手当について、事後確認時の書類一部不足
伊賀県民センター	(5) 扶養手当の認定書類不足
	(6) 通勤手当の戻入額誤り
尾鷲県民センター	(7) 通勤手当の金額誤り
熊野県民センター	(8) 住居手当の事後確認時の書類一部不足
	(9) 特殊勤務手当の確認書類不足

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 自損事故（損害額 116,790 円）
	(2) 自損事故（損害額 27,300 円）
桑名県民センター	(3) 自損事故（損害額 89,418 円）
伊賀県民センター	(4) 自損事故（損害額 9,072 円）
尾鷲県民センター	(5) 自損事故（損害額 197,925 円）

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
地域支援分野	(1) 指定管理者からの事業報告書の提出期限不適切
伊勢県民センター	(2) 金庫内に業務外の金品を保管
伊賀県民センター	(3) 指定管理者からの概算払精算書提出遅延
	(4) 出納員と会計職員が重複
熊野県民センター	(5) 証紙の消印日と申請書受付日が一部不一致

総務部**1 事業の執行に関する意見**
(県税等の未収金対策)

- (1) 平成19年度末における県税等(加算金を含む。)の収入未済額は6,510,489,406円であり、前年度に比べて774,389,151円(13.5%)増加し、依然として多額にのぼっている。引き続き、適切に債務者の状況等を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。

また、県税の収入未済額のうち64.2%(前年度52.2%)が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。国から地方への税源移譲に係る税制改正に起因するものではあるが、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

(財政・施設分野)

〔県税等の収入未済額の状況〕

箇所名	平成19年度			平成18年度		
桑名県税事務所	現年度	227,813,294	円	現年度	104,082,268	円
	過年度	359,679,222	円	過年度	394,634,182	円
	計	587,492,516	円	計	498,716,450	円
四日市県税事務所	現年度	602,051,434	円	現年度	357,874,978	円
	過年度	445,583,578	円	過年度	443,071,522	円
	計	1,047,635,012	円	計	800,946,500	円
鈴鹿県税事務所	現年度	373,832,337	円	現年度	169,220,158	円
	過年度	327,364,644	円	過年度	352,118,245	円
	計	701,196,981	円	計	521,338,403	円
津総合県税事務所	現年度	328,504,164	円	現年度	170,211,501	円
	過年度	566,359,850	円	過年度	693,443,351	円
	計	894,864,014	円	計	863,654,852	円
松阪県税事務所	現年度	261,559,784	円	現年度	68,019,608	円
	過年度	339,673,006	円	過年度	340,650,345	円
	計	601,232,790	円	計	408,669,953	円
伊勢県税事務所	現年度	302,649,782	円	現年度	154,772,788	円
	過年度	360,890,384	円	過年度	376,597,224	円
	計	663,540,166	円	計	531,370,012	円
伊賀県税事務所	現年度	321,197,717	円	現年度	303,535,580	円
	過年度	327,185,812	円	過年度	350,702,545	円
	計	648,383,529	円	計	654,238,125	円
紀州県税事務所	現年度	104,737,836	円	現年度	75,407,841	円
	過年度	137,309,221	円	過年度	166,243,581	円
	計	242,047,057	円	計	241,651,422	円
自動車税事務所	現年度	365,359,532	円	現年度	437,548,461	円
	過年度	758,737,809	円	過年度	777,966,077	円
	計	1,124,097,341	円	計	1,215,514,538	円
合 計		6,510,489,406	円		5,736,100,255	円

(個人県民税の収納率の向上)

- (2) 個人県民税の賦課徴収については、地方分権に伴い、国から地方への税源移譲が行われたものの、収入未済額が大きく増加している。政策部とも連携し、税の公平性の確保の観点からも、収入未済額の収納促進に努められたい。(財政・施設分野)

(財務事務の適正化)

- (3) 監査対象機関の一部において、支払先の誤りや二重払いなどの不適切な処理、国庫補助金の不適正な流用、旅費の不正受給や、通勤手当や特殊勤務手当などの手当の過払い、収入事務について現金の収納事務の遅延、普通財産の貸付や行政財産の目的外使用許可について事務処理が適切に行われていないなど、不適切な事例が見受けられた。

事務の効率化のため総務事務の一元化が検討されているなか、内部統制、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、各職員に法令遵守の徹底を図られたい。(組織・職員分野、財政・施設分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 雑入の収入未済額が1,860円(対前年度比100.0%)あり、前年度と状況が変わっていないので、引き続き、適切な対応に努めるとともに、今後の発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 19 年度		平成 18 年度	
財政・施設 分野	雑入 (前払金返還利息)	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	1,860 円	過年度	1,860 円
		計	1,860 円	計	1,860 円
合 計		1,860 円		1,860 円	

- (イ) 収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
財政・施設分野	(1) 県債の借入事務の事務処理誤りにより、県債を二重に借り入れた後、歳入戻出。

- (ウ) 免税軽油の使用者に対する実地調査について、「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」(昭和59年総務部長通知)により、年間12,000リットル以上の使用者にあっては、年2回程度、年間12,000リットル未満の使用者にあっては、年1回程度の調査を行うこととされている。

しかしながら、実地調査については、3年に1回程度の調査実績にとどまっているので、早急に調査先の選定、実施期間及び回数等を多面的に検討し、実効ある運用が確保されるように努められたい。(財政・施設分野)

- (エ) 県は、昭和 37 年 4 月 17 日付け「自主納税推進実施要綱」を定め、自主納税の推進に取り組んでいるが、その後、IS09001 の導入や年間賦課徴収目標額の設定などの新たな取組も行われているので、同要綱について現状に合わせた見直しを検討されたい。
(財政・施設分野)

イ 地域機関分

収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名県税事務所	(1) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている例あり
四日市県税事務所	(2) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている例あり
	(3) 不渡証書受払簿の記入漏れ
	(4) 不渡証書を長期間（5 ヶ月間）保管
	(5) 滞納処分の執行停止後、調査等が行われることなく時効成立により不納欠損処分されている例あり
	(6) 時効成立後に差押事前通知を行っている例あり
松阪県税事務所	(7) 高額滞納者に係る滞納整理計画の進行管理が不十分
	(8) 分納認定者のうち、不履行者の把握が不十分
	(9) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者からの納入について、期日を過ぎている例あり
紀州県税事務所	(10) 財産調査に係る回答書に回答者の押印がないもの、不納欠損処分の理由の記述誤りなど、事務処理が不適切な例あり

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	●(1) 【人事給与電子計算事務処理業務委託】 見積書徴収に際して、予定価格の記録なし	組織・経営分野
	●(2) 【平成 19 年度みえ政策評価システムソフトウェア保守に係る業務委託】 委託金額の妥当性について検証が必要	財政・施設分野
イ 旅費	(1) 【税務研修】 旅費の支給誤り、1,240 円を要戻入	津総合県税事務所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

なお、基金の運用・執行については概ね適正に処理されていた。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 公有財産規則の規定が、公有財産管理システムの日常の管理、運用など一致していない。	財政・施設分野
	(2) 県民センターにおいて、郵便ポストの行政財産目的外使用許可が行われていない。	財政・施設分野
イ 金品亡失、盗難等	(1) 公用車のフロントガラスの損傷 (修理代 19,950 円)	四日市県税事務所

(4) 特別会計の処理状況

名 称	内 容	箇 所 名
公共用地先行取得事業 特別会計	基金運用収益の見込み誤りにより、積立のための歳出予算額が不足したため、運用収入の一部（360,845 円）を翌年度に繰り越しているため、今後、適切な事務処理に努められたい。	財政・施設分野

(5) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
職員研修センター	(1) 非常勤職員の通勤手当日額の支給誤りにより、歳出戻入

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
財政・施設分野	(1) 自損事故（損害額 17,430 円）
	(2) 自損事故（損害額 76,377 円）
	(3) 自損事故（損害額 15,015 円）
四日市県税事務所	(4) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） (物損額：県 0 円・相手 70,917 円)

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(7) 危機管理（リスク評価）に関すること

項 目	内 容	箇 所 名
【職員の不祥事による信用失墜】	職員の不祥事に際しての処分は、その都度、国の人事院の基準を参酌し実施しているが、今後、三重県としての処分基準を明確にし、処分の公平性と職員の法令遵守の徹底に努められたい。	組織・職員分野

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
松阪県税事務所	(1) 入力誤りにより、本来還付すべきでない税還付金 2,600 円を支出し、歳出戻入
伊賀県税事務所	(2) 入力誤りにより、還付加算金を 800 円多く支出し、歳出戻入

防災危機管理部**1 事業の執行に関する意見**

(高圧ガス保安法等に基づく届出に対する指導)

- (1) 四日市に工場を有する企業で、有毒ガス等の製造設備に関する届出が未提出のまま使用されている等、高圧ガス保安法等違反事案が相次いで発覚している。防災危機管理部においても当該企業に対して嚴重注意を行い、再発防止策の報告を求めているが、今後とも再発防止策の確実な履行が図られるよう当該企業を指導するとともに、他の事業者についても法令違反が生じないよう指導監督されたい。

2 財務等に関する意見**(1) 支出に関する事務**

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	●(1)【三重県防災ヘリコプター運航管理事業委託】 国交省航空局による定期点検で、受託業者が航空法に基づく修理改造検査を受けずに消防用散水装置を分解・除却していた。	防災危機管理分野
イ 県単工事	(1)【東紀州(紀南)防災拠点施設整備工事】 当初設計におけるネットフェンス延長の計上誤り (2)【東紀州(紀南)防災拠点施設整備工事(18年度繰越)】 追加工事の先行掘削・残土処理業務の競争入札審査会未審議	防災危機管理分野
ウ 県単補助金	(1)【緊急地震対策事業補助金】 履行確認記録なし	鈴鹿県民センター

(2) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
防災危機管理分野	(1) 扶養手当の事後確認がされていない。 (2) 特殊勤務実績簿決裁を1か月毎にまとめて実施

(3) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
防災危機管理分野	(1) 自損事故（損害額 6,510 円）

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

生活・文化部

1 事業の執行に関する意見

(私立学校施設の耐震化)

- (1) 平成 19 年度末において、県内私立学校における昭和 56 年以前建築の建物 127 棟中、耐震化済は 59 棟、耐震診断済は 93 棟であり、耐震化率については公立学校よりも 14 ポイント低いものとなっている。

東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、国庫補助の充実を文部科学省に要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。

(経営企画分野)

(私立高等学校等振興補助金等の交付要綱の見直し)

- (2) 私立高等学校等振興補助金等の補助対象経費の積算にあたっては、対象経費の把握が複雑なため、毎年度、補助対象外経費の取扱いの誤りが指摘されている。

このような事態に鑑み、補助金事務の正確性を確保し合理化・効率化を促すため、補助金の趣旨を考慮し、さらに他都道府県の例を参考にして、配分基準や積算基礎等の見直しを行われたい。

(経営企画分野)

(障がい者雇用)

- (3) 平成 19 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年と同じ 1.42% にとどまっており、全国最下位となっている。

企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組みについて国、関係機関等と連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

(勤労・生活分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア)文化会館使用料等の過年度収入未済額が平成 20 年 5 月 31 日現在 930,510 円(対前年度比 99.2%)あり、前年度よりわずかに減少しているものの、今後、弁護士名で督促を行うなど法的措置についても検討し、その収納促進に一層努められたい。

(イ)家屋貸下料等の収入未済額が平成 20 年 5 月 31 日現在 126,467,052 円(対前年度比 99.0%)あり、前年度と比べて 1,276,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少により一層努められたい。

なお、認定職業訓練助成事業費補助金返還金については、今後の破産処理の状況を的確に把握し、収入未済額の回収に努められたい。

(ウ)専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が平成 20 年 5 月 31 日現在 337,000 円(対前年度比 100%)あり、前年度と同額であるので、今後ともその収納促進に努められたい。

区 分	収入未済 科 目 等	平成 19 年度 (平成 20 年 5 月 31 日現在)	平成 18 年度 (平成 19 年 5 月 31 日現在)
文化・生涯学 習分野	文化会館使用料	過年度 902,580 円	過年度 902,580 円
	男女共同参画セ ンター使用料	過年度 27,480 円	過年度 27,480 円
	生涯学習棟光熱 水費	—	現年度 12,495 円
	生涯学習センタ ー使用料	過年度 450 円	過年度 8,320 円
勤労・生活 分野	認定職業訓練助 成事業費補助金 返還金	過年度 81,589,760 円	現年度 81,589,760 円
	家屋貸下料	過年度 19,626,256 円	過年度 19,676,256 円
	滞納処分費納付 金	過年度 25,251,036 円	過年度 26,477,036 円
人権・社会参 画・国際分野	専修学校又は各 種学校入校者補 助金等返還金	過年度 238,000 円	過年度 238,000 円
	妊産婦出産費補 助金返還金	過年度 99,000 円	過年度 99,000 円
	合計	127,734,562 円	129,030,927 円

イ 地域機関分

平成 15 年度ひとにやさしいまちづくり支援事業費補助金に係る返還金の収入未済額が平成 20 年 4 月末現在 13,000 円（対前年度比 68.4%）あり、前年度と比べて 6,000 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に一層努められたい。

区 分	収入未済 科 目 等	平成 19 年度 (平成 20 年 5 月 31 日現在)	平成 18 年度 (平成 19 年 5 月 31 日現在)
伊 勢 県 民 センター	ひとにやさしい まちづくり支援 事業補助金	過年度 13,000 円	過年度 19,000 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【生活部職員タイムマネジメント研修業務委託】 支出負担行為書等に予定価格が未記載	経営企画分野
	◎(2)【三重県民交流センター清掃管理業務委託】 作業日誌が未提出であり、業務の履行状況が確認されていない。	
	●(3)【勤労者の安全安心自主講座事業業務委託】 支出負担行為日と契約締結日が不一致	勤労・生活分野

項 目	内 容	箇 所 名
	●(4)【平成19年度多言語行政生活情報提供事業業務委託】 支出負担行為書と契約書の契約額が不一致	人権・社会参画・国際分野
	●(5)【みえチャレンジプラザ一時託児業務委託】 託児担当者の資格等が未確認	
	●(6)【人権啓発講演会業務委託】 施行伺い遅延	津県民センター
	●(7)【伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業業務委託】 委託契約書に業務内容の検査の頻度に係る記載なし	伊賀県民センター
	●◎(8)【斎宮歴史博物館合併浄化槽維持管理業務委託】 保守点検と汚泥処理を合わせて発注し、両方の業務の許可を持つ1業者と随意契約を行っているが、業務を分割して競争原理を働かせる必要がある。	斎宮歴史博物館
イ 県単補助金	(1)【労働福祉対策事業補助金】 支出に係る領収書等が未提出であり、補助対象額の検査がされていない。	勤労・生活分野
	(2)【同和関係団体等補助金】 8月に概算払いしたが、変更交付決定を3/31に行い、返納金が発生	人権・社会参画・国際分野
ウ 旅費	(1)【県外博物館視察】 航空運賃の支払額を確認できる書類未添付	経営企画分野
	(2)【NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会】 自家用車使用承認が未提出	人権・社会参画・国際分野

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 公有財産定期報告未実施	美術館
	(2) 公有財産定期報告未実施、公有財産台帳未整理	斎宮歴史博物館
イ 金品亡失、盗難等	(1) 所在不明図書9冊（取得価格14,020円）	図書館

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 通勤手当の戻入あり

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
斎宮歴史博物館	(1) 出納員が会計職員を兼任
	(2) 出納員保管となっている斎宮歴史博物館入館券について、物品出納簿等未作成
桑名県民センター	(3) 人権啓発講演会ポスター印刷契約の施行伺いなし
鈴鹿県民センター	(4) 鈴鹿旅券コーナー賃貸借契約の履行確認なし

健康福祉部

1 事業の執行に関する意見

(適切な事務処理の徹底)

- (1) 補助金交付事務等において、改善を要する事務処理が多数見受けられたので、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、各職員に対し、適正な事務処理の徹底を図られたい。
(各分野共通)

箇所名	項目	主な内容
健康・安全分野	生活衛生営業指導センター補助金	・補助事業の具体的な運用方針や実施方針が定められておらず、事業の質の確保が不十分 ・交付要綱未改正、交付要領未制定
	健康・福祉ものづくり研究開発事業費補助金	・交付対象審査において合格基準の設定が不十分 ・補助事業の進捗管理が不十分
	感染症指定医療機関運営事業費補助金	・交付要領未制定 ・補助基準額の計算方法不明確
保健・医療分野	救急医療活動補助金	・交付対象事業と交付先が不整合 ・間接補助事業者の事務処理不適切 ・実績報告書に各救急医療機関への交付や事業実績を証する書面なし
	公衆衛生普及推進事業補助金	・実績報告書において、報償費支給額の適否を判断する根拠が不明確
	意思伝達装置使用サポート事業委託 他2件	・委託料の全額又は大半が県有備品の購入費であり、委託理由が不明確
福祉政策分野	小規模作業所事業費補助金	・交付要領で定める交付額の決定方法が、実際の運用と不整合
	障害者グループホーム等緊急整備事業費補助金	・交付決定を内示の6か月後に行っており、時期が不適切
	心身障害者扶養共済事業	・掛金滞納による制度脱退について、事務取扱要領の規定が不適切

(滞流荘のあり方の検討)

- (2) 健康福祉部が普通財産として所管する滞流荘については、平成2年度に県が建設して旧紀和町に無償貸付けし、市町合併後も引き続き、熊野市へ無償貸付けしているが、貸付契約の締結に際して、公有財産規則に定める手続きを行っていないなどの状況が見受けられたので、適切な処理に努められたい。

また、同施設は建設から18年を経過し、今後老朽化による修繕など県費負担の増大も見込まれるので、将来に向けた施設運営のあり方について、関係部局とともに検討されたい。
(経営企画分野)

(JAS法に基づく食品表示の監視指導)

- (3) JAS法に基づく食品表示の監視指導については、業者の規模に応じて監視目標を設定して監視指導を実施している。

小規模販売事業者、朝市・青空市、青果・水産消費地市場について計画を達成でき

ていないので、目標に基づいて監視指導に努められたい。

また、平成 20 年度から J A S 法に関する業務が健康福祉部に一元化されたが、健康福祉部としての事務取扱要領が未整備なので、速やかに策定されたい。

(健康・安全分野)

(医療の安全・安心の確保)

- (4) 平成 20 年 6 月、伊賀保健福祉事務所管内の診療所において、院内感染による死亡者が発生し、医療の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。

県においては、当該診療所に対する医療監視を平成 14 年度以降行っておらず、安全管理指導を行う機会を逸していた。

平成 20 年度において体制の見直しを行っているが、引き続き関係機関・団体との連携を強化のうえ、医療の安全・安心の確保に努められたい。(保健・医療分野)

(病院事業会計への繰出基準の見直し)

- (5) 病院事業会計への繰出基準は、県立病院の在り方が検討中であることから、平成 15 年度(平成 16 年度適用分)から大幅な見直しがされていないが、総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」では、都道府県医療計画を踏まえ、一般会計の負担範囲の考え方及び算定基準について明らかにすることとされている。

健康福祉部としては、医療政策の観点から、病院事業庁及び関係部と連携し、県立病院の役割機能を明確にしたうえで、繰出基準の見直しに努められたい。

(保健・医療分野)

(三重県次世代育成支援行動計画の推進)

- (6) 平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推進している。

目標については、進捗状況を毎年確認するとともに、中間評価と 21 年度目標の見直しを実施しているが、市町が実施主体である特定 14 事業については、19 年度の目標を達成していない項目もあるので、21 年度の目標達成に向けて課題・問題を検証し、引き続き関係部局・市町等と連携して取り組まれたい。(こども局)

(特別保育及び放課後児童クラブの推進)

- (7) 平成 19 年度重点事業として新規に実施した 3 人目みえ応援プログラム事業補助金にあっては計画した登録児童数 302 人に対し、登録実績は 5 人と目標を大きく下回っていることから、利用者及び事業実施主体である市町等の意見を聞きながら、引き続き市町等と連携して事業実施を促進されたい。(こども局)

(紀南圏域障害者総合相談支援センターのあり方)

- (8) 障がい者に対する総合的な相談支援事業を実施するため、県と市町が連携して、「紀南圏域障害者総合相談支援センター」を設置している。

しかし、県職員が市町事業の委託事務を代行していることや、県の施設をセンターの活動拠点として無償供与していることなど、県と市町の役割分担の整理が不十分であるので、早急に改善されたい。(福祉政策分野、熊野保健福祉事務所)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 479,304,121 円（対前年度比 100.6%）あり、前年度と比べて 2,657,172 円増加している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、民間の回収業務のノウハウの活用等により滞納整理に取り組んでいるが、一層未収金を回収するために取り組まれない。

また、健康福祉部で時効により11,210,996円を不納欠損処理しているが、公平性の観点から引き続き日常の債権管理を適切に行われたい。

〔本庁分の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成 19 年度		平成 18 年度	
経営企画分野	雑入（通勤手当返還金）	現年度	89,550 円	現年度	89,550 円
保健・医療分野	看護師養成貸付金返還金	現年度	708,000 円	現年度	1,270,200 円
		過年度	4,017,000 円	過年度	4,570,500 円
		計	4,725,000 円	計	5,840,700 円
	医師修学資金貸付金返還金		—	現年度	1,541,796 円
福祉政策分野	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度	37,310,832 円	現年度	238,801 円
				過年度	40,223,971 円
				計	40,804,772 円
	障害者住宅整備資金貸付金元利収入等	過年度	21,275,097 円	現年度	0 円
				過年度	22,402,357 円
				計	22,402,357 円
	介護福祉士修学資金貸付金返還金	現年度	187,200 円		
		過年度	237,000 円	過年度	342,000 円
		計	424,200 円		
	心身障害者扶養共済事業負担金	現年度	959,600 円	現年度	707,150 円
		過年度	9,492,255 円	過年度	9,234,905 円
		計	10,451,855 円	計	9,942,055 円
	雑入（心身障害者扶養共済給付金返還金）	現年度	20,000 円	現年度	100,000 円
		過年度	364,000 円	過年度	648,000 円
		計	384,000 円	計	748,000 円
こども局	児童扶養手当返還金	現年度	1,516,260 円	現年度	2,765,990 円
		過年度	18,202,961 円	過年度	17,810,121 円
		計	19,719,221 円	計	20,576,111 円
	雑入（養育医療追加納付金）等	過年度	35,497 円	過年度	35,497 円
	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	現年度	43,040,946 円	現年度	41,562,173 円
		過年度	341,847,923 円	過年度	333,103,938 円
		計	384,888,869 円	計	374,666,111 円
合 計			479,304,121 円		476,646,949 円

イ 地域機関分

生活保護費返還金等の収入未済額が 131,767,830 円（対前年度比 98.6%）あり、前年度と比べて 1,834,352 円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

〔地域機関分の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済科目等	平成 19 年度		平成 18 年度	
各保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度	967,323 円	現年度	2,700,926 円
		過年度	71,829,808 円	過年度	75,073,137 円
		計	72,797,131 円	計	77,774,063 円
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度	566,250 円	現年度	411,100 円
		過年度	1,750,677 円	過年度	1,791,977 円
		計	2,316,927 円	計	2,203,077 円
小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園使用料	現年度	913,585 円	現年度	102,716 円
		過年度	223,434 円	過年度	317,294 円
		計	1,137,019 円	計	420,010 円
草の実りハビリテーションセンター	草の実りハビリテーションセンター使用料等	現年度	183,753 円	現年度	1,215,623 円
		過年度	880,410 円	過年度	154,200 円
		計	1,064,163 円	計	1,369,823 円
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度	8,307,861 円	現年度	8,573,060 円
		過年度	46,008,729 円	過年度	43,072,149 円
		計	54,316,590 円	計	51,645,209 円
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉センターはばたき使用料	過年度	136,000 円	過年度	190,000 円
		計	131,767,830 円	計	133,602,182 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【三重県立看護大学法人化支援（財務会計分野）業務委託】 契約書に個人情報保護の規定なし	経営企画分野
	◎(2)【三重県社会福祉会館維持管理運営等業務委託】 ・再委託の事前申請なし ・再委託金額未把握 ・契約書に個人情報保護の規定なし	
	●(3)【小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託】 委託金額の積算不適切	健康・安全分野
	●(4)【意思伝達装置使用サポート事業委託】 ・予定価格未作成 ・委託料の大半が県有備品の購入費 ・事業計画にない備品の購入について、変更を承認する手続き未実施	保健・医療分野

項 目	内 容	箇 所 名
	●(5)【重症難病患者通所療養介護施設等設備整備事業委託】 委託料の全額が県有備品の購入費であり、委託理由不明確 ●(6)【人工呼吸器装着特定疾患患者一時入院事業委託】 委託料の全額が、医療機関に支給される助成金であり、委託理由不明確	
	●(7)【三重県障害者社会参加推進センター設置運営委託】 実績報告において、委託料の経費内訳不明確 ●(8)【「障害者の明るいくらし」促進事業委託】 ・変更契約において、委託料の減額の内容未確認 ・障害者社会参加推進センター設置運営委託との分離発注理由が不明確 ●(9)【民生委員・児童委員研修事業委託】 ・予定価格の積算根拠が不明確 ・変更協議後の契約未締結 ●(10)【介護認定主治医研修事業委託】 ・見積依頼先に予定価格を通知 ・経費内訳の実績把握不十分 ●(11)【地域生活移行推進モデル事業委託】 ・履行確認書未作成 ・経費内訳の実績把握不十分 ・事業実施計画書の提出遅延 ●(12)【知的障害者更生相談所が関与する行動観察事業委託】 ・実績報告書に、委託先法人の記名、押印なし ・履行確認書未作成 ・経費内訳の実績把握不十分	福祉政策分野
	●(13)【人権保育実践研究事業委託】 ・予定価格未作成 ・経費内訳の実績把握不十分 (14)【次世代育成支援啓発訪問事業委託】 ・見積り未徴収	こども局
	●(15)【要介護認定調査委託】(旧四日市保健福祉事務所) ・随意契約の根拠の記載なし ・予定価格の積算根拠の記載なし ・契約書に個人情報保護に係る規定なし ・事務所長名で契約を締結 ●(16)【接触者健康診断業務委託】 ・履行確認の記録なし ・契約書に個人情報保護に係る規定なし	桑名保健福祉事務所
	(17)【食品衛生検査業務に係る計量・計測機器の定期点検委託】 実績報告書が英語で記載されており、履行確認不十分	津保健福祉事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(18)【三重県立公衆衛生学院総合管理業務委託】 ・除草・芝刈りの作業前後の写真なし ・業者からの報告書について、学院長の決裁なし ・業務報告書の受理・決裁前に委託費を支払い ・現状と仕様書の植栽配置図に差異	公衆衛生学院
	●(19)【精神保健福祉相談医師派遣事業委託】 支払処理遅延	こころの健康センター
	◎(20)【清掃・洗濯業務委託】 支出負担行為整理書未決裁	草の実リハビリテーションセンター
	◎(21)【ボイラー・空調設備保全業務委託】 支出負担行為整理書未決裁	
	◎(22)【吸収冷温水機保守管理業務委託】 検収記録に検収者氏名の記録なし	
イ 県単補助金	(1)【生活衛生営業指導センター補助金】 ・補助事業の具体的な運用方針や実施方針が定められておらず、事業の質の確保が不十分 ・交付要綱未改正、交付要領未制定	健康・安全分野
	(2)【健康・福祉ものづくり研究開発事業費補助金】 ・交付対象審査において合格基準の設定が不十分 ・補助事業の進捗管理が不十分	
	(3)【感染症指定医療機関運営事業費補助金】 ・交付要領未制定 ・補助基準額の計算方法不明確	
	(4)【救急医療活動補助金】 ・交付対象事業と交付先が不整合 ・間接補助事業者の事務処理不適切 ・実績報告書に各救急医療機関への交付や事業実績を証する書面なし	保健・医療分野
	(5)【公衆衛生普及推進事業補助金】 実績報告書において、報償費支給額の適否を判断する根拠が不明確	
	(6)【小規模作業所事業費補助金】 交付要領で定める交付額の決定方法が、実際の運用と不整合	福祉政策分野
	(7)【障害者グループホーム等緊急整備事業費補助金】 交付決定を内示の6か月後に行っており、時期が不適切	
	(8)【福祉活動指導員設置費補助金】 補助対象職員の任用協議遅延	
ウ 旅費	(1) 近鉄沿線の旅行でJR運賃を支給	経営企画分野
	(2)【第43回全国精神保健福祉センター研究協議会全国保健大会】 旅行経路不適切	こころの健康センター
	(3)【感覚統合療法入門講習会実践コース知的障害児】 概算払いの精算遅延	草の実リハビリテーションセンター

項 目	内 容	箇 所 名
	(4) 【全国肢体不自由児療育研究大会】 自家用車使用の出張で、旅行命令書に車番未記載	
	(5) 【19年度中部十県一市児童自立支援施設長会議】 復命書の記載不十分	国児学園

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 【三重県社会福祉会館貸付契約】 公有財産規則等に定める手続き未実施	経営企画分野
	(2) 廃棄物品の登録未済未済	保健・医療分野
	(3) 【(財) 三重県角膜・腎臓バンク協会出資金】 出資金の残高や管理状況を確認できる書類なし	
	(4) 廃棄物品の登録未済未済	福祉政策分野
	(5) 購入備品の検査記録なし	桑名保健福祉事務所
イ 金品亡失、盗難等	(1) 公用車の損傷（原因者不明、修理せず。）	鈴鹿保健福祉事務所

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 特急料金にかかる通勤手当について手続き未済
桑名保健福祉事務所	(2) 特殊勤務手当実績簿の記載不十分
津保健福祉事務所	(3) 特殊勤務手当の重複支給
熊野保健福祉事務所	(4) 特殊勤務手当の科目誤り
こころの健康センター	(5) 住居手当の確認書類漏れ
草の实りハビリテーションセンター	(6) 住居手当の過払い

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 自損事故（損害額 9,450 円）
	(2) 自損事故（損害額 82,950 円）
津保健福祉事務所	(3) 自損事故（損害額 89,565 円）
	(4) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：111,142 円、代車リース代 29,767 円）

箇 所 名	内 容
伊賀保健福祉事務所	(5) 自損事故（損害額 1,425,900 円（取得価格））
尾鷲保健福祉事務所	(6) 物損・自損事故（負担割合：県 100%） （物損額 143,944 円 損害額 821,000 円（取得価格））
	(7) 自損事故（損害額 77,931 円）
知的障害者更生相談所	(8) 自損事故（損害額 31,500 円）
こころの健康センター	(9) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額 117,029 円）

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(6) 危機管理（リスク評価）に関すること

項 目	内 容	箇 所 名
【県が設置許可した病院等が不適切な運営を行うことによる事故の発生】	診療所への立入検査について、立入検査実施要綱に定める基準を達成していないため、その対策を検討・実施しているが、リスク評価シートに課題として記載していない。 伊賀保健福祉事務所管内の診療所において、院内感染による死亡者が発生しており、内容を見直されたい。	保健・医療分野

(7) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
福祉政策分野	(1) 【心身障害者扶養共済事業】 掛金滞納による制度脱退について、事務取扱要領の規定が不適切
	(2) 【認知症養成サポート医養成研修】 研修受講者に対する報償費について、あり方の検討が必要
こども局	(3) 専用口座に入金された未収金（児童扶養手当返還金）の処理遅延
桑名保健福祉事務所	(4) 収納額を適切に債権に充当しなかったため、時効が完成 （旧四日市保健福祉事務所分）
	(5) 時効が完成した債権を収納し、歳入戻出処理により返金 （旧四日市保健福祉事務所分）
松阪保健福祉事務所	(6) 生活保護費の計算誤りや振込先誤り
熊野保健福祉事務所	(7) 生活保護費の支給について、水道料金を代理納付
	(8) 前渡資金精算書に証拠書類未添付
	(9) 前渡資金支払決議書の支払決議、検収、前渡資金受払簿登記を月末に一括処理
知的障害者更生相談所	(10) 日当で賄うべき経費を交通費として支給
保健環境研究所	(11) 消耗品費の支払先誤り
あすなろ学園	(12) 手数料等の納付前に診断書を交付
	(13) 扶助費の前渡資金精算書に領収書未添付

環境森林部**1 事業の執行に関する意見**

(企業の法令違反等への県の対応)

- (1) 四日市市内の一企業で、廃棄物処理法、大気汚染防止法などの法令違反等があり、県は立入検査を行い改善に向け指導している。

当該企業に対して、今回の法令違反等に係る改善策を確実に履行するよう強く指導するとともに、他の事業者についても法令違反が生じないように監視指導をされたい。

(循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野)

(小山最終処分場に係る改善)

- (2) 財団法人三重県環境保全事業団が管理する小山最終処分場において、埋立量が軽微変更の範囲を超過していた。同事業団に対し再発防止策を確実に履行するよう強く指導するとともに、県においてもチェック機能を高められたい。

また、空間放射線量率の自主管理基準値を超過したアイアンクレーが四日市市内の一企業から同処分場に搬入されたことが判明したので、県民の安全性を確保する観点から適切に対応されたい。

(循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野)

(松阪木材コンビナートへの支援)

- (3) 松阪木材コンビナートについて、造成及び施設整備に対し 12 億 97 百万円の県費補助をし、各事業体が事業を開始してから 7 年が経過している。しかし、平成 19 年度の各事業体の目標達成率は 35.7～83.9%にとどまっているほか、未売地が 7 区画残っている。

施設の設置目的を踏まえつつ、補助金の有効性の観点から、抜本的な経営改善に向け指導・支援に努められたい。

(森林・林業分野)

2 財務等に関する意見**(1) 収入に関する事務****ア 本庁分**

雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）等に関する収入未済額が 1,309,939,177 円（対前年度比 103.9%）あり、前年度と比べて 49,697,188 円増加している。今後も引き続き財産把握調査と求償を行い、収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 19 年度		平成 18 年度	
循環型社会 構築分野	雑入（産業廃棄物不 適正処理代執行費 用）	現年度	42,575,301 円	現年度	74,959,029 円
		過年度	1,257,366,350 円	過年度	1,182,940,434 円
		計	1,299,941,651 円	計	1,257,899,463 円
森林・林業分 野	林業改善資金貸付金 償還収入等	現年度	7,700,000 円	現年度	1,100,000 円
		過年度	2,297,526 円	過年度	1,242,526 円
		計	9,997,526 円	計	2,342,526 円
合 計		1,309,939,177 円		1,260,241,989 円	

イ 地域機関分

雑入（前払金返還利息）の収入未済額が 1,047,886 円（対前年度比 519.6%）あり、前年度と比べて 846,213 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 19 年度	平成 18 年度
伊勢農林水産商工環境事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度 508,070 円	—
熊野農林商工環境事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度 338,143 円 過年度 201,673 円 計 539,816 円	現年度 — 円 過年度 201,673 円 計 201,673 円
合 計		1,047,886 円	201,673 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約	●(1)【オフサイトミーティングを活用したコーディネート力向上研修委託】 ・契約書が作成されておらず、その理由が未記載 ・支払日が請求書の日付から 1 ヶ月以上経過	経営企画分野
	●(2)【三重県地球温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】 ・契約締結についての伺い（起案）なし ・支出負担行為日が契約日と異なっている	地球環境・生活環境分野
	●(3)【平成 19 年度河南省産業公害防止技術研修業務委託】 個人情報 の 適正管理に関する条項なし	森林・林業分野
	●(4)【平成 19 年度 M-EMS 商工会議所普及モデル事業】 ・契約変更の時期が不適切 ・実績報告書の添付書類が一部未添付 ・随意契約理由が不十分	
	●(5)【「三重の木」住宅建築推進事業】 委託業務完成報告書が、完成期限より 1 日遅れている。	
	●(6)【森林国営保険事務処理作業委託】 ・個人情報の適正管理に関する条項なし ・契約書に額の確定通知をすることが記載されているが未通知	四日市農林商工環境事務所
	●(7)【平成 19 年度保安林標識設置業務委託】 随意契約理由が不十分	
	(8)【三重県民の森維持管理業務（県単）植物管理業務委託】 当初設計の精査不足	

項 目	内 容	箇 所 名
	●(9)【平成19年度現場技術業務委託】 随意契約理由が不十分	松阪農林商工環境事務所
	●(10)【平成19年度現場技術現場委託第1号】 随意契約理由が不十分	伊勢農林水産商工環境事務所
イ 国補工事	(1)【野又越線 紀伊長島第2工区開設工事】 総合評価方式技術提案履行確認協議書の承認日が、契約締結後14日以内となっていない。	尾鷲農林水産商工環境事務所
ウ 県単工事	(1)【自然災害防止事業 第松一1号工事】 入札情報サービスに掲載している入札公告の日付に誤りあり	松阪農林商工環境事務所
エ 県単補助金	(1)【「三重の木」家づくり情報提供支援事業補助金】 概算払精算書について債権者欄の記載に誤りあり	森林・林業分野
オ 旅費	(1)【JICA 草の根技術協力事業「地域資源を活用した協働による環境事業」】 職員旅費を資金前渡で支出	地球環境・生活環境分野
	(2)【浄化槽の設置促進に関するベンチマーキング】 旅行命令の用務先の記載不十分	
	(3)【第58回全国植樹祭】 ・復命書の内容不十分 ・宿泊料が定額を超えているが所属長の特別承認を受けていない(1名)	森林・林業分野
	(4)【第36回全国林業後継者大会及び第58回全国植樹祭】 宿泊料及び交通費の過払い	
	(5)【森林整備事業ベンチマーキング】 交通費の過払い	
	(6)【環境林整備ベンチマーキング】 旅行命令の用務先の記載不十分	四日市農林商工環境事務所
	(7)【第43回林道研究発表会】 自家用車の使用が未承認	尾鷲農林水産商工環境事務所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 過去に整備したトイレなどが公有財産台帳に未記載	森林・林業分野
	(2) 出資金の公有財産台帳への記載誤り	
	(3) 電柱等の目的外使用許可について、使用許可台帳が未整備	

(4) 未利用地

環境森林部所管の普通財産が 5,006.42 m²あるので、処分を含めた活用方策を早急に決定されたい。

内 容	面積 (m ²)	箇 所 名
四日市市西山町 7592-1 ほか	5,006.42	森林・林業分野

(5) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
林業改善資金貸付事業特別会計	県から三重県森林組合連合会又は三重県木材協同組合連合会、さらに地域の森林組合又は木材協同組合を通じ、事業者等へ貸付を行っているが、貸付決定通知等にその旨の記載がない。

(6) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 扶養手当の過払いあり
	(2) 住居手当認定の際、不動産業者等から駐車場相当額等の証明を得ていないものあり

(7) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
林業研究所	(1) 自損事故 (損害額 7,088 円)

※県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 報償費の歳出戻入あり (2 件)
林業研究所	(2) 誤払いあり (2 件)

農水商工部**1 事業の執行に関する意見**

(鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)

- (1) 鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、開設当初から入居していた旧科学技術振興センター総合研究企画部が平成20年度の組織改編により廃止された。

現在、民間企業や行政機関は入居しておらず、貸館部分の利用に供されているのみで、その利用率も低い状況が続いているので、センターの今後の活用策を早急に検討されたい。
(商工・科学技術振興分野)

(県民しあわせプランの数値目標「食料自給率（カロリーベース）」の見直し等と情報提供)

- (2) 前年度監査において、目標指標が施策の成果を的確に表していない点を意見したところであるが、十分な取組が行われていないので、主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標を定めるなど、取組成果を県民に分かりやすく情報提供するよう努められたい。
(農産振興分野)

(漁業協同組合の経営基盤の強化・合併促進)

- (3) 漁業協同組合の経営基盤の強化のため、県内の漁協を3つに再編するよう漁協合併を進めていたが平成19年度末での達成はできなかった。20年度に入り鳥羽以南の漁協で「外湾地区漁協合併推進協議会」が設立されたので、三重県漁連等との連携を図りながら合併の支援等に一層取組まれたい。
(水産振興分野)

(特別会計の貸付金にかかる収入未済)

- (4) 中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、全ての貸付金で収入未済額は前年度より増加しており、全体では3,319,829,734円と多額となっている。

このため、債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めたと

ころであるが、今後はこの方針に則って適切な債権管理を行われたい。

(商工・科学技術振興分野、担い手・基盤整備分野、水産振興分野)

〔貸付金に係る収入未済の状況〕

箇所名	収入未済 科 目 等	平成 19 年度		平成 18 年度	
商工・科学 技術振興分野	中小企業者等支 援資金貸付金	現年度 過年度 計	123,848,379 円 3,115,416,746 円 3,239,265,125 円	現年度 過年度 計	320,548,844 円 2,876,032,180 円 3,196,581,024 円
担い手・基盤 整備分野	農業改良資金貸 付金	現年度 過年度 計	9,695,000 円 44,345,665 円 54,040,665 円	現年度 過年度 計	6,020,500 円 45,843,459 円 51,863,959 円
水産振興分野	沿岸漁業改善資 金貸付金	現年度 過年度 計	3,320,000 円 23,203,944 円 26,523,944 円	現年度 過年度 計	6,170,000 円 17,745,559 円 23,915,559 円
計			3,319,829,734 円		3,272,360,542 円

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

雑入の収入未済が 154,497,524 円（対前年度比 14.5%）あり、不納欠損処分の実施等により前年度と比べて 913,300,688 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

〔その他の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済 科 目 等	平成 19 年度		平成 18 年度	
経営企画分野	雑入（弁償金）	過年度	146,074,922 円	過年度	164,000,206 円
商工・科学 技術振興分野	雑入（補助金 返還金）		—	現年度	962,882 円
農産振興分野	雑入（違約金）		—	過年度	829,500 円
水産振興分野	雑入（補助金 返還金）	過年度	3,026,136 円	過年度	3,026,136 円
観 光 局	雑入（県営サン アリーナ使用 料）	過年度	5,396,466 円	過年度	5,396,466 円
	雑入（貸付金 返還金）		—	過年度	893,583,022 円
計			154,497,524 円		1,067,798,212 円

イ 地域機関分

平成 19 年度末で施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が 7,475,368 円ある。前年度と比べて 556,557 円減少（対前年度比 6.9%減）しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。

〔地域機関の収入未済の状況〕

箇所名	収入未済 科 目 等	平成 19 年度	平成 18 年度
伊勢農林水産 商工環境事務所	雑入 (違約金)	過年度 294,000 円	過年度 294,000 円
	海岸使用料	—	現年度 19,610 円
中央卸売市場	施設使用料等	現年度 600,059 円	現年度 625,613 円
		過年度 6,581,309 円	過年度 7,092,702 円
		計 7,181,368 円	計 7,718,315 円
計		7,475,368 円	8,031,925 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ○は施設維持管理委託	●(1)【平成 19 年度三重県経営品質賞推進事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし	商工・科学技術 振興分野
	●(2)【平成 19 年度地産地消地域連携創造支援事業】(2 件) ・再委託されている事業の一部について、電子入札等の検討の必要有 ・再委託の書面協議及び承諾なし(2 件)	農産振興分野
	●(3)【魅力づくり支援事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし	
	●(4)【平成 19 年度畜産経営技術高度化促進事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし	
	●(5)【三重県短波無線局旧通信ケーブル撤去委託】 随意契約理由不十分	水産振興分野
	●(6)【観光情報提供・管理運用業務委託】 再委託の書面協議及び承諾なし	観光局
	●(7)【平成 19 年度みんなで考えよう!野菜産地課題解決事業】 契約書に個人情報の取扱別記未添付	四日市農林商工 環境事務所
	●(8)【平成 19 年度鶏卵の需給調整に係る養鶏安定推進事業】 ・契約書に個人情報の取扱別記未添付 ・概算払い精算書未提出	
	●(9)【櫛田上地区換地業務委託】 見積もり未徴収	松阪農林商工 環境事務所
	●(10)【経営体育成基盤整備事業計画調査委託事業】 随意契約の具体的理由未記載	
	●(11)【単価契約設計技術アドバイザー業務委託】 随意契約理由不十分	尾鷲農林水産商工 環境事務所
	●(12)【焼却炉温度センサー校正委託】 受託業者からの検査証明書の発行なし	南勢家畜保健衛生所

項 目	内 容	箇 所 名
	(13)【平成19年度三重県関西連携交流会運営委託】 見積書徴収の段階で予定価格未作成	大阪事務所
	(14)【ラジオ放送広告制作委託】 仕様書の未添付	
	◎(15)【農業研究部本館空調設備保守管理業務】 再委託の書面協議及び承諾なし	農業研究所
	◎(16)【伊賀農業研究室空調設備保守管理業務】 冷暖房期間の点検報告が未提出	
	◎(17)【畜産研究部空調設備保守業務委託】 業務の実施状況の記録なし	畜産研究所
	(18)【畜産研究部中小家畜エリア樹木伐採処分業務委託】 契約書未作成	
	◎(19)【汚水施設管理業務委託】 業務日誌の承認を未実施	中央卸売市場
イ 国補工事	(1)【祓川・寺家池県営防災ダム事業（ため池・大）祓川 池堤体工事】 当初設計の精査不十分	四日市農林商工 環境事務所
	(2)【中南勢2期地区勢和多気工区道路工事】 入札情報サービスに掲載する入札公告日付誤り	松阪農林商工環境 事務所
	(3)【宮川2工区地区県営かんがい排水事業（一般）有田 線用水路その3工事】 契約書に技術提案書等未添付	伊勢農林水産商工 環境事務所
ウ 県単工事	(1)【嬉野地区畜産研究部施設整備事業中小家畜エリア造 成工事】 入札情報サービスに掲載する入札公告日付誤り	松阪農林商工環境 事務所
	(2)【畜産研究部外灯取付工事】 工事完了の確認記録なし	畜産研究所
	(3)【施設内のり面補修工事】 特命随意契約理由不十分	
エ 県単補助金	(1)【県単漁港改良事業費補助金】 年度内の履行確認未実施	尾鷲農林水産商工 環境事務所
オ 旅費	(1)【認定農業者組織調査】 航空運賃額を示す書面未添付	担い手・基盤整備分野
	(2)【平成19年度関東・東海ブロック漁業士研修会】 旅行命令書用務先記載不十分	水産振興分野
	(3)【行政経営品質向上活動ベンチマーキング】 旅行命令日不適切	四日市農林商工 環境事務所
	(4)【中層型浮魚礁設計積算及び施工に関する打合せ】 航空運賃額を示す書類未添付	尾鷲農林水産商工 環境事務所
	(5)【高病原性鳥インフルエンザ防疫推進大会】 ・行程と旅行命令が不一致 ・日当加算過払い	南勢家畜保健衛生所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1)【鈴鹿山麓研究学園都市センターの行政財産の目的外使用】 公有財産使用許可台帳未作成	商工・科学技術振興分野
	(2)【朝熊山公衆トイレの無償貸与】 ・利用実態に則した契約方法等の検討が必要 ・公有財産規則に定める手続き等未実施	観光局
	(3) 目的外使用に係る調定及び納入通知遅延	中央卸売市場
イ 金品亡失、盗難等	(1) 公用車の損傷（修理代 15,750 円）	尾鷲農林水産商工環境事務所
	(2) 調査船ガソリントank盗難 （取得価格 ガソリントank 20,000 円、ガソリン 7,500 円）	水産研究所
ウ 公共用地の未登記	別表のとおり	担い手・基盤整備分野

(別表)

箇所名	平成 19 年度末未登記		平成 19 年度中処理分	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
桑名農政環境事務所	過年度 6 筆	1,659.33 ㎡	過年度 2 筆	85.00 ㎡
四日市農林商工環境事務所	過年度 50 筆	19,047.08 ㎡	過年度 1 筆	68.00 ㎡
津農林水産商工環境事務所	過年度 23 筆	3,477.73 ㎡		
松阪農林商工環境事務所	過年度 109 筆	19,924.48 ㎡	過年度 42 筆	6,165.61 ㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	過年度 315 筆	54,656.82 ㎡	過年度 9 筆	608.86 ㎡
伊賀農林商工環境事務所	過年度 368 筆	6,292.60 ㎡	過年度 21 筆	1,148.14 ㎡
熊野農林商工環境事務所	過年度 13 筆	1,650.01 ㎡		
計	884 筆	106,708.05 ㎡	75 筆	8,075.61 ㎡

(4) 手当の認定等

特殊勤務手当について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 特殊勤務実績簿の一部について決裁を一括して実施
四日市農林商工環境事務所	(2) 特殊勤務実績簿の一部について記載不十分
伊勢農林水産商工環境事務所	(3) 特殊勤務実績簿の一部について記載不十分
北勢家畜保健衛生所	(4) 特殊勤務実績簿の一部について決裁を一括して実施

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
商工・科学技術振興分野	(1) 自損事故 (損害額 22,260 円)
担い手・基盤整備分野	(2) 自損事故 (損害額 18,900 円)
桑名農政環境事務所	(3) 物損事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額：県 417,835 円・相手 154,432 円)
	(4) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 廃車 (取得価格：978,500 円)・相手 677,840 円)
四日市農林商工環境事務所	(5) 自損事故 (損害額 4,095 円)
	(6) 自損事故 (損害額 45,255 円)
	(7) 自損事故 (損害額 95,635 円)
	(8) 自損事故 (損害額 29,339 円)
津農林水産商工環境事務所	(9) 自損事故 (損害額 60,900 円)
	(10) 自損事故 (損害額 72,702 円)
	(11) 自損事故 (損害額 11,760 円)
松阪農林商工環境事務所	(12) 物損事故 (負担割合：県 0%・相手 100%) (物損額：県 14,595 円・相手 行方不明)
	(13) 自損事故 (損害額 139,440 円)
伊勢農林水産商工環境事務所	(14) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 60,931 円)
伊賀農林商工環境事務所	(15) 物損事故 (負担割合：不明) (負担額：県 1,512 円)
熊野農林商工環境事務所	(16) 自損事故 (損害額 8,925 円)
北勢家畜保健衛生所	(17) 物損事故 (負担割合：県 15%・相手 85%) (物損額：県 13,992 円・相手 13,650 円)
	(18) 物損事故 (負担割合：県 80%・相手 20%) (物損額：県 55,280 円・相手 154,800 円)
水産研究所	(19) 自損事故 (損害額 81,276 円)

※県費負担の発生しないもの (自家用車の公用使用、相手方全額負担等) を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) リーディング産業展実行委員会負担金の交付要領等未制定
商工・科学技術振興分野	(2) 伝統工芸品等 (展示物) の紛失
津農林水産商工環境事務所	(3) 登記事務嘱託員の報償額誤り
農業研究所	(4) 消耗品費等の二重払い

県土整備部**1 事業の執行に関する意見**

(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託)

- (1) 平成19年度の(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託について、各建設事務所で安易な契約理由の記載が見受けられた。平成20年6月に同財団への測量設計等業務委託発注基準を見直し、契約結果の公表方法を定めたところであるが、随意契約にあたっては具体的・明確な理由の記載と事後の検証を行い、今後もさらに透明性、公正性の確保など厳格な運用を図られたい。(経営企画分野)

(入札・契約制度)

- (2) 公共事業の入札・契約制度の改善については、公共事業総合推進本部(事務局：県土整備部)により全庁的に進められている。指名競争入札の原則廃止や価格と品質が総合的に優れた調達を目指した総合評価方式の制度の拡充がされているところであるが、制度改正等の効果の検証を行うとともに、電気・機械工事などでの1者入札への対応など公正性・競争性・透明性の確保に引き続き取り組まれない。(公共事業総合政策分野)

(公共工事の事務処理)

- (3) 公共工事の事務処理については、WTO(政府間協定)の対象となる公共調達(工事発注)の入札、落札者等に関する三重県公報による公告手続きが行われていなかったことや、河川法に定める許可を得ずに道路、橋梁などの工事を施工したこと、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく公共事業の情報の公表で、一部契約内容に関することが行われなかったことなどで多数の職員が処分を受けている。今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図られたい。(公共事業総合政策分野)

(三木里インター線)

- (4) 三木里インター線については、三木里地区会、尾鷲市、県の三者による環境調査協議会を立ち上げ、搬入土砂内のゴミの選別、環境調査などが行われた結果、土壌の特定有害物質が環境省令で定める基準を超えた調査結果が出た。今後、土壌の処理方法、影響範囲の決定など十分な調査、協議を行い円滑な工事の執行に努められたい。

また、今回の事案にかかる経費や責任など検討するとともに、リスクの把握を含め今後の対策に活かされるよう、さらに検証されたい。(道路政策分野)

(志登茂川浄化センター)

- (5) 志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事で請負業者による中間出来高検査の杭施工管理資料のデータ改ざんがあり、その対応のため工事が進んでおらず、平成19年度決算において約16億9千万円の事故繰越が発生している。

生活基盤となる生活排水処理施設であり、当初予定から大幅に遅れていることから、十分な品質確認を行うとともに、施工管理の徹底を図り、着実な事業の推進に努められたい。

また、今回の事案を契機として、リスクの把握を含め今後の対策に活かされるよう、

さらに検証されたい。

(流域整備分野)

(検査結果と技術力の向上)

- (6) 平成19年度の建設工事検査件数4,932件のうち、指示事項書は20件で担当の所属あてに通知し、各発注機関に共通する指示事項等の概要について、注意喚起を行っている。

今後も、発注機関担当職員の技術力の向上を図るため、更に一層の周知徹底を図るなど、定期的な取組をされたい。

また、平成20年度の組織改正により、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に該当する発注者支援業務である工事実地検査業務を(財)三重県建設技術センターに委託したところであり、同法の趣旨に則り、中立性・公平性・透明性の確保を図られたい。

(工事検査担当)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 県内測量業者との和解による損害賠償金等の分割納付に係る収入未済額が、平成19年度末現在で208,178,699円ある。

これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組まれたい。

- (イ) 県営住宅使用料等の収入未済額が、平成19年度末現在で48,770,126円あり、前年度と比べて18,196,365円減少しているものの、今後とも、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

箇所名	収入未済 科目等	平成19年度		平成18年度	
公共事業 総合政策 分野	雑入 (弁償金)	現年度	0 円	現年度	0 円
		過年度	208,178,699 円	過年度	245,073,191 円
		計	208,178,699 円	計	245,073,191 円
住まいま ちづくり 分野	公営住宅 使用料等	現年度	6,249,477 円	現年度	4,526,167 円
		過年度	42,520,649 円	過年度	62,440,324 円
		計	48,770,126 円	計	66,966,491 円
合 計		256,948,825 円		312,039,682 円	

イ 地域機関分

- (ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が13,381,836円(対前年度比90.8%)あり、前年度と比べて1,355,064円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成19年度	平成18年度
桑名建設 事務所	河川使用料等	現年度 1,441,520 円	現年度 404,444 円
		過年度 290,440 円	過年度 153,768 円
		計 1,731,960 円	計 558,212 円

箇所名	収入未済科目等	平成19年度		平成18年度	
四日市建設事務所	河川使用料等	現年度 過年度 計	710,866 円 353,442 円 1,064,308 円	現年度 過年度 計	1,740,406 円 532,270 円 2,272,676 円
鈴鹿建設事務所	河川使用料等	現年度 過年度 計	22,037 円 1,239,094 円 1,261,131 円	現年度 過年度 計	76,370 円 1,181,264 円 1,257,634 円
津建設事務所	雑入（前払金返還利息等）等	現年度 過年度 計	99,548 円 2,806,971 円 2,906,519 円	現年度 過年度 計	1,259,695 円 2,834,201 円 4,093,896 円
松阪建設事務所	河川使用料等	現年度 過年度 計	4,620 円 18,990 円 23,610 円	現年度 過年度 計	0 円 18,990 円 18,990 円
伊勢建設事務所	岸壁荷揚場 その他使用料等	現年度 過年度 計	0 円 323,290 円 323,290 円	現年度 過年度 計	113,406 円 494,810 円 608,216 円
志摩建設事務所	海岸使用料等	現年度 過年度 計	152,170 円 3,524,020 円 3,676,190 円	現年度 過年度 計	318,935 円 3,408,505 円 3,727,440 円
伊賀建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	4,620 円 509,134 円 513,754 円	現年度 過年度 計	40,706 円 497,619 円 538,325 円
尾鷲建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	210,224 円 495,846 円 706,070 円	現年度 過年度 計	327,625 円 436,826 円 764,451 円
熊野建設事務所	雑入（前払金返還利息等）	現年度 過年度 計	316,734 円 835,431 円 1,152,165 円	現年度 過年度 計	0 円 874,221 円 874,221 円
中勢流域下水道事務所	雑入（前払金返還利息）	現年度 過年度 計	0 円 22,839 円 22,839 円	現年度 過年度 計	22,839 円 0 円 22,839 円
合 計			13,381,836 円		14,736,900 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1) 【三重県県土整備部事業（高規格幹線道路等整備）の施行に伴う用地事務委託】 変更理由について、具体的理由未記載	道路政策分野
	●(2) 【三重県下水道汚泥処理業務】 競争性、公平性の観点から、引き続き他県の状況を踏まえ要検討	流域整備分野
	●(3) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務】 予定価格未作成	住まいまちづくり分野

項 目	内 容	簡 所 名
	●(4) 【県営住宅の外国人入居者への管理業務】 委託期間の見直し	
	●(5) 【一般国道 306 号国補道路交通安全対策工事 [単 価契約]業務の履行確認、検査記録未作成	鈴鹿建設事務所
	●(6) 【一般国道 166 号田引BP県単道路改良工事 (片平1号橋上部工工事費積算業務委託)] 配置技術者の資格要件について、未指定	松阪建設事務所
	◎(7) 【志摩庁舎清掃・警備業務委託] 設計数量の誤り後の事務処理不十分	志摩建設事務所
	●(8) 【三木里港湾海岸清掃等管理業務委託] 統一的な基準(要領)、履行確認手法などが未整備	尾鷲建設事務所
	●(9) 【中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町 公園管理業務委託] 契約書に再委託に関する条項なし	中勢流域下水道 事務所
	●(10) 【中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町 公園(グランドゾーン)(緑地帯ゾーン)(キャ ンプ場ゾーン)草刈業務委託] 3 者で 3 回の契約を行っているので、特命随意契 約にあたっては、契約内容の精査	
	●(11) (財)三重県建設技術センターへの随意契約理 由の記載内容不十分 17 件(うち 1 件は(6)と重複)	鈴鹿・松阪・志 摩・伊賀・尾鷲・ 中勢流域下水道 事務所
イ 国補工事	(1) 【一般地方道辺法寺加佐登停車場線 地方道路交 付金工事(樋門上部工)】 ・総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)で の確認がされていない。 ・契約書の特記事項に繰越承認後の工期変更(標 準工期)が明記されていない。	鈴鹿建設事務所
	(2) 【一般地方道六軒鎌田線 地域自立活性化交付 金工事] 公告、契約書の特記事項に繰越承認後の工期変 更(標準工期)が明記されていない。	松阪建設事務所
	(3) 【一般国道 260 号 志摩BP国補道路改良工事] 「技術提案履行確認協議書」において、施工中 の確認がされていない。	志摩建設事務所
	(4) 【名張曾爾線国補災害防除施設(落石防護柵)工 事] 「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱、様式 A～D」が契約書に未添付	伊賀建設事務所
ウ 県単工事	(1) 【主要地方道烏羽磯部線 地方特定道路整備工事] ・「軽微な設計変更」の手続が必要 ・工事区間外(前年度工事区間)が変更契約の 中に含まれていた。	志摩建設事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) 【一般地方道会山南張線 県単道路改良】 年度末の予算残をみて4日間の工事契約（特記事項に契約後工期延長の記載あり）の締結	伊賀建設事務所
	(3) 【名張青山線地方特定道路整備工事】 ・「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱、様式A～D」が契約書に未添付 ・契約締結後14日以内の協議書が未実施	
	(4) 【平尾南町下比奈知線〔街路〕地方特定道路整備（舗装）工事】 工事発注前の協議不十分	
	(5) 【一般国道422号公共土木施設維持管理費工事】 ・事前の十分な調査が必要 ・指名審査会に工事名、工期、請負業者名、変更内容、変更理由が未報告	
	(6) 【賢島長島線〔街路〕地方特定道路整備工事（道路工事）】 ・軽微な設計変更の事務処理において、請負者との協議書が未実施 ・工期延長の理由が変更理由書に明確に記載されていない。	尾鷲建設事務所
エ 旅費	(1) 【第535回建設技術講習会】 復命不十分	道路政策分野
	(2) 【平成19年度技術研修会】 費用内訳（宿泊費用等）が不明確	鈴鹿・尾鷲・中勢 流域下水道事務所

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が1件あり	公共事業総合政策分野
イ 金品亡失、盗難等	(1) ノートパソコンの損傷（修理代88,089円）	流域整備分野
	(2) 公用車のランプカバーの破損（物損額5,943円）	四日市建設事務所
	(3) 公用車のリアーガラスの損傷（県負担額0円）	鈴鹿建設事務所
	(4) 公用車の損傷（県負担額42,000円）	津建設事務所
	(5) 鋼製側溝蓋等の盗難の発生	松阪建設事務所
	(6) 仮設資材等の盗難の発生	伊勢建設事務所
	(7) 車止めの盗難の発生	尾鷲建設事務所
ウ 公共用地の未登記	過年度に取得した公共用地の未登記が5,365筆、1,339,407.63㎡あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり（別表のとおり）	経営企画分野

(別表)

箇所名	平成19年度末未登記		平成19年度中処理分	
桑名建設事務所	258 筆	155,273.03 m ²	過年度	8 筆
四日市建設事務所	295 筆	61,577.92 m ²	過年度	14 筆
鈴鹿建設事務所	439 筆	53,568.97 m ²	過年度	20 筆
津建設事務所	474 筆	102,513.97 m ²	過年度	20 筆
松阪建設事務所	833 筆	144,825.84 m ²	過年度	36 筆
伊勢建設事務所	1,036 筆	259,520.78 m ²	過年度	22 筆
志摩建設事務所	149 筆	32,973.11 m ²	過年度	14 筆
伊賀建設事務所	145 筆	37,522.04 m ²	過年度	8 筆
尾鷲建設事務所	537 筆	209,282.80 m ²	過年度	6 筆
熊野建設事務所	1,199 筆	282,349.17 m ²	過年度	46 筆
計	5,365 筆	1,339,407.63 m ²	計	194 筆

(4) 普通財産

県土整備部長所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が 30,925.96 m²あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。

(平成19年度末現在)

内 容	面 積 (m ²)	箇 所 名
中ノ川廃川敷外 6 件	5,745.84	経営企画分野
津松阪港	11,839.17	公共事業総合政策分野
鎌谷川外 3 件	1,596.70	四日市建設事務所
国道 25 号外 6 件	5,929.23	鈴鹿建設事務所
県道里鹿谷線外 1 件	771.80	志摩建設事務所
淀川水系久米川	5,043.22	伊賀建設事務所
計	30,925.96	

(5) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
流域下水道特別会計	① 志登茂川浄化センター ② 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町公園(グランドゾーン)(緑地帯ゾーン)(キャンプ場ゾーン)草刈業務委託 ※①については、事業の執行に関する意見に記載 ※②については、支出に関する業務(業務委託)に記載

(6) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
松阪建設事務所	(1) 特殊勤務実績簿の承認がまとめて承認されていた。
志摩建設事務所	(2) 住居手当の認定簿記載漏れ、家賃領収書の未添付
	(3) 危険作業手当の未支給
伊賀建設事務所	(4) 特殊勤務実績簿の承認がまとめて承認されていた。

(7) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
道路政策分野	(1) 自損事故（損害額 80,325 円）
	(2) 自損事故 （廃車 取得価格 875,500 円）
住まいまちづくり分野	(3) 自損事故（損害額 135,717 円）
四日市建設事務所	(4) 自損事故（損害額：県 20,002 円）
	(5) 自損事故（損害額：県 32,067 円）
	(6) 自損事故（損害額：県 5,880 円）
津建設事務所	(7) 物損事故（負担割合：県 100%） （損害額：県 49,980 円）
松阪建設事務所	(8) 物損事故（負担割合：県 100%） （損害額：相手方 148,650 円・県側なし）
	(9) 物損事故（負担割合：県 100%）（公用車） （損害額：相手方 99,198 円・県側 70,350 円）
伊勢建設事務所	(10) 物損事故（負担割合：県 70% 相手 30%） （物損額：県 108,500 円・相手 77,700 円）
	(11) 自損事故（損害額：県 147,966 円）
伊賀建設事務所	(12) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 112,728 円・相手 0 円）
	(13) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 122,640 円・相手 152,000 円）
尾鷲建設事務所	(14) 自損事故（損害額 36,750 円）
熊野建設事務所	(15) 自損事故（損害額：県 49,612 円）

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(8) 危機管理（リスク評価）に関すること

項 目	内 容	箇 所 名
【工事検査業務】	年度内に検査報告書を作成し、監督員等に配布することとしているが、現在、作成されていないので、早急に作成するとともに、進行管理の徹底を図られたい。	工事検査担当

(9) その他

事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
桑名建設事務所	(1) 消耗品の誤払いによる戻入
四日市建設事務所	(2) 委託料の年度誤りによる戻入
鈴鹿建設事務所	(3) 指定管理者制度の条例に基づく協定書締結手続きの遅延
	(4) 屋外広告物許可手数料等の証紙収入実績報告の誤り
	(5) 道路等美化ボランティアへの支援助成の領収等の確認できる書類の徴収
津建設事務所	(6) 契約時における年度割額誤りによる工事請負費前払金の戻入
志摩建設事務所	(7) 国補道路改築事業の歳入管理の徹底
尾鷲建設事務所	(8) 道路等美化ボランティア活動助成事業の実績確認書類の添付の徹底
	(9) 熊野灘臨海公園の管理にかかる事業実績報告書の早期提出
熊野建設事務所	(10) 登記事務嘱託員の報酬過払いによる戻入
	(11) 社会保険料の誤払いによる戻入

出納局**1 事業の執行に関する意見****(会計事務の適正化)**

- (1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など種々取り組まれているところである。この結果、19年度の会計相談件数は11,569件（18年度 7,371件 57.0%増）と大きく増加し、一方出納局検査における19年度の指導件数は643件（18年度 879件 26.8%減）と大幅に減少している。

しかしながら、全般的に相談件数が多い所属ほど、指導件数が多くなっており、特に庁舎外にあって地域駐在が常駐していない県立学校や単独地域機関においては、指導件数が横ばい若しくは増加傾向にある。今後も、これらの所属に対する巡回回数を増加するなど、サポート体制を強化するとともに、出納員、会計職員及び一般職員の事務処理能力の向上を図るための研修等を強化するなど、適正な事務処理についての取組を進められたい。

(出納分野)

企業庁**1 事業の執行に関する意見**

（「企業庁中期経営計画」における重要課題の推進）

- (1) 企業庁が平成19年11月に策定した、「企業庁中期経営計画」においては、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」で示された市水道事業への一元化など、4項目の重要課題について、平成19年度からの4年間の取り組みが示されている。

これら重要課題の推進にあたっては、関係部とともに、県民、ユーザーをはじめ、市町、県議会など関係機関に対して積極的な情報提供に努めるとともに、十分な意見交換を行うことによって、経営改善に対する理解を得ながら、適切かつ着実に取組を進められたい。
（経営分野、事業分野）

（計画的な施設改良と危機管理の取組）

- (2) 企業庁では「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」の策定に合わせ、平成19年度から10年間の「企業庁施設改良計画」を平成19年11月に策定した。施設改良の実施にあたっては、長期間にわたって多額の投資が必要となることから、経営的な観点から、計画的・効率的に実施されたい。

また、水道・工業用水、電気の「安全・安心・安定」供給確保の観点から、「企業庁防災危機管理推進計画」に基づき、引き続き施設の耐震化など、危機管理の取組を計画的に進められたい。
（経営分野、事業分野）

（水道事業における建設事業の計画的な実施）

- (3) 北勢系第2次拡張事業の一部給水（平成21年7月）及び伊賀広域水道建設事業の全部給水（平成21年4月）の開始予定時期が近づいていることから、着実な建設事業の実施に努められたい。
（事業分野）

（工業用水道事業における未利用水等の活用）

- (4) 将来の工業用水の需要に備えて確保している長良川河口堰の水源については、当面水需要の大幅な伸びが期待できない状況にあることから、関係部と連携し、その活用方法を引き続き検討されたい。

また、営業中の工業用水道事業において未契約の水量（未売水）があることから、需要の拡大に引き続き取り組まれたい。
（経営分野、事業分野）

（長期債務の繰上償還）

- (5) 水道・工業用水道事業においては、平成19年度から3年間の特例措置として、補償金免除の高金利企業債の繰上償還が総務省から認められたことにより、支払利息軽減のため、この期間内に重点的に企業債の繰上償還を行われたい。

また、水資源機構割賦負担金の繰上償還についても、より一層努められたい。

（経営分野、事業分野）

(入札・契約に係る事務処理)

- (6) 平成19年度発注の工事において、請負業者の配置主任技術者の資格要件が不足したまま契約を締結した事案が1件発生しているので、入札・契約事務におけるチェック機能を強化し、再発防止に向け適正な事務処理の徹底を図られたい。

(経営分野、事業分野)

2 財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【財務会計システムのカスタマイズ業務委託】 執行伺い未作成	経営分野 (3 事業会計共通)
	●(2)【財務会計システム保守及び運営支援サービス業務委託】 執行伺い未作成	
	(3)【RDF貯蔵施設ガス濃度測定器校正等業務委託】 納税確認を契約後に実施	三重ごみ固形燃料発電所
	(4)【発電所構内道路清掃業務委託】 随意契約の理由が不十分	
	◎(5)【発電所消防設備点検業務委託】 納税確認を契約後に実施	
イ 県単工事	(1)【高野浄水場緩速攪拌機取替工事】 工事目的物引渡書が未徴収	中勢水道事務所
ウ 旅費	(1)【地方公営企業連絡協議会】 航空運賃額を示す書面未添付	経営分野 (3 事業会計共通)

(2) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 物品調達決議書の所定欄に検収の記録なし	三重ごみ固形燃料発電所
イ 金品亡失、盗難等	(1) グレーチング・コンクリート蓋の盗難 (150,000 円)	北勢水道事務所
	(2) グレーチングの盗難 (120,000 円)	中勢水道事務所
	(3) 鉄製蓋の盗難 (16,000 円)	伊賀水道建設事務所
	(4) 公用車の損傷 (110,821 円)	
ウ 未登記	(1) 過年度 1筆 13.2 m ²	北勢水道事務所

(3) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
伊賀水道建設事務所	(1) 公用車 物損事故 (負担割合: 県 100%) (物損額: 110,821 円)

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

病院事業庁

1 事業の執行に関する意見

(新たな経営計画の早期策定)

- (1) 病院経営を取り巻く環境が非常に厳しい中、平成19年度決算では、病院事業全体で累積欠損金は33億9,194万円となっている。また、年々運転資金が減少しており、年度末の現金預金残高は9億7,799万円となり、非常に不安定な資金状況になっており、安定的な資金の確保や累積欠損金の解消が求められている。

病院事業庁として、「病院事業の在り方検討委員会」の答申と、その後知事から出される方向性に基づき、役割機能を明確にし、また安定的な資金の確保や累積欠損金の解消についての対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」を早急に策定されたい。

(一般会計からの繰入基準の見直し)

- (2) 平成19年度の一般会計からの繰入金は、33億2,072万円(収益的収支に係る分)で、前年度と比べ8,783万円増加している。

病院事業庁としては、「公立病院改革ガイドライン」のひとつの視点である経営の効率化にかかる指標の策定にあたり、役割機能を明確にしたうえで、繰入基準の見直しを行い、引き続き県民に理解が得られるようわかりやすく説明されたい。

一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

区分	平成18年度 (A)		平成19年度 (B)		(B) - (A)	
	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支
総合医療センター	1,169,663	438,085	1,207,493	481,150	37,830	43,065
こころの医療センター	937,458	190,654	945,605	182,033	8,147	△ 8,621
一志病院	291,423	66,159	315,008	61,093	23,585	△ 5,066
志摩病院	700,591	306,481	716,249	302,552	15,658	△ 3,929
県立病院経営室	133,755	0	136,366	0	2,611	0
計	3,232,890	1,001,379	3,320,721	1,026,828	87,831	25,449
繰入比率(ポイント)	23.7	-	24.0	-	0.3	-

(医療スタッフの確保と職場環境の改善及び安定的かつ継続的な医療の提供)

- (3) 医師・看護職員の確保が困難な中、三重大学との連携強化など、独自の確保対策を実施しているものの、医師・看護職員を充足するまでには至っていない。

引き続き、研修機会の拡充など魅力ある病院づくりをめざすとともに、県及び関係機関との連携を一層強化し、医療スタッフの確保を図り、安定的かつ継続的な医療を提供されたい。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

平成19年度における患者自己負担金に係る未収金の解消については、法的措置の実施や債権回収業務委託等により一定の成果が出ているが、平成20年3月31日現在の未収金残高は、4病院合わせて1億9,468万8,339円（対前年度比106.2%）と、前年度と比べ1,129万3,792円増加している。

また、支払う能力があるにもかかわらず支払わないものが、全体の未収金のうち4,921万4,573円（約25.3%）を占めていることから、それらに対する法的措置、債権回収業務委託などの重点的な対応等、それぞれの未収金の状況に応じた対策や発生防止に、より一層取り組まれない。

さらに、簿外管理債権については、平成19年度末現在で250債権4,289万5,360円となっていることから、簿外管理債権の統一した処理方針を早急に作成し、公平性の観点からも適切な債権管理に努められない。

年度末未収金の推移（診療報酬私費分）

（単位：件、円）

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総合医療センター	522	123,887,445	502	134,487,403	603	133,953,313
こころの医療センター	134	25,131,873	100	20,106,710	148	28,505,950
一志病院	5	1,320,793	8	1,433,653	7	1,093,263
志摩病院	196	21,775,561	205	27,366,781	267	31,135,813
計	857	172,115,672	815	183,394,547	1,025	194,688,339

過年度未収金分類

（単位：件、円）

分 類	平成18年度				平成19年度			
	件数	割合	金 額	割合	件数	割合	金 額	割合
分納中	113	13.9%	27,179,008	14.8%	212	20.7%	33,912,929	17.4%
本人死亡、行方不明等回収不可能なもの	98	12.0%	20,902,631	11.4%	77	7.5%	13,796,891	7.1%
自己破産等支払能力がないことが明らかなもの	105	12.9%	32,870,804	17.9%	84	8.2%	34,290,932	17.6%
支払う能力があるのに支払わないもの	278	34.1%	54,016,926	29.5%	379	37.0%	49,214,573	25.3%
法的措置を実施したもの	194	23.8%	36,173,968	19.7%	246	24.0%	52,160,734	26.8%
その他	27	3.3%	12,251,210	6.7%	27	2.6%	11,312,280	5.8%
計	815	100.0%	183,394,547	100.0%	1,025	100.0%	194,688,339	100.0%

簿外管理としている未収金の状況

（単位：件、円）

区 分	平成18年度		平成19年度		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総合医療センター	113	16,689,990	53	12,710,120	166	29,400,110
こころの医療センター	50	8,711,587	1	406,700	51	9,118,287
一志病院	0	0	0	0	0	0
志摩病院	27	3,736,263	6	640,700	33	4,376,963
計	190	29,137,840	60	13,757,520	250	42,895,360

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ○は施設維持管理委託	●○(1)【空調設備保守点検（自動制御機器）業務委託】 当初契約と仕様が変更となっているが、委託契約の変更手続きがされていない。	総合医療センター
	●(2)【医事電算業務】 予定価格の設定根拠不明確	一志病院
	●(3)【廃棄物（可燃物・不燃物）処理業務】 競争性・透明性の確保が必要	
	●(4)【全自動血液ガス分析装置保守点検】 予定価格の設定根拠不明確	
	●○(5)【汚水処理施設管理業務】 ・予定価格の設定根拠不明確 ・競争性、透明性の確保が必要	
	●(6)【血管連続撮影保守】 予定価格の設定根拠資料なし	志摩病院
	●(7)【医事電算業務】 ・予定価格未作成 ・契約書に個人情報適正管理に関する条項なし	
	○(8)【三重県立志摩病院設備管理業務】 ・指名基準が不明確 ・予定価格の設定根拠資料なし ・予定価格調書を税抜きで作成 ・契約書に個人情報適正管理に関する条項なし ・従事者の資格確認未実施	
	○(9)【三重県立志摩病院清掃洗濯業務】 ・予定価格の設定根拠資料なし ・契約書に個人情報適正管理に関する条項なし	
	●○(10)【エレベーター保守業務】 予定価格の設定根拠資料なし	
イ 県単工事	(1)【受水槽改修工事】 既存ネットフェンスの取替、手摺りの設置の追加工事を当初設計に含めておく必要あり	志摩病院
ウ 旅費	(1)【県立病院改革に関する調査】 不経済な行程による出張	県立病院経営室
	(2)【第72回日本循環器学会総会・学術総会】 復命書の記述が不十分	
	(3)【日本看護管理学会】 航空運賃を確認できる書類が未添付	総合医療センター
	(4)【日本精神神経学会総会】 不経済な行程による出張	こころの医療センター
	(5)【日本デイケア学会第12年次大会】 不適切な日当支給	

項 目	内 容	箇 所 名
	(6)【日本循環器学会会合】 ・出席した研修講座が復命書に未記載 ・特別承認の承認もれ	志摩病院

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 公舎の使用許可時に許可書の写しが、また退舎時に退舎届及び自動車保管場所返還届の写しが事業庁長等に未送付	一志病院
	(2) 公舎使用申込書及び自動車保管場所使用申込書の使用許可書が申請者に未交付	志摩病院
	(3) 公舎使用許可書の写し及び自動車保管場所使用許可書の写しが県立病院経営室長に未送付	
	(4) 公舎貸付簿及び自動車保管場所貸付簿が未作成	
イ 金品亡失、盗難等	(1) 小火の発生による掛け布団、カーテン、柱の損傷	こころの医療センター

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
県立病院経営室	(1) 扶養手当支給漏れ
総合医療センター	(2) 住居手当額算定時の確認不十分
こころの医療センター	(3) 扶養手当支給漏れ
志摩病院	(4) 扶養手当事後確認の所得証明書添付漏れ

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
県立病院経営室	(1) 消耗品費の二重払いが発生しているので、事務の内部チェック体制の強化が必要
総合医療センター	(2) 退舎時の公舎貸付料について、日割計算されていない
	(3) 診療報酬の請求で、誤って請求したため戻出となった案件が散見されており、チェック体制の確立、発生防止対策が必要
一志病院	(4) 退職金の支給に対し、支出額を誤り戻入しているので、支出審査を厳格に行うことが必要

箇 所 名	内 容
	(5) リース終了後に安価で購入したパソコンに対し、消耗品ではなく、備品として管理することが必要
志摩病院	(6) 初診時加算の算定誤りが約 40 件発生。原因を究明し対策を講じる必要あり
	(7) 予定価格の積算根拠資料なし
	(8) 貯蔵品の実地棚卸の報告に係る決裁書類未作成

議会事務局

1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)

- (1) 政務調査費については、透明性の向上を図るため、平成19年3月に「三重県政務調査費の交付に関する条例」が改正され、19年5月に「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」が施行されたほか、20年6月からは収支報告書を議会図書室で常時閲覧に供しているところである。

19年度分の収支報告書について、添付されている1件1万円以上の領収書等の写しをもとに、条例及び施行規程の規定に照らし内容を確認した結果、同一旅費が、会派分と議員個人分に重複して支出されているなど返還を要する事例が見受けられたほか、領収書に内容が十分付記されていないなど取扱いに改善を要する事例、年度を越える新聞・雑誌の購読契約に係る経費の一括計上など取扱いに関して基準を明確にすべき事例が見受けられた。

これらについて、議会事務局においては、チェック体制を強化するとともに、領収書の取扱いや使途基準について、より明確なルールづくりに向け引き続き取り組まれない。

2 財務等に関する意見

(1) 支出に関する事務

委託の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
ア 業務委託 ●は特命随意契約	●【平成19年度議会電波広報（番組制作・電波購入・放映等委託）業務】 ・契約書に個人情報保護に係る条項の記載がない。

監査委員事務局

1 事業の執行に関する意見

(事務局職員の専門性の向上)

- (1) 地方自治体においては、公金支出における不正行為事件など、国民の信頼を著しく失墜させる事象が相次いで発生し、自治体の信用が失墜し、チェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査や、地方公会計改革による資産・債務管理の分析など、新たな業務への効率的な対応が必要となっている。

このようなもと、事務局職員の専門的知識の向上等を図るため、「人材育成方針」(平成18年5月)を定め、研修に取り組んでいるが、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有するよう努められたい。

2 財務等に関する意見

(1) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めるなど、発生防止の措置を講じる必要がある。

発生日時	内 容
平成19年12月13日	(1) 物損事故(負担割合:相手方が特定できないため不明。) (物損額 : 県公用車の修理代 98,270円)

※県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

人事委員会事務局

概ね適正に処理されていた

教育委員会事務局**1 事業の執行に関する意見****(障がい者雇用の促進)**

- (1) 平成 19 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は、1.35%と前年度に比べて、0.07 ポイント向上しているが、法定雇用率 2.0%に達していないので、引き続き積極的な雇用促進に努められたい。
(教育支援分野)

(特別支援教育の推進)

- (2) 特別支援学校の児童生徒数は、1,240 人(平成 20 年度)と前年度に比べ 112 人増加しており、年々増加傾向にある。平成 19 年 4 月に障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて指導・支援を行う特別支援教育に移行され、児童生徒が急増したことから、20 年 3 月に県立特別支援学校整備第一次計画(平成 19 年度～22 年度)が策定された。

今後、児童生徒に対する各学校での支援体制や取組状況等を把握し、一貫した支援体制の構築を図るとともに、児童生徒の増加に伴う教室の確保、地域バランスを考慮した適正な学校配置、長時間通学の負担軽減等といった様々な課題が計画的に解消されるよう第一次計画に基づいて着実に取り組まれたい。
(学校教育分野)

(キャリアコーディネーター活用事業)

- (3) 平成 19 年度において、人材派遣会社の派遣社員が、生徒の個人情報などを不正取得するなどして中途解雇された。20 年 10 月には、この元社員が県内高等学校の生徒を誘拐し、同年 11 月には、身の代金目的拐取などの罪で起訴されるという重大な事件が発生している。

本事業については、直接生徒と接触を持つ業務にもかかわらず資格要件の設定、確認が不十分であったこと、また中途解雇の申し入れなどに際して公文書記録が残されていないことなど不適切な事務処理や対応があった。

事業の手法について抜本的に見直すとともに、こうしたことが二度と起きないように執行体制の検証と見直しを行い、組織としてのチェック機能の強化を図られたい。
(学校教育分野)

(事務管理体制等の確立)

- (4) 県立学校等において、旅費の不正受給や引率時の職務放棄、授業料、生産物収入の現金長期保管、施設の目的にそぐわない利用者の受入や県外宿泊事業の実施など不適切な事務処理が数多く見受けられた。関係職員が一体となった事務管理チェック体制を確立し、法を遵守した適切な事務処理の徹底に努められたい。

(尾鷲高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、熊野少年自然の家)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、37,015,330 円（対前年度比 132.7%）あり、前年度と比べて 9,113,494 円増加している。今後、更に増大することとも考えられることから、早急に対策について取組み、特に三重県高等学校等修学奨学金返還金については、滞納整理に関する要綱に基づき、連帯保証人に対する代位弁済依頼を強力に求めるなど、その収納促進及び未収金の発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済 科目等	平成 19 年度	平成 18 年度
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度 10,509,398 円 過年度 12,822,187 円 計 23,331,585 円	現年度 7,448,455 円 過年度 6,831,241 円 計 14,279,696 円
教育支援分野	雑入(給与過払い分)	過年度 149,535 円	過年度 269,535 円
	雑入(退職手当戻入分)	過年度 1,228,323 円	過年度 2,716,323 円
	延納利息	過年度 39,740 円	現年度 39,740 円
学校教育分野	スクールカウンセラー通勤手当返還金	過年度 97,280 円	過年度 97,280 円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度 2,671,400 円 過年度 4,329,400 円 計 7,000,800 円	現年度 2,567,800 円 過年度 3,180,400 円 計 5,748,200 円
	進学奨励金返還金	現年度 2,943,909 円 過年度 2,116,158 円 計 5,060,067 円	現年度 3,091,002 円 過年度 1,300,060 円 計 4,391,062 円
	高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金	過年度 108,000 円	現年度 360,000 円
合 計		37,015,330 円	27,901,836 円

イ 高等学校分

高等学校授業料等の収入未済については、11,998,709 円（対前年度比 66.1%）と多額になっており、前年度と比べて 6,167,243 円減少しているので、引き続き高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の規定に基づいた滞納整理を実施するよう各学校に周知徹底を図ることにより、その収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済 科目等	平成 19 年度	平成 18 年度
県立高等学校 (37 校)	高等学校授業料	11,403,352 円	17,109,302 円
県立高等学校 (4 校)	弁償金・学校開放事業光熱水費負担金等	595,357 円	1,056,650 円
計		11,998,709 円	18,165,952 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【三重県立学校授業料の収納に関する事務処理業務委託】 特命随契理由の記載が不十分	経営企画分野
	●(2)【平成 19 年度高校芸術文化祭委託】 契約者の実行委員会事務局長である室長が検査員兼任	学校教育分野
	●(3)【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】 予定価格の設定根拠不明確	
	●(4)【みえスポーツフェスティバル 2007 開催事業】 予定価格が未設定	社会教育・スポーツ分野
	●(5)【平成 19 年度トップアスリート養成事業】 予定価格が未設定	
	◎(6)【消防用設備保守点検業務】 仕様書が契約書に未添付	桑名高等学校
	●(7)【製氷機保守点検】 特命随契理由の記載が不十分	四日市四郷高等学校
	◎(8)【浄化槽保守点検業務】 ・検収記録が未作成 ・予定価格の設定根拠が不明確	四日市農芸高等学校
	◎(9)【消防用設備保守点検業務】 点検時期が、契約書の条項に基づいていない。	
	(10)【平成 19 年度産業廃棄物処理業務委託】 契約書に定める許可証が契約書に未添付	
	●(11)【三重県立白子高等学校複写機保守業務】 契約書に個人情報の適正管理条項なし	白子高等学校
	●◎(12)【エレベーター保守点検委託】 予定価格が未記載	石薬師高等学校
	◎(13)【消防用設備保守点検業務】 契約書に定める仕様書が未添付	
	◎(14)【污水处理施設維持管理委託】 予定価格が未記載	
	(15)【廃棄物処理委託】 予定価格が未記載	
	◎(16)【浄化槽保守点検業務委託】 予定価格の設定根拠不明確	稲生高等学校
	(17)【一般廃棄物収集運搬業務】 予定価格の設定根拠不明確	
	(18)【一般廃棄物収集運搬業務委託】 見積依頼業者の選定理由が不明確	亀山高等学校
	◎(19)【消防用設備保守点検業務委託】 契約書仕様書に定める委託業務履行確認書が未作成	津工業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(20) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】 回収後の確認記録なし	津商業高等学校
	●(21) 【介護福祉系列の福祉実習】 ・ 予定価格が未作成 (2 件) ・ 個人情報の取り扱いについて、契約書本文に明記なし	白山高等学校
	●(22) 【一般廃棄物収集運搬処理委託業務】 地区内に1社しかないという理由で特命随意契約を行っているが、旧白山町内に限っても複数の一般廃棄物処理業者（許可業者）が存する。	
	●(23) 【学校医及び学校歯科医に関する業務】 特命随意契約を締結する理由、適用条項が未記載	飯南高等学校
	◎(24) 【し尿浄化槽保守点検業務委託】 予定価格が未設定	宇治山田高等学校
	(25) 【一般廃棄物処理業務委託】 予定価格が未設定	
	(26) 【福祉実習】 契約書が未作成	明野高等学校
	●◎(27) 【電話設備保守点検委託】 ・ 仕様書が未作成 ・ 月々の保守点検の記録（報告書）が未保存	水産高等学校
	(28) 【寄宿舍厨房害虫駆除業務委託】 ・ 仕様書が未作成 ・ 月々の保守点検の記録（報告書）が未保存	
	●◎(29) 【エレベーター保守点検業務】 執行伺いなし	上野高等学校
	(30) 【社会福祉施設実習】 個人情報保護に関して遵守する規定の記載が不十分	上野商業高等学校
	●(31) 【一般廃棄物収集運搬処理委託】 ・ 特命随意契約理由不十分 ・ 予定価格が未設定	名張高等学校
	●(32) 【給食調理室害虫駆除委託】 特命随意契約理由不十分	
	●(33) 【クエストエデュケーションプログラム委託契約】 予定価格が未作成	
	(34) 【一般廃棄物収集、運搬業務委託】 収集毎の履行が未確認	木本高等学校
	●◎(35) 【エレベーター保守点検業務委託】 予定価格が未作成	紀南高等学校
	◎(36) 【消防設備保守点検業務委託】 検収記録が未作成	

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(37)【自動ドアの保守点検整備業務委託】 ・契約書未作成、 ・支出負担行為未整理 ・予定価格が未記載	盲学校
	●(38)【一般廃棄物運搬業務委託】 少量の回数を請け負う業者が他にないという理由で特命随意契約を締結しているが、管内他業者に確認せず継続している。	特別支援学校 東紀州くろしお学園
イ 県単工事	(1)【三重県営鈴鹿スポーツガーデンクライミングウォール設置工事】 当初段階の設計において、事前検討が不十分	社会教育・スポーツ分野
	(2)【三重県総合教育センター空調機設置工事】 契約書の工期（着工日）に記載誤りあり	研修分野
	(3)【体育館耐震工事に伴うくものすLAN移設、再設置工事】 予定価格が未記載	桑名西高等学校
	(4)【三重県立白子高等学校管理棟（27棟）英語実習室空調機設置工事】 契約同い未作成	白子高等学校
	(5)【グラウンド試掘業務】 完成認定書等の検査の記録書類が未作成	石薬師高等学校
	(6)【進路指導室兼3年生職員室空気調和装置取付工事】 ・工事内容・工期等の分かる書類が未作成 ・契約書が未作成 ・完成認定書等の検査の記録書類が未作成 ・支出後に出納検査を受けているが、その際指摘された事項について、その後未対応	
	(7)【ガス管改修工事】 契約書に完成報告書の提出規定なし	稲生高等学校
	(8)【亀山高等学校体育館床支持脚取換工事】 施行同い段階の工事内容の精査不足	亀山高等学校
	(9)【ガス管入替工事】 予定価格の設定根拠不明確	津商業高等学校
	(10)【休養室改修工事】 工事内容の変更の積算内訳なし	白山高等学校
	(11)【教職員住宅A-1号室DK修繕工事】 事業者選定根拠が事業者選定取扱要領と不整合	昴学園高等学校
	(12)【普通教室棟4階トイレフラッシュバルブ取替修繕】 事業者選定根拠が事業者選定取扱要領と不整合	
	(13)【寄宿舎循環濾過装置取替工事】 予定価格の設定根拠不明確	城山特別支援学校
	(14)【西日野こじ学園体育倉庫解体工事】 予定価格が未記載	特別支援学校 西日野こじ学園

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 県単補助金	(1)【三重県大学・短大進学支援利子補給金】 平成18年に受給資格を得て、1月に申請をしたものに交付していないことが判明し、18年度分を19年度に交付している事例あり	経営企画分野
	(2)【2009年第29回世界新体操選手権大会開催準備会負担金】 県負担金については、「2009年第29回世界新体操選手権大会開催準備会」に対して交付され、実質的に県職員が県会計規則に準じて執行しているが、消耗品等購入に際して立替払いが見受けられる。	社会教育・スポーツ分野
エ 旅費	(1)【第60回全国公立高等学校事務職員研究大会】 復命書不十分	教育支援分野
	(2)【職域保健師等研修】 復命書不十分	
	(3)【全国教育研究所連盟カリキュラム研究協議会福岡大会】 自家用車使用が未承認	研修分野
	(4)【第58回全国学校給食研究協議大会】 復命書の記載が不十分	
	(5)【第12回全国高等学校総合学科教育研究大会】 復命書の記載が不十分	いなべ総合学園 高等学校
	(6)【近畿高等学校家庭科教育研究大会】 旅行命令書に車番未記載	四日市農芸高等学校
	(7)【全国理科教育大会・日本理化学協会総会長野大会】 一部復命書の内容が不十分	石薬師高等学校
	(8)【全国高等学校校長会・研究協議会】 旅費の請求誤りあり	稲生高等学校
	(9)【県立熊本高等学校・熊本第二高等学校 進路指導ベンチマーク】 飛行機料金について過少積算	津高等学校
	(10)【第57回全国学校保健研究大会】 鉄道経路不適切	みえ夢学園高等学校
	(11)【県立八海高等学校 平成19年度北信越東海ブロック体育学科・体育コース連絡協議会】 ・システム操作の誤りによる過払いの発生 ・復命書の記載が不十分	久居高等学校
	(12)【平成19年度第55回全国商業教育研究大会】 夜間帰着加算の過払い	木本高等学校
	(13)【平成19年度聴覚障がい教育担当教員講習会】 復命書の記載が不十分	特別支援学校伊賀つばさ学園
	(14)【事業の下見】 復命書の記載が不十分	熊野少年自然の家
	(15)【全国少年自然の家連絡協議会他】 復命書の記載が不十分	

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 公有財産、物品の管理状況	(1) 菰野高等学校における学校用地について、使用に係る権利関係が未整理、不明確	教育支援分野
	(2) マシニングセンターについては、長期間利用されておらず、性能も陳腐化しており、今後も当機関の研修事業に活用できる状況にないため、処分等の検討が必要	研修分野
	(3) 工作物について、公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳（副本）の現有高が不一致	桑名西高等学校
	(4) 土地・建物の目的外使用許可に際し、申請に図面添付なし	桑名工業高等学校
	(5) 廃棄済の登録がされていない物品や、標示票の確認できない物品あり	
	(6) 工作物について、公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳（副本）の現有高が不一致	いなべ総合学園高等学校
	(7) 重要物品集計表が未作成	四日市農芸高等学校
	(8) 自動販売機にかかる建物使用料等が未徴収	亀山高等学校
	(9) 三重県高等学校体育連盟の事務所について、使用に係る手続きがされていない。	
	(10) 廃棄済の登録がなされていない重要物品があり	みえ夢学園高等学校
	(11) 重要物品（ワープロシステム）が数年来使用されないまま積み上げられている。	上野商業高等学校
	(12) 飲料自動販売機が校内の水道に接続しているにもかかわらず負担金未徴収	あけぼの学園高等学校
	(13) 教育財産目的外使用について、使用許可台帳が未作成	名張高等学校
	(14) 公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳（副本）の現有高が不一致	木本高等学校
	(15) 公有財産定期報告書を教育長に提出しておらず、公有財産台帳について整理がなされていない	埋蔵文化財センター
イ 金品亡失、盗難等	(1) 公用車の損傷（修理代 26,145 円）	社会教育・スポーツ分野
	(2) 体育教官室の入口のドアガラスが盗難により破損（修繕額 26,187 円）	四日市四郷高等学校
	(3) 鍵の紛失、財務会計システム用ワイヤーロックの切断	川越高等学校
	(4) プール窓ガラス(11,025 円)1 枚の損傷、生徒所有物（水泳パンツ、タオル）の盗難（修繕費用：11,025 円）	四日市中央工業高等学校
	(5) パソコンの付属品である盗難防止用ワイヤーロックを切断にて破損	津西高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(6) デジタルカメラ (3 台) 盗難 (取得額 15,960 円×3 台=47,880 円)	津東高等学校
	(7) パソコンの損傷 (修理代 1,348,620 円)	県立高等学校 (20 校)

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 扶養手当の事後確認において、所得証明書未添付の事例あり
桑名西高等学校	(2) 教員特殊業務手当において、実績簿の勤務時間に記載誤り、出勤簿等の関係書類の整理が不十分、実績簿の作成が著しく遅延している事例あり
桑名工業高等学校	(3) 扶養手当の事後確認が不十分
	(4) 特殊勤務手当の支給誤り、実績簿の押印なしの事例あり
いなべ総合学園高等学校	(5) 扶養手当の認定簿が未作成 (1 名)
菰野高等学校	(6) 特殊勤務手当実績簿の責任者印及び従事者印が押印されていない。
石薬師高等学校	(7) 通勤手当の認定において、交通費が過少となっている事例あり
津高等学校	(8) 主任手当の実績簿の承認において、まとめて承認している。
昂学園高等学校	(9) 住居手当の事後確認において、家賃であることがわかる書類が未添付
	(10) 扶養手当の事後確認において、所得証明と送金していることがわかる書類が未添付
	(11) 通勤手当の事後確認において、遠隔地単身赴任者の有料道路料金が未確認
水産高等学校	(12) 扶養手当の新規認定の際、支給要件 (所得金額) の確認不十分 (1 名)、事後確認の書類が未提出
	(13) 住居手当の事後確認の書類が未提出
上野高等学校	(14) 教育業務連絡指導手当の実績簿が 1 月分まとめて整理されている。
上野商業高等学校	(15) 住居手当の賃料の内、共益費、駐車場代が書面で未確認の事例あり
	(16) 特殊勤務手当の主任手当についての実績簿が、1 ヶ月に 1 回押印する様式となっている。
盲学校	(17) 扶養手当の認定時の必要書類が不備、事後未確認の事例あり
	(18) 住居手当の過払い、認定時の必要書類が不備な事例あり
	(19) 通勤手当の認定時の必要書類が不備な事例あり
特別支援学校 東紀州くろしお学園	(20) 扶養手当の支給要件の事後確認がされていない。
	(21) 住居手当の支給要件の事後確認がされていない。扶養親族の特定期間における加算手続きがされていない。

箇所名	内 容
	(22) 通勤手当の支給要件の事後確認がされていない。
	(23) 教員教育業務連絡指導手当の支給誤りあり、また、本校分の教員教育業務連絡指導手当実績簿に校長、監督の押印が全くされておらず、さらに、業務実績報告の遅延等あり

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
社会教育・スポーツ分野	(1) 自損事故（物損額：県 26,145 円）
明野高等学校	(2) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%） （物損額：県 140,721 円）

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 資金前渡の払出日が領収日となっていない、資金前渡の支払日が実際に経費の必要な日より 2 週間以上早くになっている、領収日以降に口座から出金されている事例あり
四日市農芸高等学校	(2) 現金収納した授業料の領収書、納付書を一部消印せずに、納付者にも交付せず、現金を数ヶ月まとめて、公金口座に収納している。
	(3) 授業料の現金納付者への納付期限について、毎月ごと通知されていない。
	(4) 現金収納事務に係る会計処理の不備により、現金日計表に現金残高が多く発生している。
	(5) 一部の生産物売払代金について、請求書を発行し債務者から専用の通帳に入金させ処理している。
	(6) 生産物売払生産収入の専用口座に貯金利子が発生している。
	(7) 出勤簿について、一部の教職員が長期にわたって押印していない。
亀山高等学校	(8) 過年度収入（高等学校授業料）の調定額変更や歳出戻入あり
津高等学校	(9) 支払の過誤による歳出戻入あり
白山高等学校	(10) 支払い時の不注意による歳出戻入あり
盲学校	(11) 副務者等によるチェック機能が働いていない。
埋蔵文化財センター	(12) 出納員が会計職員を兼任

労働委員会事務局

概ね適正に処理されていた

海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局**1 財務等に関する意見****(1) 支出に関する事務**

旅費の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
ア 旅費	(1)【海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議】 復命書の内容が不十分

警察本部**1 財務等に関する意見****(1) 収入に関する事務****ア 本庁分**

放置違反金の調定額が平成 19 年度は 146,665,000 円（対前年度比 164.6%）と増加している中で、収入未済額が 25,362,000 円となっており、前年度より 15,400,000 円増加している。

また、公用車損傷に係る弁償金の収入未済額が 277,210 円発生している。

今後とも、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

【未収金の状況】

収入未済科目等	平成 19 年度		平成 18 年度	
放 置 違 反 金	現年度	19,710,000 円	現年度	9,962,000 円
	過年度	5,652,000 円	過年度	0 円
	計	25,362,000 円	計	9,962,000 円
弁 償 金	現年度	277,210 円	現年度	0 円
	過年度	0 円	過年度	0 円
	計	277,210 円	計	0 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ●は特命随意契約 ◎は施設維持管理委託	●(1)【診断用模擬運転装置保守委託】 履行確認書の日付誤り	警察本部
	◎(2)【津警察署冷暖房設備保守点検業務】 書面による再委託承認なし	
	◎(3)【三重県運転免許センター清掃管理業務】 履行確認不十分	
	(4)【自家用電気工作物保安管理業務】 実施責任者の設置報告が未提出	四日市北警察署
	◎(5)【冷暖房設備保守点検業務委託】 作業責任者及び作業員の選任報告未提出	
	●(6)【自家用電気工作物保安管理業務】 特命随意契約理由不適切	名張警察署
	●◎(7)【エレベータ保守点検業務】 予定価格の根拠不明確	
	◎(8)【浄化槽保守点検業務】 予定価格の根拠不明確	
イ 国補工事	(1)【国補交通管制機器更新・改修工事】 監督員の工事完成報告書受理欄未記載	警察本部
	(2)【国補交通管制システム中央機器改修工事】 監督員の工事完成報告書受理欄未記載	
	(3)【国補交通信号機高度化改良工事（第2号）】 監督員の工事完成報告書受理欄未記載	

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 県単工事	(1)【松原住宅浴室改修工事】 2件の修繕工事の一体的施工について、検討不十分	熊野警察署
エ 県単補助金	(1)【みえ犯罪被害者総合支援センター補助金】 交付要領に申請書提出時期及び添付書類の規定なし	警察本部

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 金品亡失、盗難等	(1) 交通事故処理中に使用した発煙筒による公用車タイヤの損傷（整備工場で修理）	警察本部
	(2) パーキングメータの現金盗難（被害額 8,700 円）	津警察署
	(3) 車上狙いによる公用車の損傷（修理代 22,890 円）	伊賀警察署
	(4) ID カードの紛失（後日発見）	

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
熊野警察署	(1) 扶養手当の支給停止について、職員の届出及び戻入手続遅延

(5) 公用車の事故

公用車の使用に係る事故が 件発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
警察本部	(1) 物損事故（負担割合：捜査中） （物損額：県 47,145 円・相手—円）
	(2) 自損事故（損害額 10,605 円）
桑名警察署	(3) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 255,199 円） （治療費等：県 0 円・相手 791,739 円）
四日市北警察署	(4) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 320,250 円） （治療費等：県 0 円・相手 42,000 円代車費用）
	(5) 自損事故（損害額 73,941 円）
	(6) 自損事故（損害額 152,428 円）
四日市南警察署	(7) 自損事故（損害額 134,169 円）

箇 所 名	内 容
	(8) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 117,474 円・相手 0 円)
	(9) 自損事故 (損害額 241,122 円)
	(10) 自損事故 (損害額 72,534 円)
四日市西警察署	(11) 自損事故 (損害額 150,042 円)
亀山警察署	(12) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 197,056 円・相手 49,539 円)
	(13) 自損事故 (損害額 85,694 円)
鈴鹿警察署	(14) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 65,520 円・相手 180,758 円)
	(15) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 99,120 円・相手 0 円)
	(16) 自損事故 (損害額 111,649 円)
津警察署	(17) 人身事故 (負担割合：県 70%・相手 30%) (物損額：県 193,095 円・相手 28,000 円) (治療費等：県 0 円・相手 126,896 円)
	(18) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 26,775 円)
津南警察署	(19) 人身事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 0 円) (治療費等：県 0 円・相手 48,944 円)
	(20) 自損事故 (損害額 121,540 円)
松阪警察署	(21) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 193,483 円・相手 22,590 円)
	(22) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 129,360 円・相手 145,000 円)
伊勢警察署	(23) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：相手 98,826 円) ※公用車は廃車予定車のため修理せず
	(24) 自損事故 (損害額 206,756 円)
鳥羽警察署	(25) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (物損額：県 100,267 円・相手 75,610 円)
伊賀警察署	(26) 自損事故 (損害額 558,199 円)

※県費負担の発生しないもの（自家用車の公用使用、相手方全額負担等）を除く。

※公道以外での自損事故を含む。

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
警察本部	(1) 補助金の概算払精算書未徴収
亀山警察署	(2) 債権者登録誤りによる歳出戻入
津警察署	(3) 燃料費の過払い

別 表 「監査実施箇所一覧」

1 総括本監査の実施年月日等

部 局 等	実施年月日	監査区分		部 局 等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成20年11月 6日	○		企業庁	平成20年 8月 1日	○	
総務部	平成20年11月12日	○		病院事業庁	平成20年 8月 1日	○	
防災危機管理部	平成20年10月24日	○		議会事務局	平成20年10月24日	○	
生活・文化部	平成20年11月 5日	○		監査委員事務局	平成20年10月31日	○	
健康福祉部	平成20年11月12日	○		人事委員会事務局	平成20年11月12日	○	
環境森林部	平成20年10月24日	○		教育委員会事務局	平成20年10月24日 平成20年11月12日	○	
農水商工部	平成20年10月31日	○		労働委員会事務局	平成20年10月17日		○
県土整備部	平成20年11月 5日	○		海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	平成20年10月17日		○
出納局	平成20年10月31日	○		警察本部	平成20年11月 6日	○	

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

（注）県民センターは政策部に、農林水産商工環境事務所（農政環境事務所、農林商工環境事務所）は農水商工部に含めている。

【政策部】

(実地監査 14 箇所)			(書面監査：2 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日	
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月12日	・ 実施先 松阪県民センター、尾鷲県民センター	
	政 策 企 画 分 野	平成20年 9月12日		
	地 域 支 援 分 野	平成20年11月 6日		
	情 報 化 ・ 統 計 分 野	平成20年 9月12日		
	東紀州対策分野（局）	平成20年11月 6日		
	「美し国おこし・三重」推進室	平成20年11月 6日		
	東 京 事 務 所	平成20年 5月19日		
	桑 名 県 民 セ ン タ ー	平成20年 7月 8日		
	四 日 市 県 民 セ ン タ ー	平成20年 7月 2日		
	鈴 鹿 県 民 セ ン タ ー	平成20年 7月16日		
	津 県 民 セ ン タ ー	平成20年 7月 7日		
	伊 勢 県 民 セ ン タ ー	平成20年 6月26日		
	伊 賀 県 民 セ ン タ ー	平成20年 6月 5日		
	熊 野 県 民 セ ン タ ー	平成20年 7月 3日		

【総務部】

(実地監査：6 箇所)			(書面監査：5 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
箇所別	組 織 ・ 職 員 分 野	平成20年 9月12日	実施先 桑名県税事務所、鈴鹿県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、職員研修センター
	財 政 ・ 施 設 分 野	平成20年 9月12日	
	四 日 市 県 税 事 務 所	平成20年 7月 2日	
	津 総 合 県 税 事 務 所	平成20年 8月28日	
	松 阪 県 税 事 務 所	平成20年 7月10日	
	紀 州 県 税 事 務 所	平成20年 7月 4日	

【防災危機管理部】

(実地監査：1 箇所)		(書面監査：2 箇所)
監 査 実 施 先		実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
防災危機管理部総括		実施先 防災危機管理分野、消防学校

【生活・文化部】

(実地監査：6 箇所)			(書面監査：4 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月 2日	実施先 人権センター、津高等技術学校、図書館、博物館
	文化・生涯学習分野	平成20年 9月 2日	
	勤 労 ・ 生 活 分 野	平成20年 9月 2日	
	人権・社会参画・国際分野	平成20年 9月 2日	
	美 術 館	平成20年 5月14日	
	斎 宮 歴 史 博 物 館	平成20年 4月17日	

【健康福祉部】

(実地監査：14 箇所)			(書面監査：11 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月 2日	実施先 鈴鹿保健福祉事務所、松阪保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、保健環境研究所、こころの健康センター、公衆衛生学院、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、女性相談所、看護大学
	健 康 ・ 安 全 分 野	平成20年 9月 2日	
	保 健 ・ 医 療 分 野	平成20年 9月 2日	
	福 祉 政 策 分 野	平成20年 9月 2日	
	こ ど も 局	平成20年11月12日	
	桑名保健福祉事務所	平成20年 7月 8日	
	津保健福祉事務所	平成20年 7月 7日	
	伊賀保健福祉事務所	平成20年 6月 5日	
	熊野保健福祉事務所	平成20年 7月 3日	
	児 童 相 談 セ ン タ ー	平成20年 8月28日	
	松阪食肉衛生検査所	平成20年 4月17日	
	国 児 学 園	平成20年 5月14日	
	草の実リハビリテーションセンター	平成20年 5月15日	
	小児心療センターあすなろ学園	平成20年 5月15日	

【環境森林部】

(実地監査：4 箇所)			(書面監査：1 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月10日	・ 実施先 林業研究所
	循環型社会構築分野	平成20年 9月10日	
	地球環境・生活環境分野	平成20年 9月10日	
	森 林 ・ 林 業 分 野	平成20年 9月10日	

【農水商工部】

(実地監査：16 箇所)			(書面監査：12 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月 9日	・ 実施先 桑名農政環境事務所、津農林水産商工環境事務所、伊賀農林商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、紀州家畜保健衛生所、大阪事務所、計量検定所、工業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校
	商工・科学技術振興分野	平成20年 9月 9日	
	担い手・基盤整備分野	平成20年 9月 9日	
	農 産 振 興 分 野	平成20年 9月 9日	
	水 産 振 興 分 野	平成20年 9月 9日	
	観 光 局	平成20年10月31日	
	四 日 市 農 林 商 工 環 境 事 務 所	平成20年 7月11日	
	松阪農林商工環境事務所	平成20年 6月25日	
	伊 勢 農 林 水 産 商 工 環 境 事 務 所	平成20年 6月26日	
	尾 鷲 農 林 水 産 商 工 環 境 事 務 所	平成20年 7月 4日	
	北勢家畜保健衛生所	平成20年 7月11日	
	南勢家畜保健衛生所	平成20年 6月25日	
	農 業 研 究 所	平成20年 7月 9日	
	畜 産 研 究 所	平成20年 7月 9日	
	水 産 研 究 所	平成20年 7月17日	
	中 央 卸 売 市 場	平成20年 4月17日	

【県土整備部】

(実地監査：12 箇所)			(書面監査：6 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 10 月 17 日	
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月11日	・ 実施先 桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所	
	公共事業総合政策分野	平成20年 9月11日		
	道 路 政 策 分 野	平成20年 9月11日		
	流 域 整 備 分 野	平成20年 9月11日		
	住まいまちづくり分野	平成20年 9月11日		
	工 事 検 査 担 当	平成20年 9月11日		
	鈴 鹿 建 設 事 務 所	平成20年 7月16日		
	松 阪 建 設 事 務 所	平成20年 7月10日		
	志 摩 建 設 事 務 所	平成20年 7月17日		
	伊 賀 建 設 事 務 所	平成20年 6月 5日		
	尾 鷲 建 設 事 務 所	平成20年 7月 4日		
	中勢流域下水道事務所	平成20年 7月 7日		

【出納局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
出 納 局	平成20年10月31日

【企業庁】

(実地監査：3 箇所)			(書面監査：7 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 7 月 30 日	
箇所別	北 勢 水 道 事 務 所	平成20年 7月 2日	・ 実施先 経営分野、事業分野、中勢水道事務所、志摩水道事務所、伊賀水道建設事務所、三瀬谷発電管理事務所、水質管理情報センター	
	南 勢 水 道 事 務 所	平成20年 6月25日		
	三重ごみ固形燃料発電所	平成20年 7月 8日		

【病院事業庁】

(実地監査：2 箇所)			(書面監査：3 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 20 年 7 月 30 日	
箇所別	総 合 医 療 セ ン タ ー	平成20年 7月11日	・ 実施先 県立病院経営分野、こころの医療センター、志摩病院	
	一 志 病 院	平成20年 6月 9日		

【議会事務局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
議 会 事 務 局	平成20年10月24日

【監査委員事務局】

(実地監査：1箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成20年10月31日

【人事委員会事務局】

(実地監査：1箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成20年11月12日

【教育委員会事務局】

(実地監査：21箇所)			(書面監査：59箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日平成20年10月17日
箇 所 別	経 営 企 画 分 野	平成20年 9月 8日	・ 実施先 下記のとおり。
	教 育 支 援 分 野	平成20年 9月 8日	
	学 校 教 育 分 野	平成20年 9月 8日	
	社会教育・スポーツ分野	平成20年 9月 8日	
	研 修 分 野	平成20年 9月 8日	
	埋蔵文化財センター	平成20年 4月17日	
	桑名工業高等学校	平成20年 4月18日	
	いなべ総合学園高等学校	平成20年 4月21日	
	朝 明 高 等 学 校	平成20年 4月21日	
	四日市農芸高等学校	平成20年 4月18日	
	亀 山 高 等 学 校	平成20年 5月22日	
	津 工 業 高 等 学 校	平成20年 5月14日	
	みえ夢学園高等学校	平成20年 4月14日	
	宇治山田高等学校	平成20年 4月15日	
	明 野 高 等 学 校	平成20年 4月15日	
	名 張 高 等 学 校	平成20年 5月22日	
	木 本 高 等 学 校	平成20年 4月23日	
	紀 南 高 等 学 校	平成20年 4月23日	
	城山特別支援学校	平成20年 5月15日	
	特 別 支 援 学 校	平成20年 4月18日	
	西日野にし学園	平成20年 4月18日	
	特 別 支 援 学 校	平成20年 4月23日	
	東紀州くろしお学園	平成20年 4月23日	

〔書面監査の実施先〕

熊野少年自然の家、桑名高等学校、桑名西高等学校、桑名北高等学校、川越高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、四日市西高等学校、四日市四郷高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、四日市商業高等学校、北星高等学校、菰野高等学校、神戸高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、稲生高等学校、飯野高等学校、津高等学校、津東高等学校、津西高等学校、津商業高等学校、久居高等学校、久居農林高等学校、白山高等学校、松阪高等学校、松阪工業高等学校、松阪商業高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、宮川高等学校、昴学園高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校、伊勢まなび高等学校、南伊

勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、上野高等学校、上野農業高等学校、上野工業高校、上野商業高等学校、あけぼの学園高等学校、名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校、尾鷲高等学校(長島校)、盲学校、聾学校、草の実特別支援学校、杉の子特別支援学校、緑ヶ丘特別支援学校、稲葉特別支援学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、特別支援学校玉城わかば学園、度会特別支援学校、特別支援学校北勢きらら学園

【労働委員会事務局】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成20年10月17日
- ・ 実施先 1箇所 労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会事務局を含む)】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成20年10月17日
- ・ 実施先 1箇所 海区漁業調整委員会事務局
(内水面漁場管理委員会事務局を含む)

【警察本部】

(実地監査：8箇所)			(書面監査：11箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日平成20年10月17日
箇所別	桑 名 警 察 署	平成20年 4月21日	・ 実施先 警察本部各部及び警察学校、いなべ警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、津南警察署、松阪警察署、大台警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、紀宝警察署、伊賀警察署
	四 日 市 北 警 察 署	平成20年 4月11日	
	亀 山 警 察 署	平成20年 4月11日	
	鈴 鹿 警 察 署	平成20年 4月11日	
	津 警 察 署	平成20年 4月14日	
	尾 鷲 警 察 署	平成20年 4月24日	
	熊 野 警 察 署	平成20年 4月24日	
	名 張 警 察 署	平成20年 5月22日	

以 上

監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した監査について、平成 20 年 11 月 25 日に県議会議長、知事に提出した監査結果報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 10 日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 行政監査「重点事業」の趣旨

地方分権の時代を迎え、地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。また、食の安全や環境問題など、社会情勢の急速な変化により、県民ニーズもますます多様化・高度化しています。そのような中、県の財政状況は、基金残高の減少、県債残高の増加など一層厳しいものとなっており、将来にわたって果たすべき役割を見極めながら、施策の選択と集中を一層進め、必要なサービスを効率的・効果的に展開していくことが求められています。

県では平成19年度から、第二次戦略計画により県民しあわせプランの基本理念を具体化するための取組を進めるため、県が主体的に進める「重点事業」と県民等他の主体との協働で進める「舞台づくり」の2つを「重点的な取組」として、県の歳出の中で予算枠を確保し優先的な財源配分や、職員定数配置を行うなど“選択と集中”を図っています。

この「重点的な取組」については、目標を定め取組を進めていますが、特に「重点事業」は、重要かつ緊急に対処すべき課題を整理し、その課題解決に貢献できる事業を厳選したものであり、県が主体となり実施していくことから、事業ごとに数値目標を設定し進捗状況の把握を行っています。

こうしたことから、平成20年度からは、県が進める「重点的な取組」のうち「重点事業」を対象に2カ年で21の全取組を監査することとし、今年度の行政監査「重点事業」では、10重点事業を選定しました。

目標の達成状況や3E（経済性・効率性・有効性）等の視点から監査を行い、重点事業の状況をグラフや4段階評価で、県民の皆さんに分かりやすく表しています。

第2 行政監査「重点事業」の対象

今回の監査対象とした重点事業、主担当部は次のとおりです。

表－1 対象重点事業及び主担当部

対 象 重 点 事 業	主担当部
元気2 女性および高齢者のチャレンジ支援	生活・文化部
元気3 農山漁村再生への支援	農 水 商 工 部
元気4 国際競争力を高める産業集積の形成	農 水 商 工 部
元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	政 策 部 東紀州対策局
くらし2 異常気象に備える緊急減災対策	県 土 整 備 部
くらし8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備	健 康 福 祉 部
くらし9 障がい者の地域における自立への支援	健 康 福 祉 部
くらし11 森林再生「三重の森林づくり」	環 境 森 林 部
絆1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	農 水 商 工 部 観 光 局
絆2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援	政 策 部

第3 行政監査「重点事業」の実施方法等

- 1 対象年度 平成19年度
- 2 対 象 部 重点事業主担当部の6部
- 3 実施方法 5月～8月 監査委員事務局による聞き取り調査及び意見交換（予備監査）
9月～11月 監査委員による監査（総括本監査、本監査）

第4 評価の考え方の概要

1 評価項目の設定

評価項目は次の4項目としました。

- (1) 重点事業の成果・指標を評価するための「目標達成度」
- (2) 事業の実施状況や進め方を評価するための「経済性・効率性・有効性」「品質十分性」「行政活動充実度」

表－2 評価項目等

評 価 項 目		評 価 事 項
成果・指標	1 目標達成度	- 重点事業全体の数値目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。 - 構成事業の事業目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。
	2 経済性・効率性・有効性	- ヒト・モノ・カネ等の行政資源を経済的・効率的に活用しているか。 - 投入した行政資源は有効に活用されたか。
業務内容	3 品質十分性	- ニーズに対し、サービス水準は向上しているか。 - サービスを対象者に適正・公平に提供しているか。
	4 行政活動充実度	- 県を取り巻く環境の変化や課題に対応しているか。 - 総合行政や「新しい時代の公」の視点で仕事を進めているか。

2 評価方法

評価は、評価項目ごとに1から5までの評点を付し（目標達成度は2倍）、そのを合計により**a**、**b**、**c**、**d**の4段階で行いました。

なお、評価、評点及び総合判定の考え方については、166 ページ以降で詳しく説明しています。

表－3 評点の内容

評価区分	加減点	評点
◎◎	+2	5
◎	+1	4
◎◎●	+1	
○	0	3
◎●	0	
◎●●	-1	2
●	-1	
●●	-2	1

各評価項目について、評価を◎（プラス評価）、●（マイナス評価）、○（その他）に区分します。

各評価項目の評点は、◎を+1、●を-1として、基準点「3」に加減し算出します。

なお、目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点とします。

各評価項目の評点は、最高5点（目標達成度は10点）、最低1点（目標達成度は2点）とします。

表－4 総合判定のための基準

総合判定	評点合計	評 価 内 容
a	20～25	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
b	15～19	取組の成果が概ね発揮されている。
c	10～14	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。
d	～9	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。

第5 行政監査「重点事業」の結果の概要

1 総合判定の結果

今回の行政監査対象重点事業について、各重点事業の評点合計（満点 25）の平均は 17.0 で、総合判定の結果は以下のとおりとなっています。

- (1) 「**a**」… 2 重点事業
 - ・元気 4 国際競争力を高める産業集積の形成
 - ・絆 1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策
- (2) 「**b**」… 5 重点事業
 - ・元気 2 女性および高齢者のチャレンジ支援
 - ・元気 3 農山漁村再生への支援
 - ・元気 6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化
 - ・くらし 2 異常気象に備える緊急減災対策
 - ・くらし 11 森林再生「三重の森林づくり」
- (3) 「**c**」… 3 重点事業
 - ・くらし 8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備
 - ・くらし 9 障がい者の地域における自立への支援
 - ・絆 2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援
- (4) 「**d**」… 該当なし

表－5 各重点事業の総合判定及び評点

重 点 事 業 名	総 判 定	評 点 合 計	各評価項目の評点			
			目 標 達 成 度	経済性・ 効率性・ 有効性	品 質 十 分 性	行政活動 充 実 度
元気2 女性および高齢者のチャレンジ支援	b	18	8	3	4	3
元気3 農山漁村再生への支援	b	19	8	3	4	4
元気4 国際競争力を高める産業集積の形成	a	21	10	4	3	4
元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と 地域づくりによる活性化	b	18	8	2	3	5
くらし2 異常気象に備える緊急減災対策	b	16	6	3	4	3
くらし8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の 整備	c	13	4	3	3	3
くらし9 障がい者の地域における自立への 支援	c	13	4	3	3	3
くらし11 森林再生「三重の森林づくり」	b	19	8	4	3	4
絆1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・ 魅力増進対策	a	21	10	2	5	4
絆2 地域主権社会の実現に向けた地域 づくり支援	c	12	4	2	3	3
評 点 の 平 均		17.0	7.0	2.9	3.5	3.6

(注) ① 「目標達成度」については、評点を 2 倍にしています。

② 総合判定は、評点合計により次のとおりとしています。

a : 20 点以上 **b** : 15 点～19 点 **c** : 10 点～14 点 **d** : 9 点以下

2 評価項目別の結果概要

(1) 「目標達成度」

重点事業の数値目標を実績値が上回る、重点事業を構成する事業の数値目標がすべて達成しているなど、評点8点以上の高い評価をしたものは「元気4 国際競争力を高める産業集積の形成」「絆1 『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」など6重点事業でした。

数値目標を達成していない、重点事業の目標の妥当性に問題があるなど、評点4点以下の低い評価をしたものは「くらし8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備」「くらし9 障がい者の地域における自立への支援」「絆2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」の3重点事業でした。

※注 「目標達成度」については、評点を2倍にしています。

(2) 「経済性・効率性・有効性」

予算など事業に投じた行政資源が経済的・効率的に使われているなど、評点4点以上の高い評価をしたものは「元気4 国際競争力を高める産業集積の形成」、「くらし11 森林再生『三重の森林づくり』」の2重点事業でした。

評点2点以下の低い評価をしたものは「元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」「絆1 『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」「絆2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」の3重点事業でした。

(3) 「品質十分性」

利用者の利便性やサービス水準が向上しているなど、評点4点以上の高い評価をしたものは「くらし2 異常気象に備える緊急減災対策」「絆1 『住んでよし、訪れてよし』の観光みえ・魅力増進対策」など4重点事業でした。

評点2点以下の低い評価をしたものはありませんでした。

(4) 「行政活動充実度」

「公」を担う多様な主体を意識し、活動するための環境整備に取り組んでいるなど、評点4点以上の高い評価をしたものは「元気3 農山漁村再生への支援」「元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」など5重点事業でした。

評点2点以下の低い評価をしたものはありませんでした。

(参考①) 結果報告書の各ページの見方

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書・・・頁

重点事業名	・・・・・・・・	(主担当部：・・・部)
重点事業の 目標		

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
重点事業の目標と数値目標の状況で、 県政報告書等から転記しています。	目標値	—	8,000ha	8,000ha	8,000ha	8,000ha
	実績値	7,452ha	9,074ha	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010	
(1)	重点事業を構成する事業の 平成 19 年度決算額と、目標 の状況で、県政報告書等から 転記しています。	9,853	目標値	—	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	
			実績値	1,500ha	1,623ha	—	—	—	
(2)		8	目標値	—	10%	12%	14%	16%	
			実績値	—	11%	—	—	—	
(3)		8	目標値	—	10 人	10 人	10 人	10 人	
. . .			実績値	11 人	10 人	—	—	—	
(4)		7,234	目標値	—	7,000m	8,500m	10,000m	10,000m	
			実績値	5,137m	8,416m	—	—	—	
合計		976,393	平均達成率		. . %	—	—	—	

重点事業の概要

.....	重点事業の構成について、 監査委員事務局がまとめ た概要です。	
-------------------------	---------------------------------------	----------------

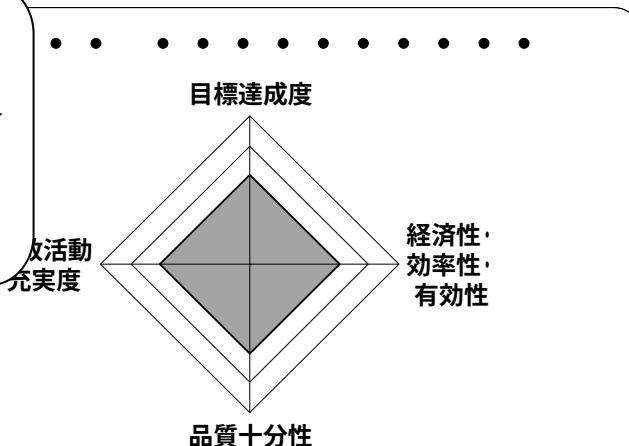
行政監査「重点事業」の結果

Ⅰ 総括

○総合判定

b

総合判定は、優れたものから a、b、c、d の 4 段階で表しています。



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10 点)	◎ ○	(3) 6
	2 経済性・効率性・有効性 (5 点)	◎ ●	3
業務内容	3 品質十分性 (5 点)	● ◎	(1) 3
	4 行政活動充実度 (5 点)	◎ ●	3
評点合計 (満点 25)			15

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1

2

重点事業に対する
監査結果意見です。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎	数値目標及び達成状況についての評価です。	目標達成度
.....		
.....		

2 構成事業の事業目標の達成状況

○	目標達成度
.....	
.....	

III 業務内容にかかる監査結果

(1)

◎	・各重点事業を構成する事業についての評価です。 ・◎はプラス評価したもの、●はマイナス評価したもの、○はその他です。 ・文章の最後にある「品質十分性」等は評価項目です。	
●		
(.....		
.....		
.....		
(.....		経済性・効率性・有効性
.....		
.....		
.....		品質十分性

(2)

◎	行政活動充実度
.....	
(.....	
.....	
.....	

(3)

(事業の概要)

.....	特筆すべき監査結果がない場合は、事業概要を簡単に記載しています。	
.....		

(参考②) 重点事業一覧と行政監査対象重点事業

※ は平成20年度行政監査「重点事業」の対象重点事業です。

みえの元気づくり

(主担当部)

元気1	「人間力」の向上／みえの人づくり	(教育委員会)
元気2	女性および高齢者のチャレンジ支援	(生活・文化部)
元気3	農山漁村再生への支援	(農水商工部)
元気4	国際競争力を高める産業集積の形成	(農水商工部)
元気5	地域の資源を活用した産業振興	(農水商工部)
元気6	東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	(政策部東紀州対策局)

みえのくらしづくり

くらし1	「いのち」を守るみえの地震対策	(防災危機管理部)
くらし2	異常気象に備える緊急減災対策	(県土整備部)
くらし3	人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	(生活・文化部)
くらし4	安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備	(警察本部)
くらし5	安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備	(健康福祉部)
くらし6	児童虐待への緊急的な対応	(健康福祉部)
くらし7	地域医療体制整備の促進	(健康福祉部)
くらし8	高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備	(健康福祉部)
くらし9	障がい者の地域における自立への支援	(健康福祉部)
くらし10	不法投棄等の是正・防止対策の推進	(環境森林部)
くらし11	森林再生「三重の森林づくり」	(環境森林部)

みえの絆づくり

絆1	「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	(農水商工部観光局)
絆2	地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援	(政策部)
絆3	みんなで進める三重の景観づくり	(県土整備部)
絆4	交流・連携を広げる幹線道路網の整備	(県土整備部)

※重点事業は「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像に分けて、21 の取組を位置づけています。

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 35～36 頁

重点事業名	元気2 女性および高齢者の チャレンジ支援	(主担当部：生活・文化部)
重点事業の 目標	少子高齢化が進む中、活力ある社会を維持していくためには、女性や高齢者が自己の適性・希望を客観的に見極め、意欲、能力に応じて社会のさまざまな分野で活躍できるようにすることが重要です。 このため、女性や高齢者が就業をはじめとした社会参画を通じて、自己の能力を十分発揮できるように、個人の状況に応じた支援を行います。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数	目標値	—	2,200 人	2,500 人	2,600 人	2,700 人
	実績値	—	2,663 人	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)チャレンジ支援ネットワ ーク事業	ネットワーク参画団体数	3,470	目標値	—	20 団体	25 団体	30 団体	30 団体
			実績値	—	20 団体	—	—	—
(2)チャレンジ支援センタ ー事業	みえチャレンジプラザ利 用者数	16,497	目標値	—	8,500 人	10,800 人	11,400 人	12,000 人
			実績値	—	7,707 人	—	—	—
(3)高年齢者就労マッチ ング事業	就職面接会参加者数	977	目標値	—	900 人	900 人	900 人	900 人
			実績値	—	1,141 人	—	—	—
(4)チャレンジサポーター 連携事業	チャレンジサポーターの 活動件数	1,294	目標値	—	270 件	810 件	1,080 件	1,080 件
			実績値	—	463 件	—	—	—
合計		22,238	平均達成率		98%	—	—	—

重点事業の概要

女性のチャレンジについては、(1)の事業で関係機関や団体が連携・協働して支援の取組みの総合調整を行い、(2)の事業で支援の拠点となる施設の整備とサービスの展開を図り、さらに(4)の事業では県内各地における支援を推進する取組みをしている。

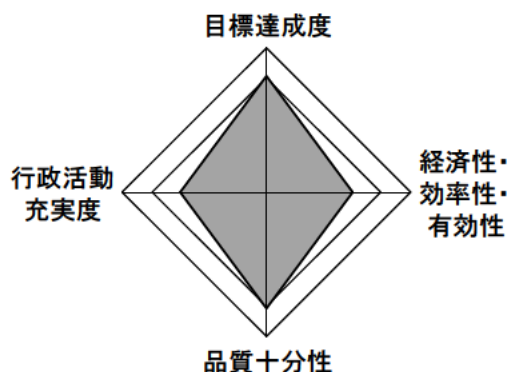
高齢者については、就労機会の拡大を図るため、(3)の事業において就職面接会を開催している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b

元気2 女性および高齢者の
チャレンジ支援

○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果 指標	1 目標 達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数」の実績は目標を上回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は98%で、概ね達成している。	(4) 8
	2 経済性・ 効率性・ 有効性 (5点)	○高齢者の事業については、女性のチャレンジ支援事業との連携を行い、就業機会の確保に取り組む必要がある。(3) ○チャレンジサポーターの活動は、地域に密着し、ニーズに応えられる環境づくりを行っている。(4)	3
	3 品質 十分性 (5点)	◎チャレンジの実現に向けた相談や情報提供、就労支援等総合的な支援の拠点として託児コーナー等を備えた「みえチャレンジプラザ」を開設し、チャレンジ相談員を配置して女性の社会参画を支援している。(2)	4
	4 行政 活動 充実度 (5点)	◎県内の20機関で構成される「三重県チャレンジ支援推進連携会議」を設置して全体会議や部会を開催し、情報共有や総合調整等を図っている。(1) ○チャレンジプラザにおける相談事業の相談者については北勢地域に偏っているため、より広い地域の居住者に利用されるよう広報等に努めている。(2) ●チャレンジサポーターの活動にあたって、県の施策を受け入れる組織体制のない市町も多いので、有効な活動を促すため県と市町との協働関係の構築を進める必要がある。(4)	3
評価合計(満点25)			18

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 チャレンジ支援事業の展開

みえチャレンジプラザの開設をはじめとして、有効に事業を推進するための仕組みの確立に取り組んできた。今後、この事業の成果をあげるにあたっては、国・市町・各団体との協働を図って支援等の取組を進め、さらに事業の広報や進行管理を行われたい。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数」の実績は目標を上回っている。

平成19年度の実績値は2,663人で、目標値2,200人を上回っている。

目標値の「県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数」の内容は、女性や高齢者の相談者数、情報提供相手数、シンポジウム・就職面接会等の事業の参加者数であるが、構成する事業を網羅している。

※実績値2,663人の内訳

(1)みえチャレンジシンポジウム参加者数 814人

(2)チャレンジ相談者数 300人

情報提供相手数 408人

(3)就職面接会参加者 1,141人

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は98%で、概ね達成している。

重点事業を構成する事業目標4項目のうち、3項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(2)みえチャレンジプラザ利用者数：目標8,500人、実績7,707人（達成率91%）

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) チャレンジ支援ネットワーク事業

◎県内の 20 機関で構成される「三重県チャレンジ支援推進連携会議」を設置して全体会議や部会を開催し、情報共有や総合調整等を図っている。
 ○情報提供や啓発活動の取組に加え、基礎調査を実施しチャレンジ支援の方策を検討している。

(三重県チャレンジ支援推進連携会議の設置)

内閣府が主催する男女共同参画推進本部が、関係各省庁に対して女性のチャレンジ支援のための連携・協力を依頼(「チャレンジ支援策について」(平成 15 年 6 月 20 日))したことを受けて、地方においても意欲と能力がある女性の社会での活躍を支援するため、さまざまな『女性のチャレンジ支援』を進めている。

三重県では、女性の能力発揮とさまざまな分野へのチャレンジ支援の推進を目的としてチャレンジ支援推進連携会議を設置し、特に広範囲な分野の団体をもって会議を構成して、チャレンジを支援する取組や事業を行っている機関・団体の連携と総合的な調整を図ることとした。なお、同会議は、19 年度では全体会議 3 回、企画部会 3 回、支援調整部会 2 回を開催した。

※雇用・・・三重労働局(雇用均等室・職業安定課)、21 世紀職業財団

能力開発・・・雇用能力開発機構、専修学校協会

起業・経営支援・・・商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、経営者協会

産業・・・農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、農林水産支援センター

労働組合・・・労働組合総連合会

行政・・・関係市町、男女共同参画センター

NPO、ボランティア・・・体験ひろば☆こどもスペース四日市、社会福祉協議会

地域活動、支援・・・PTA 連合会、母子寡婦福祉連合会、公民館連絡協議会

行政活動充実度

(チャレンジ支援の取組)

事業としては、支援に係る情報収集・提供を一元化して把握し、これを基に各機関と協働・連携して有効な支援策の検討を行い、総合的にチャレンジ支援事業に取り組んでいる。

①情報提供

支援機関の情報やその活用方法を掲載したハンドブックを作成し、県機関や市町に配布して閲覧に供した。また、支援内容や県内支援機関の情報を提供するホームページ「みえチャレンジサイト」を平成 20 年 3 月に開設した。

②啓発活動

20 年 3 月に「みえチャレンジシンポジウム」を伊勢市で開催した。

③女性の社会参画に係る基礎調査

20 年 2 月に、三重県内に在住する満 18 歳以上の女性 3,000 人に対し基礎調査を実施した(回収 1,402 人)。この結果については、チャレンジ支援推進連携会議において分析し、県民ニーズを把握した上で、方策を検討される。

品質十分性

(2) チャレンジ支援センター事業

◎チャレンジの実現に向けた相談や情報提供、就労支援等総合的な支援の拠点として託児コーナー等を備えた「みえチャレンジプラザ」を開設し、チャレンジ相談員を配置して女性の社会参画を支援している。

○チャレンジプラザにおける相談事業の相談者については北勢地域に偏っているため、より広い地域の居住者に利用されるよう広報等に努めている。

(みえチャレンジプラザの開設)

独立した施設を四日市駅の近接した場所に開設し、国との協働の上マザーズサロン^{注1}（ハローワーク）を併設して、ワンストップサービスを意識した施設としている。また、託児コーナーをマザーズサロンと共同で設置し、県が託児サポーターを配置することにより、施設を利用する育児期の女性に配慮し、より利用しやすい施設としている。これら一連の施設整備は、全国的に見ても利用者のニーズに十分にに応えた取組であると評価できる。

このみえチャレンジプラザでは、社団法人日本産業カウンセラー協会に委託して派遣を受けたキャリアカウンセラー^{注2}の資格者を「チャレンジ相談員」として常時1～2名配置し、キャリアカウンセリングや情報提供、専門機関の紹介等の支援を行っている。

さらに、市町や関係機関との連携の上で、イベントでのブース出展や出前相談会等を実施することにより、活動範囲を広めている。

品質十分性

(チャレンジプラザの広報)

「みえチャレンジプラザの利用者数」が、初年度でもあり目標値の約9割である。また、下表にあるように、来所する相談者の居住する地域について偏りがある。

これについては、立地上来所者が北勢地域に多いことは致し方ないものの、電話相談等で広い地域の県民に利用されるよう、チャレンジプラザの周知を図る検討がされており、現在、ラジオ、広報、雑誌等の各媒体を通じて広報や活用の推進を図るなどして、利用の拡大に努めている。

【平成19年度の相談者について（みえチャレンジプラザ利用者の内数）】 (人)

相談の別（面接・電話）				相談者の住所					
電話	面接	託児利用		桑名市・ 木曽岬町	いなべ市 ・東員町	四日市市 ・三重郡	鈴鹿市・ 亀山市	その他	不明
		有り	無し						
50	250	53	197	14	8	164	26	16	72

※相談者 300 人のうち女性は 262 人であり、38 人は男性である。

行政活動充実度

注)1 マザーズサロン

子育てをしながら就職を希望している女性に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かい就職支援を実施する厚生労働省の施設。

注)2 キャリアカウンセラー

財団・社団等法人が実施する職業能力資格試験による職業能力検定資格者及び雇用能力開発機構主催のキャリアコンサルタント養成講座の修了者。

(3) 高齢者就労マッチング事業

- 高齢化の急速な進展等により、働く意欲のある高齢者の安定した就業機会を確保するため、国と協働の上、就職面接会を開催した。
- 今後も、さらに参加企業の確保や広報に配慮して事業を進めていく必要がある。
- 女性のチャレンジ支援事業との連携を行い、就業機会の確保に取り組む必要がある。

(就職面接会)

団塊の世代の定年退職時期に当たり、就職を希望する高齢者に対応するため重点事業として新たに展開された事業で、就職面接会を開催するとともに、専用のコンピューターによる適性診断を行い、積極的に就職のためのマッチングの支援を行っている。

なお、県には就職を斡旋する権限はないため、労働局・ハローワークとの協働により開催している。また、参加希望者への広報については、市町の協力を得て行っている。

行政活動充実度

(事業の展開)

【平成19年度開催面接会の概要】

(人)

開催市町	面接参加者数	参加企業数	適性診断利用	採用内定者数
四日市市	211	30	9	18
津市	253	34	9	16
松阪市	138	20	7	2
大台町	61	15	4	6
伊勢市	189	51	10	11
志摩市	103	20	17	12
尾鷲市	40	18	5	4
御浜町	146	35	8	14
合計	1,141	223	69	83

今後、さらに重点事業として事業を展開するには、高齢者の参加に加えて、就職を希望する高齢者のニーズにマッチした企業の参加拡大に向けた方策を検討する必要がある。

品質十分性

(就業の機会拡大)

面接会での高齢者の就職内定者数は、面接参加者数1,141人中83人(7.3%)で、全国での高齢者の就職率が平成17年度で5.3%にとどまる中で、全国平均をやや上回ったものとなっている。さらに効果を上げるに当たっては、女性のチャレンジ支援事業との情報交換等連携を行い、就職面接会に限らず就業機会の確保に取り組む必要がある。

経済性・効率性・有効性

(4) チャレンジサポーター連携事業

○チャレンジサポーターを養成し、配置することにより、チャレンジ支援の活動を広範囲に展開した。

○チャレンジサポーターの活動は、地域に密着し、ニーズに応えられる環境づくりを行っている。

●チャレンジサポーターの活動にあたって、県の施策を受け入れる組織体制のない市町も多いので、有効な活動を促すため県と市町との協働関係の構築を進める必要がある。

(チャレンジサポーターの設置)

チャレンジサポーターについては、平成19年度において40名を養成し任命した。この制度は、三重県独自のものである。

サポーターには、主に、第一次戦略計画の重点事業の取組である「男女共同参画エンパワメント支援事業」による男女共同参画推進員と、「男女共同参画の視点で進める地域づくり事業」の実行組織参加者を養成し任命した。なお、活動件数は、目標数値を大きく上回っている。

【チャレンジサポーターの配置 (H20.2.23 現在)】

(名)

県民センター	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野
配置数	3	8	5	3	5	6	3	4	3

品質十分性

(チャレンジサポーターの活動)

チャレンジサポーターはボランティアであり、各自、県内各地のみえチャレンジプラザの利用が困難な女性への情報提供等、地域に密着した活動を行うことによりチャレンジ支援の取組を推進し、身近な地域におけるチャレンジしたい人のニーズに応えられる環境づくりを行っている。

また、身近な女性のチャレンジモデルを発掘してインタビューをした内容をまとめ、チャレンジ事例集としてハンドブックにして発信している。

経済性・効率性・有効性

(チャレンジサポーターとの連携・協働体制)

県として、月に一度程度、サポーター地域会議等を開いて、チャレンジサポーターの円滑な活動のため、活動に伴う問題等について支援・助言している。

このチャレンジサポーターの地域における活動のためには、地元密着した市町と県との協働体制が必要となるものであるが、現状では、県の施策を受け入れる組織がない市町が多く、またチャレンジサポーターと十分な協働ができていない市町がある。地域の特性を活かしたチャレンジ支援のためには、市町の体制の整備を進める必要がある。

※男女共同参画に係る単独の担当課がある市町 (H20.7.9 現在)

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、伊賀市 (以上7市)

行政活動充実度

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 37～39 頁

重点事業名	元気3 農山漁村再生への支援	(主担当部：農水商工部)
重点事業の 目標	地域における集落機能の再生・充実をはかるため、市町や団体等との連携のもと、地域住民による「気づき」や「やる気」の醸成、集落におけるビジョンの作成などを進めます。 また、作成されたビジョンの具体化に向けて、地域住民や消費者などとの連携、協働により取り組まれる、農水産業や農山漁村の持つ多面的機能を維持・向上していくための活動を支援します。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
集落ぐるみで多様な地域活動を展開している 集落数	目標値	—	360 集落	470 集落	510 集落	550 集落
	実績値	59 集落	389 集落	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)集落機能再生「きっかけづくり」推進事業	集落未来図を作成した集落数(累計)	4,563	目標値	—	40 集落	80 集落	120 集落	160 集落
			実績値		32 集落	—	—	—
(2)都市との共生による農山漁村再生事業	心豊かな里づくりネットワーク登録地域数(累計)	9,597	目標値	—	60 地域	73 地域	75 地域	80 地域
			実績値	50 地域	70 地域	—	—	—
(3)農地・水・環境保全向上対策事業	農村の資源保全活動組織数	165,846	目標値	—	200 組織	300 組織	300 組織	300 組織
			実績値	7 組織	234 組織	—	—	—
(4)離島漁業再生支援交付金事業	支援対象離島数	13,000	目標値	—	2 島	2 島	2 島	2 島
			実績値	2 島	2 島	—	—	—
合計		193,006	平均達成率		95%	—	—	—

重点事業の概要

農村集落の多面的機能の維持・向上のため、(3)の資源保全活動等に対する国、県、市町からの交付金事業を中心に、(4)の漁村集落の再生支援事業、(1)(2)の県独自のソフト事業で構成されており、農山漁村再生への支援に対し総合的に取り組んでいる。

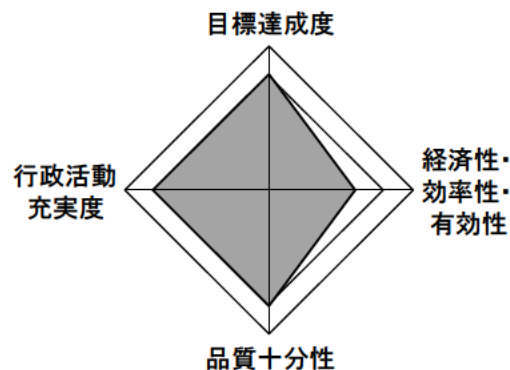
行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b

元気3 農山漁村再生への支援



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「集落ぐるみで多様な地域活動を展開している集落数」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績からは大幅に増加している。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は95%で、概ね達成している。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○集落機能再生「きっかけづくり」推進事業でのフォーラム・研修会への参加を、自主的な集落未来図の作成に結びつけて行くことが今後の課題である。(1)	3
業務内容	3 品質十分性 (5点)	◎都市との共生による農山漁村再生事業では、農山漁村再生支援について、モデル地域への支援を行うとともに、情報発信やアドバイザーの派遣事業等総合的に取り組んでいる。派遣事業については適用範囲を拡大するなどニーズに応じた改善を行っている。(2)	4
	4 行政活動充実度 (5点)	◎集落機能再生「きっかけづくり」推進事業は集落が主体的に集落未来図を作成することにより地域づくりを進めるきっかけにしていける取組であり、全国的にも数県しか実施していない先進的な取組である。(1) ○農地・水・環境保全向上対策事業について、農業者に加えて地域住民等が活動組織を設立し、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る活動計画を作成し市町と協定を結んだうえで行う活動に対し交付金を交付する事業であり、多様な主体が活動を行っている。(3)	4
評点合計(満点25)			19

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 農山漁村再生支援への取組

集落機能の低下が危惧されている農山漁村についての再生支援に、国が全国的に展開している交付金事業を中心にして、県の独自の取組を加味し総合的に取り組んでいる。

今後も引き続き集落住民の自主的な取組が活発に行われるよう、市町や関係団体と連携のうえ支援等を行われたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「集落ぐるみで多様な地域活動を展開している集落数」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績からは大幅に増加している。

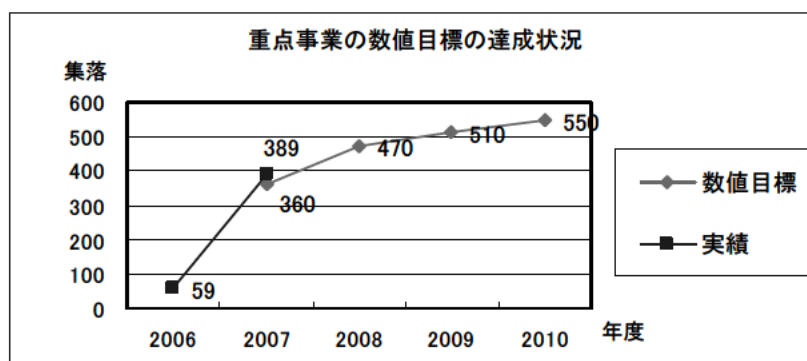
平成 19 年度の実績値は 389 集落で、目標値 360 集落を上回り、かつ 18 年度の実績値 59 集落から大幅な増加となっている。

※実績値 389 集落の内訳

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (2) 心豊かな里づくりネットワーク登録地域数 | 70 集落 |
| (3) 農村の資源保全活動組織数 | 317 集落(234 組織) |
| (4) 支援対象離島数(集落数) | 2 集落 |

(1) 集落未来図作成集落については、未来図作成のみでは活動展開しているとは言えないため、未来図を元に具体的な活動を始めた時点で実績として算入する。

目標達成度



2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は 95% で、概ね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標 4 項目のうち、3 項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

- (1) 集落未来図を作成した集落数 (累計) : 目標 40 集落、実績 32 集落 (達成率 80%)

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 集落機能再生「きっかけづくり」推進事業

◎集落が主体的に集落未来図を作成することにより地域づくりを進めるきっかけにしていく取組であり、全国的にも数県しか実施していない先進的な取組である。
○フォーラム・研修会への参加を、自主的な集落未来図の作成に結びつけて行くことが今後の課題である。

(集落住民の主体的な活動への環境整備)

やる気のある集落(住民)が主体的に集落の未来図を作成しその実現に向け集落住民をはじめとし県、市町、生産者団体など多様な主体が取り組んでいくものであり、集落住民が「公」の担い手として活動する環境整備等に積極的に取り組んでいる。

行政活動充実度

(自主的な未来図づくり取組への支援)

事業のねらいは、フォーラム、研修で手法を学び集落の自主的な取組として未来図づくりの実践を行うことにあるが平成19年度は研修を通じて作成したもののみである。今後フォーラム等参加集落に未来図作成の働きかけを行い、自主的な作成への支援が必要である。

経済性・効率性・有効性

(2) 都市との共生による農山漁村再生事業

◎農山漁村再生支援について、モデル地域への支援を行うとともに、情報発信やアドバイザーの派遣事業等総合的に取り組んでいる。派遣事業については適用範囲を拡大するなどニーズに応じた改善を行っている。

(農山漁村再生支援への総合的な取組と改善)

農山漁村再生に対する支援として

①ソフト、簡易整備等の活動実施地域への支援(再生モデル支援事業)〔実績8事業〕

②活動を始めたいと考えている箇所への助言・指導(アドバイザー派遣事業「田舎の匠派遣事業」)〔派遣実績10回〕

③訪問したいと考えている方への情報提供(ホームページの作成、イベントへの出展、三重のいなか体験講座)〔イベント出展、東京・大阪各1回 体験講座、3回〕

等総合的に取り組んでいる。

アドバイザー派遣事業(「田舎の匠派遣事業」)では利用者からの要望により適用範囲を拡大しサービスを充実させている。

品質十分性

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

○農業者に加えて地域住民等が活動組織を設立し、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る活動計画を作成し市町と協定を結んだうえで行う活動に対し交付金を交付する事業であり、多様な主体が活動を行っている。

(地域ぐるみの共同活動等の実施)

農業者に加えて地域住民等の多様な主体が、農業・農村の基盤となる農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図ることを通じ地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的総合的に支援する対策として平成19年度から23年度の5カ年事業で国が制度化したものである。

19年度目標値200組織に対しては24市町234組織が実施しており目標を達成しているが、事業の実施率(面積)は、三重県では約20%(11,295ha)と全国平均の25%に比べやや低い状況である。

行政活動充実度

(4) 離島漁業再生支援交付金事業

(事業概要)

離島の漁業の活性化、水産業と漁村の果たしている多面的機能の維持増進を図るため平成17年度から国(水産庁)が制度化した交付金事業であり、市が「漁業集落活動促進計画」を策定しその計画の下漁業集落が「集落協定」(原則5カ年の計画)を結び「生産力の向上に関する取組」「創意工夫を活かした新たな取り組み」を行う。19年度は全国の離島保有都道府県26県のうち18都道県で活動が実施されている。

三重県では18年度から鳥羽市の「神島」「答志島」の2島2集落で実施されている。

神島(神島集落)

「生産力の向上に関する取組」種苗放流・漁場監視

「創意工夫を活かした新たな取り組み」流通体制の改善(観光客との交流を核とした、海産物の新たな流通体制の確立)

答志島(答志集落)

「生産力の向上に関する取組」藻場管理・海底清掃・漁場監視

「創意工夫を活かした新たな取り組み」流通体制の改善、簡易加工(キスの一次加工から地元旅館等での提供食材としてのブランド化)

重点事業の現状

【参照】2008年版県政報告書 40～42 頁

重点事業名	元気 4 国際競争力を高める産業集積の形成	(主担当部：農水商工部)
重点事業の目標	国際競争力の核となる先端的産業や高度な研究開発機能を県内に誘致するとともに、これらを支える中小企業の技術力や経営基盤の強化、ベンチャー活動の活性化をはかり、グローバルな競争を勝ち抜ける産業構造への転換を促していきます。 また、次代の県産業を担う新産業の育成に取り組むとともに、これらの産業を担う創造性豊かで多様な人材を育成し、新たなイノベーションの創出を促します。 これらに重点的に取り組むことで、知識集約型産業構造への転換を促し、三重県経済の競争力を高め、新たな産業や新事業が自律的に集積する地域づくりを進めていきます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
先端的産業分野の製造品出荷額の伸び率	目標値	—	106% (2006)	120% (2007)	126% (2008)	132% (2009)
	実績値	100% (2005)	114% (2006)	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)知識集約型産業誘致 促進補助事業	県内への立地や増設を 決定した先端的産業分 野の属する事業所数 (累計)	1,788,983	目標値	—	5 事業所	10 事業所	15 事業所	20 事業所
			実績値	—	7 事業所	—	—	—
(2)技術提携促進型外資 系企業誘致事業	県内企業との業務提携 や立地に導いた外資系 企業数(累計)	7,985	目標値	—	1 社	8 社	10 社	12 社
			実績値	—	6 社	—	—	—
(3)新しい産業用地整備促 進事業	紹介可能な「競争力のある 産業用地整備」(累計)	30,776	目標値	—	1 か所	4 か所	5 か所	6 か所
			実績値	—	3 か所	—	—	—
(4)先端産業育成事業	水素エネルギー・メカト ロロボット等先端産業の 関連技術を活用した研 究数(累計)	32,221	目標値	—	49 件	55 件	57 件	59 件
			実績値	46 件	53 件	—	—	—
(5)産業クラスター形成事 業	産業クラスターへの参画 企業数(累計)	9,023	目標値	—	10 社	15 社	20 社	30 社
			実績値	—	10 社	—	—	—
(6)四日市コンビナートア クションプログラム推進 事業	四日市コンビナートの構 造転換に向けたアクシ ョンプログラム着手数 (累計)	12,349	目標値	—	18 件	21 件	25 件	28 件
			実績値	9 件	18 件	—	—	—
(7)ベンチャー企業創出促 進事業	インキュベーション施設 入居者数(累計)	112,866	目標値	—	61 者	72 者	85 者	100 者
			実績値	53 者	61 者	—	—	—
合計		1,994,203	平均達成率		100%	—	—	—

重点事業の概要

知識集約型産業構造への転換を促し、三重県経済の競争力を高め、新たな産業や新事業が自律的に集積する地域づくりを進めるため、(1)(2)(3)の事業では、企業誘致の促進を図り、(4)(5)(6)の事業では、先端産業の育成や北勢地域の産業クラスター強化を図っている。(7)の事業では、県内の産業構造のイノベーションの担い手として重要な役割を果たす起業家やベンチャー企業の育成・支援を実施している。

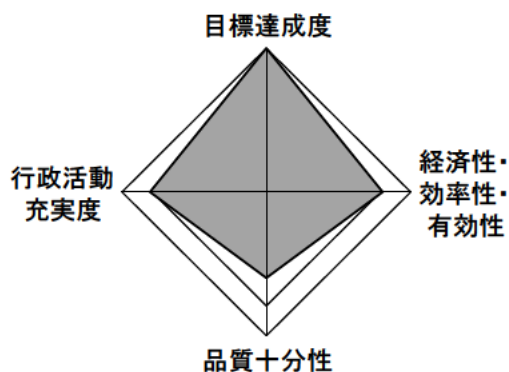
行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

a

元気4 国際競争力を高める産業集積の形成



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標 業務内容	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「先端産業分野の製造品出荷額の伸び率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ◎重点事業を構成する事業はすべて、目標を達成している。	(5) 10
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	◎先端産業分野の製造施設や研究開発施設など、県内の産業構造の高度化に資すると認められる企業を対象に誘致活動を展開しており、対象分野の企業立地が進んでいる。(1) ○ベンチャー活動については、創業時から生産・販売に至る各段階で、総合的な支援を実施しているが、引き続き、補助金や投資の成果を上げる努力を行う必要がある。(7)	4
	3 品質十分性 (5点)	○GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）や県内企業等と連携し外資系企業と県内企業の技術交流を促進し外資系企業の誘致活動等を展開している。(2)	3
	4 行政活動充実度 (5点)	●平成19年度に策定予定の、「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」が策定されていない。(3) ◎燃料電池を核とした水素エネルギー社会構築のため、開発補助、研究会の開催等を積極的に実施している。(4) ◎産業界等と連携しながら、「高度部材イノベーションセンター」を核にしたクラスター形成の方向性」を全国に先駆け策定した。(5)	4
評点合計(満点25)			21

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見**1 「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」の策定**

平成19年度に策定予定の、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにする「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」が策定されていないので、速やかに策定されたい。

2 ベンチャー活動

ベンチャー活動については、創業時から生産・販売に至る各段階で、総合的な支援を実施しているが、引き続き、補助金や投資の成果を上げる努力をされたい。

3 自律的産業集積の推進

燃料電池やメカトロ・ロボット等先端産業の育成や、「高度部材イノベーションセンター」を核とした最先端の研究開発などに積極的に取り組んでいるが、より具体的な実用化に向けた成果を検証しつつ、さらなる産業集積を図られたい。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「先端産業分野の製品出荷額の伸び率」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

平成19年度の実績値は114%で、目標値106%を上回り、かつ18年度の実績値100%を上回っている。

三重県の製造品出荷額と伸び率

出荷額の単位は兆円

	県全体	うち先端産業
2006年(2005)年度	9.5	7.07
2007年(2006)年度	10.8	8.06
1年換算の伸び率	14%	14%

※数値は「工業統計」の確報値(「産業編」)より

※「工業統計」上で先端産業と分類した品目は、「化学工業製品、石油製品・石炭製品、一般機械器具、電気機械器具、情報通信器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具」

過去5年の先端産業分野にかかる製品出荷額の伸び率が、平均すると5%程度であるため、6%伸ばすことを目標として設定している。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

◎重点事業を構成する事業はすべて、目標を達成している。

重点事業を構成する事業目標は7項目である。

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 知識集約型産業誘致促進補助事業

◎先端的産業分野の製造施設や研究開発施設など、県内の産業構造の高度化に資すると認められる企業を対象とした誘致活動の結果、対象分野の企業立地が進み、先端的産業製品出荷額は伸びている。

(先端的産業分野の企業誘致)

企業活動のグローバル化による海外移転の進行や国内における生産拠点の統合など、地方は海外との競争に加え、国内での地域間競争が激化している。

このような中、本県では、地域経済の核となる産業を集積させるため、クリスタルバレー構想、シリコンバレー構想、メディカルバレー構想など国内外の時代を先導する産業分野の企業誘致に積極的に取り組んでいる。なお、こういった取組により本県の製造品出荷額等は堅調に伸びており、平成18年度の本県製造品出荷額等は約10.8兆円となり9位(17年度約9.5兆円10位)となった。〔H20.10.10公表 約11.6兆円(平成19年速報値)〕

知識集約型産業誘致を進めるため、先端的産業分野の製造施設や研究開発などの誘致に積極的に取り組んだ結果、先端的産業分野に属する7事業所が県内への立地や増設を決定した。

経済性・効率性・有効性

(2) 技術提携促進型外資系企業誘致事業

○GNI^{注1}(グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ)や県内企業等と連携し外資系企業と県内企業の技術交流を促進し外資系企業の誘致活動等を展開している。

(外資系企業誘致活動)

GNI事業を活用した外資系企業誘致活動を通じ、海外有望企業の招へいや商談会を実施し、その後も商談企業が連絡を取り合うなど、外資系企業誘致活動を実施した結果、外国企業の工場立地の決定や、外国企業と県内企業の技術提携・協力協定の締結に繋がった。

・県内企業との業務提携や立地に導いた外資系企業数 平成19年度：6社

品質十分性

注)1 「GNI」(グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ)

名古屋を中心とした地域の産業経済をより世界的にオープンなものとして、世界から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むために、名古屋を中心に概ね半径100キロメートルに広がる経済圏内の県(愛知、岐阜、三重)、市(名古屋市他)、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際的産業交流を促進する活動

(3) 新しい産業用地整備促進事業

●平成 19 年度に策定予定の、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにする「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」が策定されていないので、速やかに策定する必要がある。

○北勢・伊賀地域においては、企業需要は依然高いものの、企業ニーズに見合う産業用地が減少しているので、市町等と連携し産業用地の整備促進を図る必要がある。

（「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」の策定）

平成 19 年度に、競争力の高い産業用地の確保、ならびに既存産業用地の競争力強化をはかるため、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにする「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」を策定する予定であったが、策定されていないので、速やかに策定する必要がある。

現在、「都市政策としての土地利用」と「商工の土地利用」の整合を図るため、県都市マスタープランの改定との調整を行い「三重県企業立地基盤整備促進プラン（仮称）」に策定に向け検討を行っている。

行政活動充実度

（産業用地の整備促進）

県内への新規立地及び増設を検討している企業に対して、事業内容に適合する規模、形状、地理的条件等、多種多様な選択肢を備えた産業用地を提案できるように産業用地の競争力強化と新たな競争力のある産業用地開発を計画的に支援することにより、時代を先導する産業の企業が産業集積の進展に繋がり、県内に生産施設や研究開発施設等の新規立地や増設を進めている。

平成 19 年度は、三重県工業団地整備促進事業貸付金により、企業ニーズの高い北勢地域の 2 市町に対して貸付を行い、うち 1 か所の工業団地については整備が進み、企業に提案可能となった。

ただ、北勢・伊賀地域においては、企業需要は依然高いものの、企業ニーズに見合う産業用地が減少しているので、市町等と連携し県都市マスタープランの改定と整合した産業用地の整備促進を図る必要がある。

行政活動充実度

・工場立地動向（面積：ha）（県企業立地室調、平成 20 年 5 月 21 日現在）

	全 体					
		北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
平成 10 年	69.4	37.2	19.5	0.3	10.9	1.5
平成 11 年	47.4	37.0	1.8	0.3	7.5	0.8
平成 12 年	77.6	30.4	36.6	0.0	9.8	0.8
平成 13 年	72.5	50.4	12.6	4.6	4.7	0.1
平成 14 年	13.7	8.2	4.0	0.6	0.9	0.0
平成 15 年	88.6	64.7	18.4	0.7	3.1	1.7
平成 16 年	71.2	16.7	26.0	2.5	25.7	0.3
平成 17 年	52.7	19.2	26.0	0.4	4.7	2.5
平成 18 年	60.9	26.7	15.1	8.5	10.3	0.3
平成 19 年	46.6	26.4	14.7	0.6	4.0	0.9
合 計	600.6	316.9	174.7	18.5	81.6	8.9
全体に占める割合	100.0%	52.8%	29.1%	3.1%	13.6%	1.4%

(4) 先端産業育成事業

◎燃料電池を核とした水素エネルギー社会構築のため、開発補助、研究会の開催等を積極的に実施している。

○メカトロ^{注2}・ロボットに関して産学官連携による「三重県メカトロ・ロボット研究会」等との連携を図り、研究開発プロジェクトの促進に取り組んでいるが、人材の有効活用と育成機能、企業間を結びつける機能等の充実が必要であることから、津市や三重大学等と連携し、各々の役割の明確化と必要な措置について検討を進める必要がある。

(燃料電池関連技術への支援)

水素関連技術や素材開発技術の蓄積、輸送用機械産業や電気機械産業の集積、構造改革特区の規制の特例等、北勢地域がこれまで培ってきたポテンシャルを活用することで、他の地域に比べて燃料電池の研究開発に非常に適した地域になり得るため、燃料電池等を核とした「モデル地域」づくりに積極的に取り組んでいる。

なお、燃料電池の市場化に向けては、周辺機器の低価格化や耐久性の向上などが課題となっており、この解決のために中小企業の優れた技術力を活かせることから、平成 18 年度に県内の中小企業をメンバーとする「燃料電池関連技術研究会」を立ち上げ、周辺機器開発等をテーマとした技術交流や共同研究を促進するとともに、県内の燃料電池に関心を持つ企業の裾野の拡大と技術の高度化をめざした開発助成等の支援による取組を進めている。

行政活動充実度

(メカトロ・ロボット研究会)

人材の有効活用と育成機能、企業間を結びつける機能、三重大学等のもつ技術シーズを企業の事業化に結びつける機能等の充実が必要なことから、メカトロ・ロボットに関して産学官連携による「三重県メカトロ・ロボット研究会」等との連携を図りフォーラムを開催するなど、研究開発プロジェクトの促進に取り組んでいるが、津市や三重大学等と連携し、各々の役割の明確化と必要な措置について検討を進める必要がある。

行政活動充実度

注)2 メカトロ

メカトロニクスのこと。メカニクス（機械工学）とエレクトロニクス（電子工学）とを結合した技術。機械の運転・制御などにコンピューターを導入し、高性能化・省力化をはかるもの

(5) 産業クラスター形成事業

◎産業界等と連携しながら、「**世界一の高度部材^{注3} イノベーション^{注4}・クラスター^{注5}**を目指すための方向性」の指針である「**高度部材イノベーションセンターを核にしたクラスター形成の方向性**」を策定したことは評価でき、**全国に先駆け、高度部材イノベーション・クラスターの形成をめざしている。**

(産業クラスター形成)

平成19年度、幅広く関係機関などの参画を得ながら、産業クラスターの形成を推進するため、中長期戦略である「高度部材イノベーションセンターを核にしたクラスター形成の方向性」を策定し、最先端の研究開発から中小企業支援、人材育成までを1か所で行う「高度部材イノベーションセンター」を核として、高度部材イノベーションクラスターの形成をめざしている。

産学官が連携して「高度部材イノベーションセンターを核にしたクラスター形成の方向性」を全国に先駆け策定したことは評価できる。現在、20年3月に開所した「高度部材イノベーションセンター」を中核施設とし、主に県内外の高度部材関連企業を中心としながら、交流会や研究会を重ねて取組を進めている。

行政活動充実度

(6) 四日市コンビナートアクションプログラム推進事業

(事業概要)

「四日市臨海部産業活性化促進協議会」(三重県、四日市市、四日市港管理組合、四日市商工会議所等で構成)を通じて、企業情報の発信であるホームページを外国語(英語)に対応するとともに、エコビジネスの普及・促進を図るため、環境配慮設計(エコデザイン)に関する基礎知識を習得するための研修会を開催した。

※四日市コンビナートアクションプログラムにおける主要施策

- ・高付加価値製造への展開
- ・国際競争力強化のための事業環境整備
- ・環境配慮型社会システムの構築 等

注)3 高度部材

複数の要素技術(材料創生、加工、計測・評価、製造技術等)を組み合わせ、すりあわせることによって作られる、高度な機能をもつ部材・材料

注)4 イノベーション

単に「技術革新」の意味だけではなく、「これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」

注)5 クラスター

クラスターは本来「ブドウの房」の意。産業クラスターは、特定分野の関連企業、大学等の関係機関等が地域で競争しつつ協力して相乗効果を生み出す状態

(7) ベンチャー企業創出促進事業

○ベンチャー活動については、創業時から生産・販売に至る各段階で、総合的な支援を実施しているが、引き続き、補助金や投資の成果を上げる努力を行う必要がある。

(ベンチャー活動への支援)

① アーリー段階の企業支援

「ビジネスインキュベーション (BI) 事業、インキュベーション・マネージャー (IM) による育成支援」

県内の公設 BI 入居者への賃料補助や IM の巡回支援等の施策により、入居者の累積が 61 者となった。これまでの卒業 40 者において、みえファンドを含むベンチャーファンドから出資を受けた企業が 6 社ある。

② アーリー～ミドル段階の企業支援

「ベンチャー (スタートアップ・事業化) 支援補助金による企業の研究開発から事業化・商品化支援」

・ベンチャー支援補助金

平成 19 年度から実施したベンチャー支援補助金は、19 年 12 月にスタートアップ補助金を 10 者に、事業化支援補助金を 2 社に交付決定した。

また、12～18 年度までの総合補助金交付企業 22 社の交付対象年度と直近の決算期の売上高と雇用人員の推移については、売上高で約 1.4 倍、雇用人員も約 1.4 倍となっている。

③ ミドル～レイター段階の企業支援 「みえベンチャーファンドからの投資」

16 年 1 月に造成した 1 号ファンド (ファンド総額 10 億円) は、県内外のベンチャー企業等 18 社に投資 (約 8 億) を行った。また、18 年 12 月に造成した 2 号ファンド (ファンド総額 10 億円) については、現在までに 2 億 4 千万円余の投資を行った。

1・2 号ファンドの県内投資企業について、5 社が 1 億円以上の売上高をあげている。

また、県内 15 社の前期と今期の決算期の売上高では、約 4.5 億円の増加となっている。

・上記のように、ベンチャー活動については、創業時から生産・販売に至る各段階で、総合的な支援を実施しているが、引き続き、補助金や投資の成果を上げる努力を行う必要がある。

経済性・効率性・有効性

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 46～49 頁

重点事業名	元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化	(主担当部：政策部東紀州対策局)
重点事業の目標	東紀州地域が一体となって観光や産業の振興と地域づくりなどを総合的に推進していく「東紀州観光まちづくり公社」を設立するなど、熊野古道センターや2009年オープン予定の紀南中核的交流施設などの機能を最大限に生かしつつ、東紀州地域の活性化に向けた取組を進めます。 さらには、地域の基幹産業であるかんきつ農業、水産業をはじめとする一次産業の活性化に向けて、次代の担い手育成や生産基盤の整備、高品質・高付加価値化をはかるための試験研究などに取り組みます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
東紀州地域における推定観光消費総額指数	目標値	—	103	105	108	110
	実績値	100	103	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)東紀州観光まちづくり 推進事業	東紀州観光まちづくり 公社がまちづくりなど の取組に対し、参画し た件数 (累計)	22,176	目標値	—	3 件	4 件	5 件	5 件
			実績値	2 件	3 件			
(2)熊野古道センター運営 事業	来館者数	124,378	目標値	—	84 千人	86 千人	88 千人	89 千人
			実績値	—	124 千人			
(3)中核的交流施設整備事 業	施設利用者数	104,777	目標値	—	—	—	138 千人	162 千人
			実績値	—	—	—		
(4)県営中山間地域総合整 備事業	整備計画策定および 整備地区数	4,980	目標値	—	1 地区	2 地区	2 地区	2 地区
			実績値	—	1 地区			
(5)紀南版元気なみかんの 里創生事業	南紀みかんの三重ブ ランド規格構成率	6,500	目標値	—	24%	27%	33%	37%
			実績値	18%	24%			
(6)揮発油税財源身替農道 整備事業	新規供用延長	27,600	目標値	—	—	—	—	1.3Km
			実績値	—	—	—	—	
(7)畑地帯総合農地整備事 業	畑地かんがい面積(累 計)	31,500	目標値	—	—	—	10ha	26ha
			実績値	—	—	—		
(8)東紀州地域の水産業活 性化対策事業	事業実施地区数	8,305	目標値	—	6 地区	6 地区	6 地区	6 地区
			実績値	—	7 地区			
(9)養殖基地機能向上事業	養殖施設機能向上率	610,120	目標値	—	78%	83%	92%	100%
			実績値	74%	78%			
(10)熊野灘海域浮魚礁設 置事業	浮魚礁設置数 (累計)	155,650	目標値	—	2 基	3 基	4 基	8 基
			実績値	—	2 基			
(11)農林水産物主産品高 品質化技術開発事業	技術開発件数 (累計)	12,600	目標値	—	2 件	4 件	6 件	13 件
			実績値	—	3 件	—	—	—
合計		1,108,586	平均達成率		100%	—	—	—

重点事業の概要

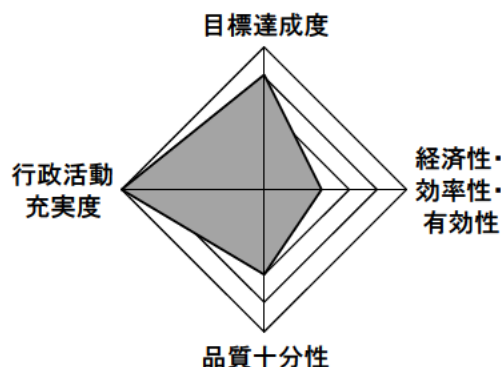
地域の自然や歴史、文化を大切に、地域経済を活性化し地域社会を健全に維持するため、(1)の事業では、東紀州観光まちづくり公社により、観光・産業・まちづくりの面から総合的に推進する。また、(2)(3)は、地域活性化の拠点関連の事業である。(4)から(11)の事業は、地域の基幹産業である農林水産業についてハード、ソフト両面から活性化を図るものである。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b

元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と
地域づくりによる活性化

○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果 指標	1 目標 達成度 (10 点)	◎重点事業の数値目標である「推定観光消費総額指数」の実績は、目標を達成している。 ○重点事業を構成する事業のうち、事業目標を設定した8事業すべてにおいて達成しているが、目標設定の検討が必要なものがある。	(4) 8
	2 経済性・ 効率性・ 有効性 (5 点)	●公社において、基本方針は策定されているが、個々の事業に数値目標が定められていないので、費用対効果や有効性等を踏まえた事業の中長期的な進行管理が困難である。(1) ○みかんの里創生事業において、これまでの取組は生産強化を中心としたもので、販売面等の強化を含め農業所得向上に向けた一層の取組が求められている。(5)	2
	3 品質 十分性 (5 点)	○主産品高品質技術開発事業において、地域の生産者の要望や社会情勢の変化を的確にとらえ、農林水産分野において高品質化に向けた研究が行なわれ、一定の成果を得ることができた。(11)	3
	4 行政 活動 充実度 (5 点)	◎公社が行なう事業において、紀勢自動車道延伸整備を好機と捉え、多様な主体と連携し地域の活性化の具現化に向け提言を取りまとめ、新たな事業の展開に繋げることができた。(1) ○みかんの里創生事業において、JA 三重南紀を事務局とした協議会を中心に多様な主体と連携し、担い手育成やみかんの品質向上等、様々な取組がなされている。(5)	5
評点合計(満点 25)			18

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見**1 東紀州対策局における戦略的な事業展開**

当重点事業は、観光、産業、地域づくりを総合的に推進することを目的に、地域資源の有効活用や地域のコーディネート等を行なうもので、互いに関連する事業が多い。

東紀州対策局においては、個々の事業内容や課題等を十分把握し、事業の相乗効果を図るべく関係機関と連携を密にし、戦略的な事業の展開に向け取り組まれない。

2 東紀州観光まちづくり公社における取組

地域のコーディネート役である「東紀州観光まちづくり公社」は、地域の自立的発展を目指して観光や産業の振興など様々な取組を進め、新たな事業の展開に繋がる提言を行なうなど一定の成果をあげている。

今後、地域の更なる活性化を促進するには、個々の事業について、中長期的に具体的な数値目標を定め、費用対効果や有効性を見据えた取組を進められたい。

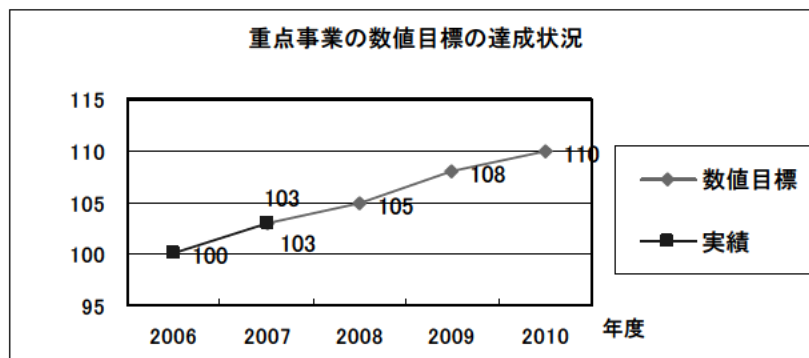
Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

○重点事業の数値目標である「推定観光消費総額指数」の実績は、目標を達成している。

平成19年度の実績値は103と目標値103を達成しており、かつ18年度の実績値100を上回っている。

目標達成度



数値目標である「推定観光消費総額指数」は、東紀州の産業振興の度合いを測るため、その牽引産業となる観光産業の進展状況を表すものとして、東紀州地域への観光入込客数と一人あたりの平均観光消費額の積を「推定観光消費総額」と定義づけ、平成18年の当該数値を100として、その増減について指数化したものである。

- ・観光入込客数 (A) : 18年 1,428 千人 19年 1,580 千人
- ・1人あたり観光消費額 (B) : 18年 33,434 円 19年 31,230 円
- ・推定観光消費総額 (C : A×B) : 18年 47,743,752 千円 19年 49,343,400 千円
- ・推定観光消費総額指数 : (対象年C÷18年C) ×100

2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業のうち、事業目標を設定した8事業すべてにおいて達成しているが、目標設定の検討が必要なものがある。

東紀州観光まちづくり推進事業の目標については、東紀州観光まちづくり公社がまちづくり等の取組に対し参画した件数としているが、公社の行なう事業の一部しか表しておらず妥当でない。

なお、中核的交流施設整備事業については、施設整備後の施設利用者数を目標に設定しているが、現在、施設の建築準備中であり平成19年度の数値目標を定めていない。また、揮発油税財源身替農道整備事業や畑地帯総合農地整備事業については、道路延長距離や施設整備面積を目標に設定しているが、19年度は測量・設計等の実施で本体工事に着手していないので数値目標を定めていない。

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 東紀州観光まちづくり推進事業

●基本方針は策定されているが、個々の事業に数値目標が定められていないので、費用対効果や有効性等を踏まえた事業の中長期的な進行管理が困難である。

◎紀勢自動車道延伸整備を好機と捉え、多様な主体と連携し地域の活性化の具現化に向け提言を取りまとめ、新たな事業の展開に繋げることができた。

(事業の計画的取組)

東紀州地域の活性化と自立的な発展を目指し、東紀州地域活性化事業推進協議会を母体に平成19年4月に市町とともに設立した東紀州観光まちづくり公社（以下、公社という）を支援することにより、地域一体となって観光振興、産業振興及びまちづくりの取組を総合的に進めている。

県と市町が各々2分の1負担し4,000万円以上の事業を行っており、基本方針で、観光振興、産業振興やまちづくり分野で行なう事業の具体的推進方向を定めているが、個々の事業に数値目標を定めていない。

例えば、観光振興分野の受入体制整備事業においては、「多様で魅力的な資源を活用した体験事業の整備を図る」、産業振興分野の地域ブランド・マーケティング事業においては、「事業者による地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化や販売促進を支援する」といった方向性のみが記述されている。

費用対効果や有効性を踏まえた事業の進行管理を行うために、「体験観光プログラム数」や「地域産品PR活動数」等の具体的な数値目標を設定する必要がある。

経済性・効率性・有効性

(紀勢自動車道延伸に伴う対応)

紀勢自動車道延伸整備を好機と捉え、広域的な観点から観光振興や地域づくりを行うため、公社が事務局を担い地域住民、学識経験者や関係機関を構成員とし、平成18年11月に「紀勢道整備に伴う地域活性化検討委員会」を立ち上げ、19年度は2回委員会を開催し提言案をまとめた。

20年5月には具体的な事業を進めるべく「南三重地域活性化事業推進協議会」を立ち上げ、内閣府の20年度「地方の元気再生事業」に当協議会の「南三重地域活性化プロジェクト」が選定された。国からの受託調査事業として「南三重ブランド」を確立すべく、熊野古道等の地域資源の情報発信、マイカー客の取組や地産品の売り込み、新たな観光スタイルの提案等を行う。

行政活動充実度

(2) 熊野古道センター運営事業

○熊野古道センターの来館者数は目標の 84,000 人を大きく上回っているが、オープン後 1 年半が経過し来館者数は徐々に減少している。

また、東紀州地域の観光入込客数は増加傾向にあるが、古道センターのオープンが古道の来訪者数の増加には結びついていない。

今後、古道センターへの集客力を維持し地域の情報を発信するには、魅力ある企画展の開催のほか隣接施設や地域と一体となった取組が必要である。

(古道センター来館者数と古道来訪者数)

熊野古道センターは、熊野古道及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の情報収集・集積・発信機能及び地域内外の交流機能を果たすよう、平成 19 年 2 月 10 日にオープンし、地域住民、関係団体等と連携を図りながら、企画展・体験学習・講座(目標:56 回 実績:145 回)や交流イベント(目標:2 回 実績:15 回)等を行った。また、4 月 28 日には隣接する地域振興ゾーン「夢古道おわせ」に尾鷲市が整備した地場特産品情報交流センターがオープンしたこともあり目標来館者数を大きく上回った。

20 年 4 月 11 日には海洋深層水を活用した温浴施設「夢古道の湯」がオープンしたが、19 年 4、5 月の来館者 33,829 人に対し、20 年度の同期来館者数は 18,541 人で約 45%の減となった。

また、古道の来訪者数は、17 年をピークに停滞しており、センターのオープンが古道来訪者の増加には結びついていない。

年間来館者数

	熊野古道センター	地場特産品 情報交流センター	夢古道の湯
平成 18 年度	2 月 10 日～3 月末実績 : 28,540 人 (365 日換算 : 208,342 人)		
平成 19 年度	年間目標 : 84,000 人 年間実績 : 123,821 人 (4 月～5 月実績 : 33,829 人)	年間実績: 95,582 人 (H19.4.28～) (365 日換算: 103,217 人)	
平成 20 年度	年間目標 : 86,000 人 (4 月～5 月実績 : 18,541 人) (365 日換算 : 110,942 人)	4 月～5 月実績 : 21,142 人 (365 日換算: 126,505 人)	4 月 11 日～5 月実績 : 14,165 人

熊野古道来訪者数及び東紀州地域の観光レクリエーション入込客数

	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
古道来訪者数(千人)	68	91	103	151	156	154	150
13 年を 100 とした数値	100	134	151	222	229	226	220
東紀州地域観光入込客数(千人)					1,413	1,428	1,580

※16 年 7 月に世界遺産登録がされた。

※古道来訪者数: 東紀州観光まちづくり公社調べ

※東紀州地域の観光レクリエーション入込客数(農水商工部観光局観光レクリエーション入込客推計書)

経済性・効率性・有効性

(3) 中核的交流施設整備事業

(事業概要)

熊野市及び御浜町地内において、土地は県が取得して事業者へ無償貸与し、事業者が建物建設と最低 10 年間の運営を行う方式で行われる。県と市町から、施設整備費や開業準備費を対象にした補助金（10 年間で 30 億円）と長期借入金利子相当額を対象にした補助金が交付される。

平成 19 年 3 月に事業者の選定と用地取得（約 3 億円）が終わり、21 年 7 月のオープンをめざして、建築準備中である。

(4) 県営中山間地域総合整備事業

(事業概要)

東紀州の中山間地域における持続的な営農、定住化及び熊野古道をはじめ地域資源の活用等を図るため、多様な主体の参画により地域の特性に応じた農業生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備し活力ある農村づくりを行うものである。

(5) 紀南版元気なみかんの里創生事業

◎JA 三重南紀を事務局とした協議会を中心に多様な主体と連携し、担い手育成やみかんの品質向上等の様々な取組がなされている。
○これまでの取組は生産強化を中心としたもので、販売面等の強化を含め農業所得向上に向けた一層の取組が求められている。

(多様な主体と連携した産地の活性化)

かんきつ類の価格の低迷、生産者の高齢化や園地の荒廃化が進み産地間競争が激化するなか、産地の活性化を図ることを目的に、平成 19 年度は JA 三重南紀を事務局とし関係市町、県（まちづくり公社含む）を構成員とする「三重南紀かんきつ振興プロジェクト協議会」を中心に下記の取組を行った。

- ① 新規就農者の確保育成を図るため新規就農相談会等を実施した結果、目標 12 名に対し 11 名の就農者を確保することができた。
- ② 講習会や苗木への助成等により「みえ紀南 1 号」等の優良品種の導入を促進した。
(目標：7.5ha 実績：11.5ha)
- ③ 新商品開発に向けた研修（3 回）、みかんマイスターの養成（5 名）や消費者を対象にした産地見学会を実施し、観光との連携を図った。
- ④ JA 三重南紀が設置したかんきつ選果場プラント施設を活用し、南紀みかんの高品質なもののみ三重ブランドとして出荷しブランド力の向上を図っている。

行政活動充実度

(地域一体となった販売面の強化と効果の検証)

これまでの取組は生産強化を中心としたものであったが、販売面等の強化も含め産地観光の推進や新商品づくり、かんきつ産地の 6 次産業化を推進すべく、従来の協議会を発展させ「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」（事務局：JA）を平成 20 年 4 月に設立した。

そこでは、取組実績を検証するため、農家が自立できる農業所得を数値目標に加えることが課題となっている。

経済性・効率性・有効性

(6) 揮発油税財源身替農道整備事業^{注1}**○建設予定の中核交流施設へのアクセスに配慮し、ルート決定を行なった。**

(中核交流施設整備事業へのアクセスの向上)

揮発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化と流通の合理化を図るため、紀南中核交流施設整備事業用地内から金山パイロットを通り国道 311 号までの基幹的農道を整備するものである。

平成 19 年度は、今後建設予定の中核交流施設へのアクセスに配慮し、東紀州対策室と協議を重ねルート決定を行った。これにより、将来、バス等の大型車両での施設へのアクセスの向上、地域産品の当施設での販売促進やみかんの PR 促進等が期待できる。

行政活動充実度

(7) 畑地帯総合農地整備事業

(事業概要)

平成 17 年度に策定した「三重南紀果樹産地構造改革計画」を受け、金山南部地区のみかん園において、老朽化したかんがい施設の高度化と園内農道の舗装を行い、収穫物の品質向上と経営の安定を図るものである。

(8) 東紀州地域の水産業活性化対策事業

(事業概要)

漁業者の高齢化や魚類の価格低迷による収益減少等により、年々衰退している地域の基幹漁業であるマダイ等養殖業の経営安定化を図るため、ヒロメやマハタ等の養殖技術の確立に向け取り組んでいる。

(9) 養殖基地機能向上事業

(事業概要)

養殖が盛んな漁港において、高齢者や新規就業者等が動きやすい施設の整備を進めるため、平成 19 年度に水産庁が策定した「第二次漁港漁場整備長期計画」に基づき、三木浦漁港においては大型運搬車両が通行可能な道路や岸壁の整備、また、甫母漁港においては荒天時にも作業しやすいよう防波堤の整備を行っている。

(10) 熊野灘海域浮魚礁設置事業

(事業概要)

漁業者の高齢化などにより沿岸漁業が低迷し新たな漁場の整備が不可欠であることから、これまでの簡易な浮魚礁に替え、平成 18 年 7 月に水産庁の承認を受けた「広域漁場整備事業基本計画」に基づき水産基盤整備事業費補助金を受け、22 年度までに耐久性のある浮魚礁 8 基を設置するものである。

注)1 揮発油税財源身替農道整備事業

通常ガソリン（揮発油）の取引には揮発油税がかかるが、農林漁業用機械に消費されるガソリンについてはそれを免除することになっている。しかし、取引の際にそのガソリンが何に使われるのかを確かめるのは現実的ではないため、農林漁業用機械に消費される分の揮発油税に相当する額を財源として道路を整備することで、揮発油税の免除に代えている。この事業を「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」と言い、その道路を一般に農免道路と呼ぶ。

(11) 農林水産物主産品高品質化技術開発事業

○地域の生産者の要望や社会情勢の変化を的確にとらえ、農林水産分野において高品質化に向けた研究が行なわれ一定の成果を得ることができた。

(地域のニーズや社会情勢を踏まえた研究)

消費者ニーズの多様化や産地間競争が激化するなか、地域の生産者の要望を踏まえ、かんきつ類については、農林水産省に中晩生品種の「みえ紀南2号」の登録申請を、ヒノキについては、他産地との差別化を図るため、林齢と比重の相関関係等、部材の品質表示の基データの取りまとめを、また、高級魚であるマハタについては、養殖用種苗の安定供給に向け「種苗生産マニュアル」の作成を行い、農林水産品の高品質化を図った。

品質十分性

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 54～55 頁

重点事業名	くらし2 異常気象に備える緊急減災対策	(主担当部：県土整備部)
重点事業の目標	今後も予想される異常気象に備え、自然災害による被害を最小化する「減災」の観点から、減災対策に寄与するハード整備に重点的に取り組むとともに、異常気象などによる災害を少なくする減災体制を早期に確立することを目的として、改正された水防法、土砂災害防止法に対応するためのソフト対策を推進します。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
風水害に対する安全度が向上した住民の数(累計)	目標値	—	155,000 人	210,000 人	230,000 人	239,000 人
	実績値	—	162,000 人	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1) 緊急河川改修事業	再度災害防止事業 進捗率	45,000	目標値	—	11%	46%	90%	100%
			実績値	—	8%	—	—	—
(2) ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業	整備延長(累計)	97,880	目標値	—	200m	530m	1,130m	1,720m
			実績値	—	60m	—	—	—
(3) 緊急ソフト対策事業 (河川)	水位情報周知河川 数(累計)	156,688	目標値	—	19 河川	26 河川	33 河川	41 河川
			実績値	12 河川	19 河川	—	—	—
(4) 緊急ソフト対策事業 (砂防)	危険性が特に高い か所に対する特別 警戒区域等の指定 率	90,000	目標値	—	0%	28%	52%	76%
			実績値	—	0%	—	—	—
合計		389,568	平均達成率	76%	—	—	—	—

重点事業の概要

異常気象に備える緊急減災対策として、(1)(2)の事業で河川の河積拡大等、高潮対策のハード事業を行い、(3)(4)の事業で避難勧告を出す目安になる特別警戒水位を定めた水位情報周知河川の設定、土砂災害特別警戒区域等の指定のソフト事業を推進する。

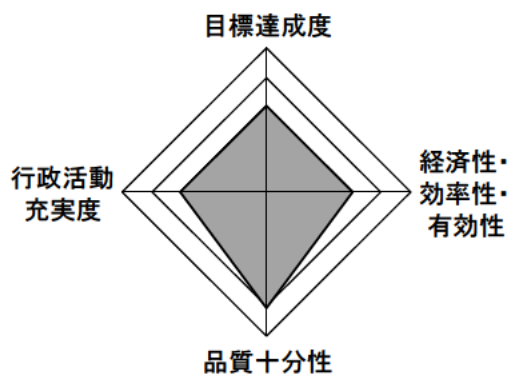
行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定

b

くらし2 異常気象に備える緊急減災対策



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標 業務内容	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「風水害に対する安全度が向上した住民の数（累計）」の実績は目標を上回っている。 ●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は76%と低い。	(3) 6
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○宮川、三戸川の河積拡大改修事業については、計画どおり実施しているが、赤羽川については、残土処分地の調整に時間を要し、繰越事業となり、計画どおりの事業進捗が図られていない。(1) ○朝明川の高潮堤防の整備について、堤防嵩上げの工法検討等に時間を要し、繰越事業となり、計画どおりの事業進捗が図られていない。(2)	3
	3 品質十分性 (5点)	◎市町のハザードマップ作成支援と浸水想定区域図作成、特別警戒水位の設定、水位観測所設置数も全て目標を達成し、水位情報周知河川について、計画どおりである。(3) ○土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定については、目標実現に向け、住民及び市町の理解を得て、円滑に推進する必要がある。(4)	4
	4 行政活動充実度 (5点)		3
評点合計(満点 25)			16

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 住民気運の向上

自然災害による被害を最小化するため、河川等の再度災害防止、高潮対策等のハード対策と、水位情報周知河川の指定などのソフト対策事業を実施しているが、減災対策は住民気運が最も重要であり、事業効果がより発揮されるよう、今後さらに、事業の進捗、市町や県関係部局等との連携を密にし、住民が災害等に対し的確な判断と行動がとれるよう支援されたい。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「風水害に対する安全度が向上した住民の数（累計）」の実績は目標を上回っている。

緊急河川改修事業などのハード対策では、目標を下回ったが、水位計設置などソフト対策の効果により、平成19年度の実績値は162,000人と、目標値155,000人を上回っている。

目標達成度

数値目標の設定

(住民数：人)

		2007	2008	2009	2010
ハード対策	赤羽川他	5,043	9,059	14,392	19,505
ソフト対策	特別警戒水位	129,986	153,703	159,929	161,960
	浸水想定区域図	5,265	21,600	28,707	28,707
	水位計設置	15,606	24,239	24,239	24,239
	特別警戒区域等指定	0	1,913	3,599	5,273
計		155,900	210,514	230,866	239,684
目標値		155,000	210,000	230,000	239,000

実績管理

(住民数：人)

		2007	
		目標値	実績
ハード対策	赤羽川他	5,043	733
ソフト対策	特別警戒水位	129,986	129,911
	浸水想定区域図	5,265	5,149
	水位計設置	15,606	26,712
	特別警戒区域等指定	0	0
計		155,900	162,505
重点事業の数値		155,000	162,000

2 構成事業の事業目標の達成状況

●重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は76%と低い。

重点事業を構成する事業の事業目標4項目のうち、目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(1) 再度災害防止事業進捗率：目標11%、実績8%（達成率72.7%）

(2) 整備延長（累計）：目標200m、実績60m（達成率30.0%）

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 緊急河川改修事業

○宮川、三戸川の河積拡大改修事業については、計画どおり実施しているが、赤羽川については、残土処分地の調整に時間を要したため、繰越事業となり、計画どおりの事業進捗が図れていない。

(緊急河川改修事業の推進)

平成16年に被災した河川のうち、再度災害防止のために事業を継続している赤羽川及び局所的な土砂堆積により安全度が低下している宮川、三戸川において、掘削による河積拡大を図り、治水効果を高め再度災害を防止することを目的としているが、赤羽川において、残土処分地の調整に時間を要したため、繰越事業となっているので事業の推進を図る必要がある。

19年度実績（掘削による河積拡大等）

宮川	9,200m ³ （事業費30,000千円）
三戸川	3,350m ³ （事業費10,000千円）
赤羽川	測量等（事業費5,000千円）

経済性・効率性・有効性

※目標量 宮川 45,000m³ 三戸川 33,000m³ 赤羽川 10,000m³

なお、土砂堆積の量の目標量の予測は、随時変化することから、事業費を一定の目安としている。また、宮川の河積拡大については、砂利採取許可も活用し進めて行く。

(2) ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業

○朝明川の高潮堤防の整備について、堤防嵩上げの工法検討等により時間を要し、繰越事業となり、計画どおりの事業進捗が図れていない。

(朝明川の高潮対策事業の推進)

ゼロメートル地帯を保全区域に持つ県管理河川のうち、高潮対策が未実施の唯一の河川である朝明川において、予想される高潮に対して河口における安全な堤防高を確保するものであるが、堤防嵩上げの工法検討等に時間を要し、当初計画の延長200mに対し60mの事業進捗となっているので、事業の推進を図る必要がある。

朝明川の河口は、人家の密集や国道23号等重要な施設が位置しており、浸水の発生により甚大な被害が懸念されるが、高潮区間の護岸は施工済みとなっている。

朝明川の堤防は、三面（川側、天端、陸側等）のコンクリート張り堤防であり、既存堤防の中の状態（強度等）がわかりにくく、今回の嵩上げに際して既存堤防の補強も必要となるなど工法検討に時間を要し、また、当初計画に比べ事業費単価も増加したことから、当初計画の延長200mに対し60mの事業進捗となっている。

経済性・効率性・有効性

長島地区海岸

隣接・背後地に人家や全国的観光集客施設を持つ長島地区海岸において、海岸延長1,398mの内、特に緊急的な対策が必要な720mについて海側法面の耐震対策を含めた堤防改良を推進する。工事着手は、計画どおり平成20年度予定である。

(3) 緊急ソフト対策事業（河川）

◎市町のハザードマップ作成支援等のための、浸水想定区域図の作成、特別警戒水位の設定、水位観測所設置数も全て目標を達成し、水位情報周知河川について、計画どおり設定している。

（水位情報周知河川の設定）

各市町長が避難勧告を出す目安になる特別警戒水位を定めた水位情報周知河川を7河川設定し、19河川と目標を達成している。また、構成事業である水位観測所設置も99か所、市町のハザードマップ作成の基となる浸水想定区域図の作成河川についても、50河川と前倒しで実施し、これらをもとに12市町がハザードマップ作成済みとなった。

構成事業

平成19年度

事業内容	計 画	実 績
特別警戒水位の設定（累計）	19 河川	19 河川
浸水想定区域図の作成河川数（累計）	49 河川	50 河川
ハザードマップ作成市町数（累計）	12 市町	12 市町
水位観測所設置数（累計）	98 か所	99 か所

品質十分性

水位情報周知河川と特別警戒水位

平成17年7月の水防法の改正により、河川管理者は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川について、「特別警戒水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め一般に周知させなければならないとなった。これらの河川を「水位情報周知河川」という。これにより、主要な中小河川での水位の情報は、「通報（指定）水位（水防団が待機する目安となる水位）」、「警戒水位（水防団が出動する目安となる水位）」、「特別警戒水位（市町村長が避難勧告を出す目安になる水位）」、「危険水位相当（いつ氾濫してもおかしくない水位）」という基準となり、情報の提供がされる。

「特別警戒水位」の決定は、各市町長が避難勧告を出す目安になる水位となることから、河川の状態や水の流れの特性などをさらに詳しく調べる必要があり、各市町の協力と連携が重要である。

県内では、水防法のみなし規定によりこれまでの水防警報河川12河川が水位情報周知河川としてみなされ、17年度に特別警戒水位を設定し、19年度には志登茂川、朝明川、相川、岩田川、三渡川、外城田川、鹿化川の7河川で設定した。（水防計画への位置付けが必要であるため。）

(4) 緊急ソフト対策事業（砂防）

○土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域指定のための事前調査である基礎調査を大台町内の危険箇所 389 箇所について実施している。土砂災害特別警戒区域の指定については、目標実現に向け、住民及び市町の理解を得て、円滑に推進する必要がある。

（土砂災害特別警戒区域の指定の促進）

平成16年度に大規模な土砂災害が発生した大台町で、19年度は土砂災害特別警戒区域指定のための事前調査である基礎調査を389箇所実施している。20年度はこのうちの152箇所以上を土砂災害特別警戒区域に指定することを目標としているが、特別警戒区域は建築物の移転の勧告等の規制等があるので、危険性や区域指定の必要性について、住民及び市町の理解を得て、円滑に推進する必要がある。

また、全国的には土砂災害特別警戒区域指定が増加しているが、19年度末現在で県内の特別警戒区域の指定はない状況である。

土砂災害警戒区域等の指定状況

平成20年3月31日現在

	土石流		急傾斜		地すべり		計	
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域
三重県	12	0	5	0	0	0	17	0
全 国	33,758	12,906	50,840	22,782	592	0	85,190	35,688

品質十分性

※基礎調査：土砂災害の事象毎に、対象とする危険か所・危険溪流を抽出し、土砂災害の原因地及び危害のおそれのある土地等の地形・地質・過去の災害実績・降水等の状況を調査するとともに、土砂の予想到達範囲の設定、土石等の移動により建築物に作用する力の算定、土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域設定、公示図書(案)の作成を行う作業である。

- ・重点事業としては、毎年のように土砂災害が発生している津市、松阪市、伊賀市、熊野市、大台町のうち危険性の高いか所において、特別警戒区域等の指定を目標としている。
- ・20年度は、5市町と四日市市での440箇所程度の基礎調査を予定している。

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 69～70 頁

重点事業名	くらし 8 高齢者が安心して暮らせる 介護基盤の整備	(主担当部：健康福祉部)
重点事業の 目標	要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、真に入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めます。 一方、高齢者が要支援・要介護状態とならないように、地域における介護予防事業の効果的な取組などを支援します。 また、認知症の予防および認知症高齢者介護に取り組めます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
特別養護老人ホーム整備数	目標値	—	6,433 人	6,743 人	6,943 人	7,143 人
	実績値	6,303 人	6,383 人	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)介護サービス基盤整備 事業	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設新規整備数	617,080	目標値	—	340 人	610 人	400 人	400 人
			実績値	450 人	290 人	—	—	—
(2)地域包括ケア推進・支 援事業	地域包括ケア充実に 係る研修修了者数 (累計)	12,839	目標値	—	430 人	680 人	930 人	1,180 人
			実績値	180 人	422 人	—	—	—
(3)認知症対策研修・支援 事業	認知症対策に係る研 修修了者数(累計)	8,874	目標値	—	920 人	1,080 人	1,240 人	1,400 人
			実績値	799 人	992 人	—	—	—
合計		638,793	平均達成率		94%	—	—	—

重点事業の概要

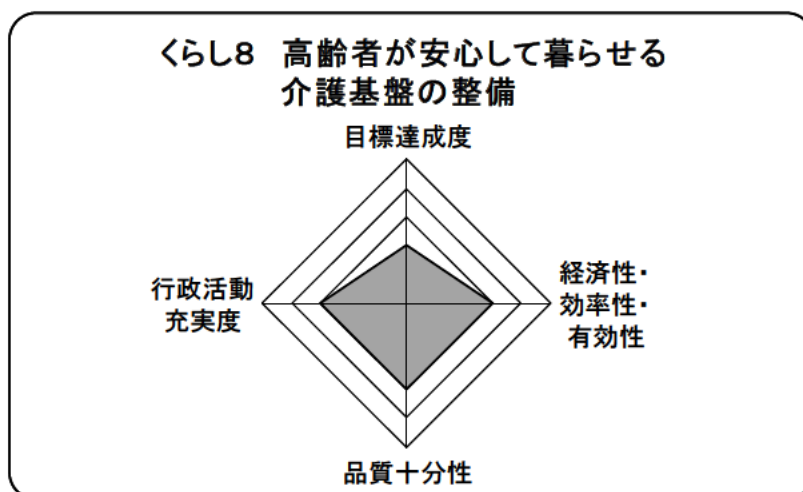
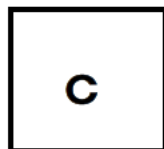
高齢者の入所が円滑に進むよう、(1)の事業で特別養護老人ホーム等の整備を進めている。

(2)の事業で、介護予防マネジメントを行う市町職員や介護予防の従事者に対する研修を実施し、(3)の事業では、かかりつけ医や介護サービス従事者への研修を実施し、認知症の予防、早期発見、ケアの充実を図っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10点)	●重点事業の数値目標項目「特別養護老人ホーム整備数」の実績は、計画を断念した設置者があったため、目標を下回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は94%で、概ね達成している。	(2) 4
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○補助金を交付した事業者において、建築基準法の改正により建築確認審査に不測の日数を要したため及び工事施工に伴う騒音対策について地元との調整に日数を要したため、繰越事業が発生している。(1)	3
業務内容	3 品質十分性 (5点)		3
	4 行政活動充実度 (5点)		3
評点合計(満点25)			13

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 介護サービス基盤の整備

県内の要介護(支援)認定者は、平成19年12月で、74,516人と前年より1,030人増加している。

介護サービスの基盤整備については、「第4次三重県高齢者保健福祉計画・第3期三重県介護保険事業支援計画(平成18年3月)」に基づき進めることとしているので、高齢者がそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるように、計画に基づき介護サービス基盤の整備を図りたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

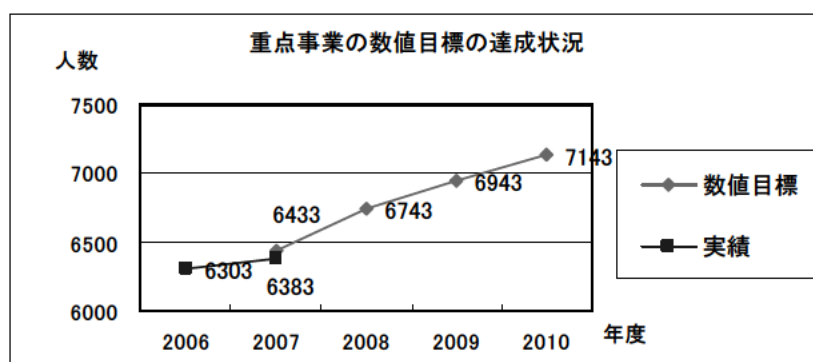
1 重点事業の数値目標の達成状況

●重点事業の数値目標項目「特別養護老人ホーム整備数」の実績は、計画を断念した設置者があったため、目標を下回っている。

目標数値を平成19年度単年度で換算すると、目標値130人に対して、実績値は80人であり、目標達成率は62%である。

なお、数値目標項目の内容は、「年度末の特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを除く）の整備定員数」をカウントしている。

目標達成度



2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は94%で、概ね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標3項目のうち、1項目が目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

- (1) 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設新規整備数：目標340人、実績290人（達成率85%）
- (2) 地域包括ケア充実に係る研修修了者数（累計）：目標430人、実績422人（達成率98%）

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 介護サービス基盤整備事業

○補助金を交付した事業者において、建築基準法の改正により建築確認審査完了までに不測の日数を要したため及び工事施工に伴う騒音対策について地元との調整に日数を要したため、やむをえず繰越事業が発生している。

(繰越事業の発生)

介護サービスの基盤整備については、「第4次三重県高齢者保健福祉計画・第3期三重県介護保険事業支援計画（平成18年3月）」に基づき進めることとしている。

施設サービスを必要とする高齢者が、入所申込みを行ってからできるだけ速やかに入所できるように、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人ショートステイ用居室（ユニット型）、ケアハウス（介護専用型）及び介護老人保健施設（ユニット型）を整備する市町・社会福祉法人等に対し助成している。

整備施設の選定については、透明性及び公平性を確保するため、整備選定方針を策定し、外部の委員を含めた事前審査会を開催している。

また、三重県老人保健福祉施設整備指導要綱に基づき、施設整備における現地調査を実施し、工事が円滑・適正に進むよう工事契約等の指導・助言を行っている。

○平成19年度整備状況

(単位：千円)

種 別	圏 域	整 備 数	区 分	交付 決定額	繰越額
特別養護老人ホーム	中勢伊賀	1施設 30床	創設	168,750	101,250
		1施設 50床	創設	270,000	216,000
介護老人保健施設	北勢	1施設 60床	創設・自費	—	—
	南勢志摩	1施設 100床	創設	25,000	0
		1施設 50床	増築・自費	—	—
養護老人ホーム	北勢	1施設 120床	改築	405,000	324,000
老人ショートステイ用 居室（ユニット型）	中勢伊賀	1施設 20床	特養併設	特養に含む。	
		1施設 30床			
合 計				868,750	641,250

平成19年度は4施設に対して補助金868,750千円を交付決定しているが、そのうちの3施設において補助金641,250千円を翌年度に繰り越している。これは、建築基準法の改正により建築確認審査に不測の日数を要したため（2件、101,250千円、324,000千円）及び工事施工に伴う騒音対策について地元との調整に日数を要したため（1件216,000千円）である。

経済性・効率性・有効性

県の介護保険事業状況報告によれば、県内の要介護（支援）認定者は、平成19年12月で、74,516人と前年より1,030人増加している。

(2) 地域包括ケア推進・支援事業

(事業概要)

地域包括支援センター^{注1}職員を対象とした初任者・現任者向けの研修会及び介護予防プラン作成にかかる研修会を実施する。

また、介護予防の従事者に対し実技を交えた研修会や介護予防の普及啓発等を実施する。

(3) 認知症対策研修・支援事業

(事業概要)

認知症の予防、早期発見、ケアの充実に向けて、認知症サポート医、かかりつけ医、介護職場の職員に対して研修を実施する。

認知症サポート医、かかりつけ医の情報については、研修修了者の同意をとり、ホームページで名簿を公表している。

注)1 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、高齢者虐待への対応など、包括的・継続的マネジメントを担う拠点として市町村が主体となり設置するもの。国から示されている基準では、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種を最低各1名配置することとされている。平成20年4月現在、県内全ての市町に合計48設置されている。

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 71～73 頁

重点事業名	くらし9 障がい者の地域における自立への支援	(主担当部：健康福祉部)
重点事業の目標	障がいのある人が、地域で自立した生活をおくることができるよう、相談支援体制の充実をはかるとともに、就労に向けた支援を行います。 また、障がい者の日中活動の場の確保およびグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数	目標値	—	820 人	995 人	1,161 人	1,292 人
	実績値	653 人	788 人	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)障がい者相談支援体制 強化事業	相談支援センターへ の登録者数	243,065	目標値	—	2,785 人	3,476 人	3,538 人	3,600 人
			実績値	2,560 人	3,413 人	—	—	—
(2)障がい者のチャレンジ 支援事業	一般就労に移行した 者	22,524	目標値	—	48 人	66 人	84 人	102 人
			実績値	30 人	45 人	—	—	—
(3)障がい者委託訓練事業	障がい者委託訓練受 講者の就職率	18,911	目標値	—	50%	50%	50%	50%
			実績値	36%	67.6%	—	—	—
(4)日中活動支援事業	日中活動支援事業 (新しい事業体系を除 く)の利用者数	26,089	目標値	—	350 人	234 人	214 人	194 人
			実績値	370 人	254 人	—	—	—
(5)通所等支援事業	障がい者の日中活動 を支援する事業の利 用者数	30,508	目標値	—	2,235 人	3,271 人	4,307 人	5,342 人
			実績値	1,200 人	2,697 人	—	—	—
(6)障がい者居住支援事業	グループホーム・ケア ホームの利用者数	59,880	目標値	—	635 人	851 人	1,058 人	1,230 人
			実績値	427 人	609 人	—	—	—
合計		400,977	平均達成率		97%	—	—	—

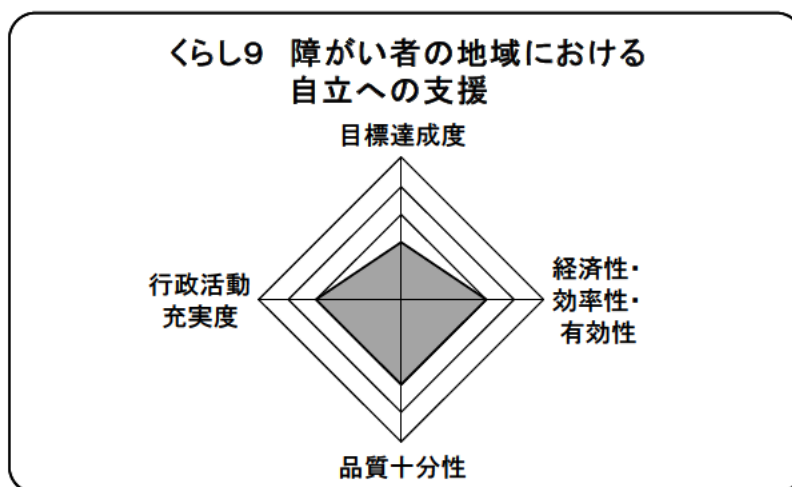
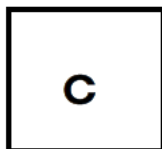
重点事業の概要

障がい者の地域における自立を促進するため、(1)の事業では、広域的・専門的な障がい者の相談事業を社会福祉法人や医療法人等に委託し、(2)(3)の事業では、障がい者人材センターにおける仕事紹介や企業での職業訓練などによる就労支援を行い、(4)(5)の事業では、市町が行う日中活動やサービス利用本人負担に対して助成している。(6)の事業ではグループホームの定員増加のための家屋改修経費等に対して助成している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果指標	1 目標達成度 (10点)	●重点事業の数値目標「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は目標を下回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は97%で、概ね達成している。	(2) 4
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	○補助金を交付した事業者において、建築基準法の改正により建築確認審査に不測の日数を要したため、繰越事業が発生している。(6)	3
	3 品質十分性 (5点)	◎障がい者に就労機会を提供するため、障がい者の希望や障がい特性に配慮した上で仕事を紹介する障がい者人材センター事業を実施しており、登録者数は目標を上回っている。(2) ○都道府県により施設数や施設の種別の状況は異なるものの、作業所等の平均工賃月額是全国平均を下回っており、47都道府県中39位にとどまっている。(2) ●本県は全国的にみて有効求人倍率が高く、全国各地から労働人口が流入しているという背景があるものの、障がい者実雇用率は横ばい傾向で、19年度は1.42%と全国ワースト1位である。 また、各県の産業構造の違いはあるものの、法定雇用率を達成している常用労働者56人以上の企業の率から見ると、三重県は46.5%で、全国平均43.8%を上回っているが、47都道府県中35位にとどまっている。(3)	3
	4 行政活動充実度 (5点)		3
評点合計(満点25)			13

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見**1 障がい者の地域における場の確保**

重点事業の数値目標である「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は、平成19年度は目標数値を下回っている。

障がい者が地域で安心して生活することができるよう、グループホーム、ケアホームの経営安定化に向けた定員増加のための基盤整備に引き続き取組まれない。

2 障がい者の就労支援

本県の平成19年度の障がい者雇用率は全国最下位であり、また、作業所等の平均工賃額は全国平均を下回っている。

県自らも、就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、知的障がい者の県庁舎での職場実習や障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の取組を行っているが、さらに企業や関係団体と協力を深め、国や県の雇用担当部局と連携し、障がいの程度や能力・適性に応じた就労を支援されたい。

また、平成20年2月に策定した「三重県工賃倍増5カ年計画」については、毎年度の進行管理を適切に行い、他県の優良事例などを参考にして実効性の高い取組を実施されたい。

Ⅱ 成果・指標にかかる監査結果

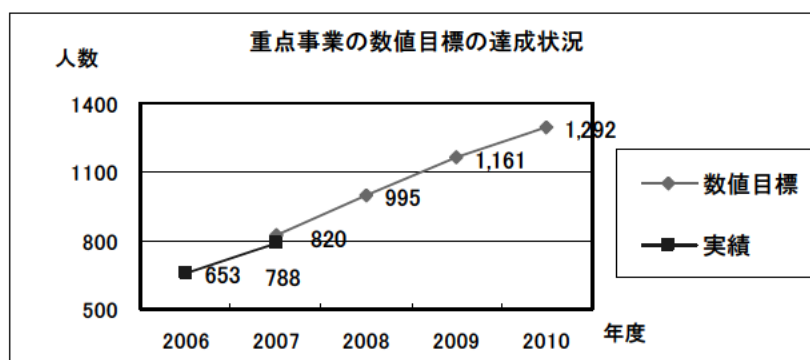
1 重点事業の数値目標の達成状況

●重点事業の数値目標「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は目標を下回っている。

数値目標項目の内容は、「年度末のグループホーム、ケアホーム等の定員数」をカウントしている。

県政報告書においては、目標達成率は19年度の実績値÷19年度の目標値で計算し、96%となっているが、平成19年度単年度で換算すると、目標値167人の増に対して、実績値は135人増であり、目標達成率は81%となる。

目標達成度



2 構成事業の事業目標の達成状況

○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は97%で、概ね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標6項目のうち、4項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(2)一般就労に移行した者：目標48人、実績45人（達成率94%）

(6)グループホーム・ケアホームの利用者数：目標635人、実績609人（県政報告書では達成率を96%としているが、「1 重点事業の数値目標の達成状況」と同様に、平成19年度単年度で計算すると88%となる。）

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 障がい者相談支援体制強化事業

(事業概要)

障害者自立支援法の施行により、3 障がい（知的・身体・精神）の一次相談は市町村に一元化されている。県は、障害福祉圏域ごとに各障がい共通の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門的な分野の相談事業を行っている。

各障がい保健福祉圏域に、市町と共同で「障がい者総合相談支援センター」を設置し、地域の非営利法人等に各種の相談支援事業を委託している。（平成 19 年度：22 法人、委託料合計 234,148,306 円）

(2) 障がい者のチャレンジ支援事業

◎障がい者に就労機会を提供するため、障がい者の希望や障がい特性に配慮した上で仕事を紹介する障がい者人材センター事業を実施しており、登録者数は目標を上回っている。

○都道府県により施設数や施設の種別の状況は異なるものの、作業所等の平均工賃月額は全国平均を下回っており、47 都道府県中 39 位にとどまっている。

(障害者人材センター事業登録者)

就労の定着化に向けて、事業所の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行う障がい者就労サポート事業を実施している。

また、働く意欲があっても一般就労が難しい障がい者に就労機会を提供するため、障がい者の希望や障がい特性に配慮した上で仕事を紹介する、障害者人材センター事業（ゴールド人材センターみえ）を平成 18 年 12 月から実施している。

県自らも、知的障がい者の県庁舎での職場実習や障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の取組を行っている。

19 年度の登録者数は 178 人で、目標値 80 人を大幅に上回った。

また、19 年度は延べ派遣人数が 3,946 人となっている。

品質十分性

(作業所等の平均工賃)

都道府県により施設数や施設の種別の状況は異なるものの、本県における作業所等の平均工賃月額は全国平均を下回っており、47 都道府県中 39 位にとどまっている。

国の要綱に基づき、平成 20 年 2 月に「三重県工賃倍増 5 カ年計画」を策定している。

工賃倍増 5 カ年計画の対象施設（※）の平均工賃（厚生労働省調べ 平成 18 年度）

三重県	10,407 円
全 国	12,222 円

※ 就労継続支援 B 型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設

品質十分性

(3) 障がい者委託訓練事業

●障がい者実雇用率は横ばい傾向で、平成 19 年度は 1.42%と全国ワースト 1 位である。
 また、各県により産業構造の違いはあるが、法定雇用率を達成している常用労働者 56 人以上の企業の率から見ると、三重県は 46.5%で、全国平均 43.8%を上回っているが、47 都道府県中 35 位にとどまっている。

(障がい者の実雇用率等)

障がい者が、身近な地域において、それぞれの適性に応じた就労ができるように、さまざまな企業、NPO などに委託し、職場での職業訓練を実施している。

平成 19 年度から訓練中の所得保障の観点から訓練手当を支給することとし、訓練を受講しやすい環境整備を行ったことにより、受講者数が 18 年度の 11 名から 37 名に増加している。

委託訓練事業の実績

(単位：人)

	受入事業所数等	訓練受講者数
平成 16 年度	2	2
平成 17 年度	5	18
平成 18 年度	5	11
平成 19 年度	22	37
累計	34	68

本県の障がい者実雇用率は横ばい傾向で、平成 19 年度は 1.42%と全国ワースト 1 位である。

障がい者の実雇用率の状況（厚生労働省調べ）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
三重県	1.43%	1.42%	1.42%
全 国	1.49%	1.52%	1.55%

三重県の低い実雇用率については、次のような背景がある。

- a 三重県は全国的にみて有効求人倍率が高く、全国各地から労働人口が流入しており、[雇用障がい者数／常用雇用者数]で表される実雇用率においては、分母が増の方向に傾くため、実雇用率は下がる傾向にある。
- b 実雇用率を上げる要因となる特例子会社^{注)1}が県内に 1 社しかない。

品質十分性

(4) 日中活動支援事業

(事業概要)

障害者自立支援法の施行に伴い、デイサービス事業の廃止や障害程度区分の導入等により、障がい福祉サービスを受けられなくなる障がい（児）者を対象に、市町が入浴サービス、食事の提供、創作的活動、軽作業、講座等を提供する事業を実施する場合、県が助成している。

本事業の実施により、障害者自立支援法の施行後も、従前と同じサービスが提供されている。

注)1 特例子会社

障がい者雇用を促進するため、様々な環境を整備した子会社のこと。この子会社への雇用は親会社への雇用とみなされるが、実雇用率の計算では子会社の存在する都道府県での加算となる。全国では 242 社ある。(H20.6.30 現在)

(5) 通所等支援事業

(事業概要)

障害者自立支援法の施行により、利用者負担が原則1割となったため、訓練を受けられないまま在宅生活を送る障害者が増えることのないよう、通所等に係る経費を助成している。

本事業の実施により、障害者自立支援法の施行後も、利用者負担金の増加による利用の減少、停止などは事例として確認されていない。

(6) 障がい者居住支援事業

○補助金を交付した事業者において、建築基準法の改正により建築確認審査完了までに不測の日数を要したため、繰越事業が発生している。

(繰越事業の発生)

グループホーム・ケアホームについては、「三重県障がい者プランー第四次行動計画・三重県障がい福祉計画ー第一期計画（平成19年3月）」において、平成23年度までのサービス見込量を設定して整備を進めている。

すべてのグループホーム等の定員を19年度から22年度の4か年で7名まで増やすこととしており、改修及び新規整備を行う社会福祉法人等に対し、市町を通じて補助している。

三重県障害者自立支援基盤整備事業指導要綱に基づき、施設整備における現地調査を実施し、工事が円滑・適正に進むよう工事契約等の指導・助言を行っている。

○平成19年度整備状況

(単位：千円)

市 町	区 分	交付決定額	繰越額
いなべ市	新 築	7,500	
	新 築	7,500	
	新 築	7,500	
四日市市	新 築	7,500	7,500
	新 築	7,500	7,500
	新 築	7,500	7,500
	改 修	6,500	6,500
鈴 鹿 市	新 築	7,500	7,500
	新 築	7,496	
津 市	増 築	7,047	
	改修・増築	7,500	7,500
	新 築	7,500	
伊 勢 市	新 築	7,500	
合 計	13 施設	96,043	44,000

19年度は13施設に対して補助金96,043千円を交付決定しているが、そのうちの6施設において補助金44,000千円を翌年度に繰り越している。これは、建築基準法の改正により建築確認審査完了までに不測の日数を要したためである。

経済性・効率性・有効性

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 76～78 頁

重点事業名	くらし 11 森林再生「三重の森林づくり」	(主担当部：環境森林部)
重点事業の目標	森林の公益的機能は、すべての県民の皆さんの生活に寄与し、不可欠なものであることから、その機能の維持増進に向けた取組は、緊急かつ着実に進めなければなりません。そのため、喫緊の課題である間伐に取り組むとともに、県産材の利用拡大を進め、林業を活性化することにより、適正な森林整備・保全を推進します。 また、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を理解し、多様な主体がそれぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林づくりに参画していけるよう、森林文化および森林環境教育の振興、森林づくりへの県民参加推進のためのしくみづくりを進めます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
間伐実施面積	目標値	—	8,000ha	8,000ha	8,000ha	8,000ha
	実績値	7,452ha	9,074ha	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)環境林整備推進事業	森林整備面積	430,853	目標値	—	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha
			実績値	1,500ha	1,623ha	—	—	—
(2)生産林整備推進事業	森林整備面積	414,218	目標値	—	4,100ha	4,100ha	4,100ha	4,100ha
			実績値	2,780ha	2,841ha	—	—	—
(3)林業担い手育成確保対策事業	林業作業士研修受講者数	7,088	目標値	—	10 人	10 人	10 人	10 人
			実績値	11 人	10 人	—	—	—
(4)「三重の木を使おう」推進事業	「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量	124,234	目標値	—	7,000 m ³	8,500 m ³	10,000 m ³	10,000 m ³
			実績値	5,137 m ³	8,416 m ³	—	—	—
(5)長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業	長伐期化対応の森林管理・中大径材利用技術開発	1,438	目標値	—	1 件	2 件	2 件	2 件
			実績値	—	1 件	—	—	—
(6)多様な主体による森林づくり事業	森林づくりへのサポート回数	1,450	目標値	—	5 回	5 回	5 回	5 回
			実績値	5 回	5 回	—	—	—
(7)「みんなで考える三重の森林」事業	森林フォーラム等への参加者数	3,304	目標値	—	700 人	700 人	700 人	700 人
			実績値	650 人	649 人	—	—	—
(8)漁民の森づくり活動推進事業	漁民の森づくり活動参加者数	1,018	目標値	—	270 人	330 人	370 人	420 人
			実績値	220 人	330 人	—	—	—
(9)森林とのふれあい・学び事業	指導者研修会の開催数	6,199	目標値	—	3 回	3 回	3 回	3 回
			実績値	—	2 回	—	—	—
合計		989,802	平均達成率		89%	—	—	—

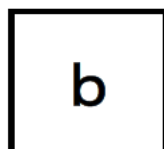
重点事業の概要

森林のもつ公益的機能の維持・増進に向け、(1) (2) の事業で間伐等の森林整備を行い、(3) の事業で担い手育成を、(4) の事業で県産材の利用拡大を、(5) の事業で技術開発を行っている。(6) (7) (8) (9) の事業で森林づくりへの県民参加推進のためのしくみづくりと森林文化及び教育の振興に取り組んでいる。

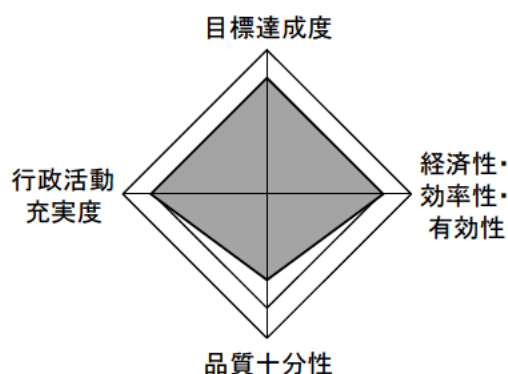
行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



くらし11 森林再生「三重の森林づくり」



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果・指標 業務内容	1 目標達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「間伐実施面積」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。 ○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は89%で、概ね達成している。	(4) 8
	2 経済性・効率性・有効性 (5点)	◎「三重の木」認証材を使用した木造住宅建築について、平成19年度に認証制度の定着と県産材利用への理解をより深めるため、補助制度を変更している。(4)	4
	3 品質十分性 (5点)	●森林環境創造事業の実績が目標を大きく下回っており、県内地域別での着手率も差がある。(1) ◎重点事業として取り組んでいる高齢林整備は、全国と比較して高齢林が多い三重県の状況にあった取組である。(2)	3
	4 行政活動充実度 (5点)	◎イベントの実施にあたり、組合、NPO、民間団体等との連携を図っている。(7) ○漁業関係者と森林関係者との交流等に対して支援を行っている。(8)	4
評点合計(満点25)			19

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 森林環境創造事業の見直し

森林環境創造事業の実績が目標を大きく下回っている。また、生産林と環境林の区分など対象面積について、当初計画と現状では乖離があることから、計画の見直しを行うとともに、事業を見直されたい。

2 多様な主体による森林づくり

森林づくりや木材利用を進めるため、木材利用の推進や森林を守るための事業を実施しており、個人や企業など、多様な主体が多様な形で森林づくりに関わる状況になりつつあるので、引き続き森林の果たす役割等について理解を深める取り組みを進められたい。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

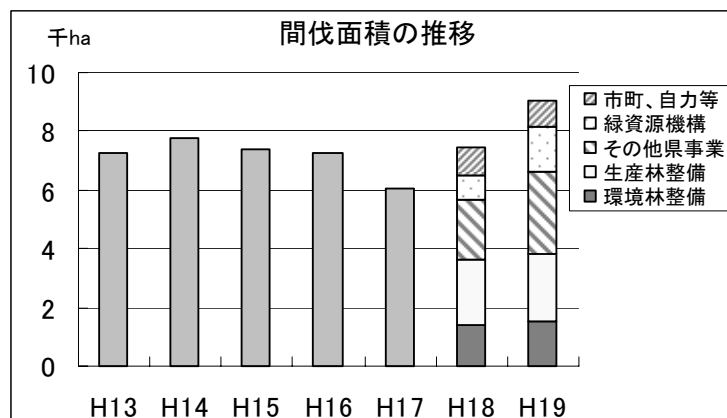
◎重点事業の数値目標「間伐実施面積」の実績は目標を上回っており、かつ前年度実績を上回っている。

平成19年度の実績値は9,074haで、目標値8,000haを上回り、かつ18年度の実績値7,452haを上回っている。

内訳では、重点事業の環境林整備推進事業及び生産林整備推進事業よりも、それ以外の県事業（国補治山事業、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業等）及び旧緑資源機構林の伸びが大きい。これは京都議定書発効により、森林吸収源対策として全国的に森林の間伐等を推進することとなったことによる。なお、国有林や旧緑資源機構林の間伐の推進についても、県は担い手育成、基盤整備などの役割を担っている。

国有林や旧緑資源機構林の間伐は面積等がまとまり行いやすいが、県が担っている私有林の間伐は小規模所有者が多く、また、境界未確定地が多いことから、事業実施までに時間がかかる傾向にある。

17年度策定の「三重の森林づくり基本計画」において、18年度から27年度までの10年間で80,000ha、37年度までの20年間で140,000haの間伐実施を目標としており、重点事業の目標と一致している。基本計画の目標20年間で140,000haは、県内で間伐が必要と見込まれる人工林すべての間伐を実施することとなる面積である。



目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

◎重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は89%で、概ね達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標9項目のうち、5項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

- (1) 環境林整備推進事業による森林整備面積：目標2,200ha、実績1,623ha（達成率74%）
- (2) 生産林整備推進事業による森林整備面積：目標4,100ha、実績2,841ha（達成率69%）
- (7) 森林フォーラム等への参加者数：目標700人、実績649人（達成率93%）
- (9) 指導者研修会の開催数：目標3回、実績2回（達成率67%）

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 環境林整備推進事業

●森林環境創造事業の実績が目標を大きく下回っており、県内地域別での着手率も差がある。

○繰越事業が発生していることから、効率的な事業の執行に努める必要がある。

(森林環境創造事業の見直し)

森林環境創造事業について、すべての環境林について整備計画を策定すべく、毎年度2,250ha、20年間で45,000haを目標に取り組んでいるが、平成19年度の整備計画策定面積は1,601haで18年度の1.8倍となっているが、目標を下回るとともに、県内7地域の着手率にも大きな差が生じている。

事業対象面積について、当初計画策定から7年が経過し、市町でのゾーニングの見直しが進んだことなどから、現状と乖離が生じているため、計画の見直し等を行う必要がある。

また、不在村所有者等で連絡先が不明、もしくは無関心な所有者の森林への対応を検討していく必要がある。

森林環境創造事業の目標達成率

(単位：ha、%)

年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
目標面積	単年	250	2,250	1,850	2,250	2,250	2,250	2,250
	累計	250	2,500	4,350	6,600	8,850	11,100	13,350
整備計画策定面積	単年	273	2,278	2,316	944	1,480	891	1,601
	累計	273	2,551	4,867	5,810	7,290	8,181	9,782
達成率(累計)		109.2	102.0	111.9	88.0	82.4	73.7	73.3

※達成率(累計)：目標(累計)に対する整備計画策定面積(累計)の達成率

地域別の着手率(H19末)

(単位：ha、%)

地域	北勢	中勢	松阪	伊勢志摩	伊賀	尾鷲	熊野	計・平均
対象森林面積	4,695	6,098	9,954	8,569	3,462	2,944	9,278	45,000
整備計画策定面積(累計)	631	611	4,362	1,703	586	493	1,396	9,782
着手率	13.4	10.0	43.8	19.9	16.9	16.7	15.0	21.7

品質十分性

(繰越事業の増加)

環境林整備推進事業を構成する森林環境創造事業及び環境林整備治山事業で、平成19年度から20年度への繰越が139,759千円(予算額570,614千円)発生している。これは境界確定に日数を要したことや、全国的な間伐推進により作業員確保が以前より難しくなっていることなどから、19年度内に実施できず、やむを得ず翌年度実施となったものである。目標とする森林整備面積を達成するためにも、繰越事業の発生要因への対応を行い、効率的な事業の執行に努める必要がある。

森林環境創造事業 18年度から19年度への繰越事業 なし

19年度から20年度への繰越事業 63,881千円

環境林整備治山事業 19年度から20年度への繰越事業 75,878千円(19年度新規)

経済性・効率性・有効性

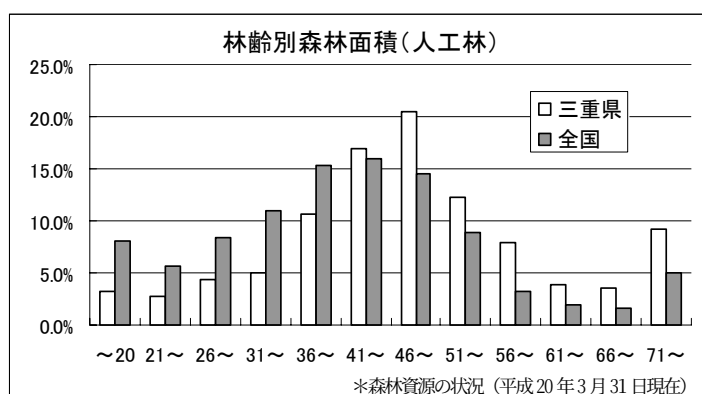
(2) 生産林整備推進事業

◎重点事業として取り組んでいる高齢林整備は、全国と比較して高齢林が多い三重県
の状況にあった取組である。

○平成 18 年度と比較して繰越事業が増加しているため、効率的な事業の執行に努める
必要がある。

(高齢林整備間伐促進)

現在、木材価格の低迷などにより間伐施業が十分に行われていない状況にあり、特に国の補助
制度では対応できない高齢級（36 年生以上）の間伐施業が遅れている。全国的に高齢林化が進む
傾向にあるが、三重県は全国と比較しても高齢林が多い状況であることから、高齢級の間伐施業
に対する県独自の取組を平成 19 年度から実施している。



行政活動充実度

(繰越事業の増加)

生産林整備推進事業を構成する高齢林整備間伐促進事業及び造林事業で、平成 19 年度から 20
年度への繰越は、前年の繰越 114,365 千円よりも 100,868 千円多い 215,233 千円（予算額 630,056
千円）発生している。これは境界確定に日数を要したことや、全国的な間伐推進により作業員確
保が以前より難しくなっていることなどから、19 年度内に実施できず、やむを得ず翌年度実施と
なったものである。目標とする森林整備面積を達成するためにも、繰越事業の発生要因への対応
を行い、効率的な事業の執行に努める必要がある。

高齢林整備間伐促進事業	19 年度から 20 年度への繰越事業	7,725 千円（19 年度新規）
造林事業	18 年度から 19 年度への繰越事業	114,365 千円
	19 年度から 20 年度への繰越事業	207,508 千円

経済性・効率性・有効性

(3) 林業担い手育成確保対策事業

○充実した職場体験実習を実施し、新規就業へのきっかけづくりに取り組んでいる。

(高校生職場体験学習)

高校生を対象に、林業への就業のきっかけとする職場体験を平成 19 年度から実施し、参加し
た高校生 19 名のうち 1 名が卒業後の進路として林業への就業を検討している。体験結果が進路
選択に活かせるよう 2 年生を対象とし、松阪飯南森林組合では 3 日間にわたる充実した実習を行
なっている。

品質十分性

(4)「三重の木を使おう」推進事業

◎「三重の木」認証材を使用した木造住宅建築について、平成 19 年度に認証制度の定着と県産材利用への理解をより深めるため、補助制度を変更している。

(補助制度の見直し)

多くの県では、県内産の木材を使用した場合に対して補助をしているが、三重県では「三重の木」認証制度をつくり、認証材を使用した場合にのみ補助している。

平成 19 年度は、県内に新築する木造住宅に使用される柱、土台、梁等へ認証材を 60%以上もしくは12m³以上使用する住宅 397 戸に対して補助を行った。18年度は50%以上使用する住宅 300 戸に対して 36 万円を補助していたが、認証制度の定着と県産材利用への理解をより深めるため、補助制度を変更している。

経済性・効率性・有効性

・補助戸数

年度	17	18	19
戸数 (戸)	198	300	397
補助単価 (万円)	36	36	30

・アンケート結果

18 年度に同制度を利用した人に対する一年後のアンケート

満足又はどちらかといえば満足 95.0%

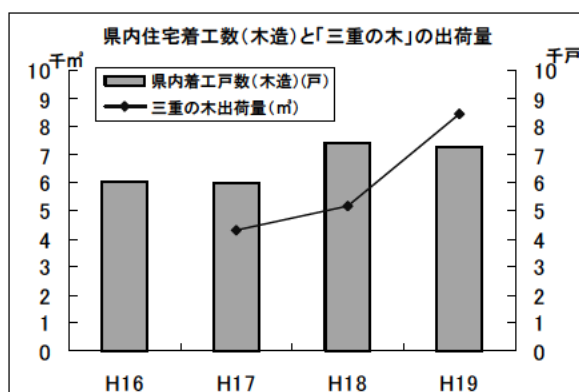
友人・知人に勧める 80.7%

19 年度に同制度を利用した人に対するアンケート

補助制度を通じて「三重の木」に関心を持った 68.8%

補助がなくとも三重の木を使用した 51.1%

・木造着工数と出荷量



(5) 長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業

(事業概要)

人工林の長伐期化に対応した森林管理技術の確立のためのシステム収穫表の作成や、生産される中大径材の木造住宅建築への利用促進のための強度性能に基づくスパン表を作成。

(6) 多様な主体による森林づくり事業

○多様な主体による森林づくりの一つである「企業の森」について、大都市の企業も含め、さらに企業に対してPRしていく必要がある。

(企業の森の地域格差)

平成19年度までに企業による森林づくりの場として取組を行っている場所は9か所あるが、北勢2か所、中勢伊賀7か所と地域に偏りがある。企業の森は企業と森林所有者とのマッチングによって成立するため、企業側のニーズから北中部での活動が多くなっている。しかし、環境森林部が持っている企業の森の候補地リストでは東紀州地域も多くリストアップされている。東京、大阪で開催された環境省主催の企業の森づくりフェアに参加しているが、世界遺産である熊野古道のある東紀州地域においても、企業の森等多様な主体による森林づくりを進めるためには、リストの公表などを含め、大都市の企業へのPRが必要である。

取組開始年度

18年度から 4件

19年度から 5件

実施場所

いなべ市 1か所

亀山市 1か所

津市 3か所

伊賀市 2か所

松阪市 1か所

多気町 1か所

品質十分性

(7) 「みんなで考える三重の森林」事業

◎イベントの実施にあたり、組合、NPO、民間団体等との連携を図っている。

(多様な主体との連携)

フォーラム等のイベント実施にあたって、森林組合、NPO 団体、企業等にも参画してもらい、活動発表、体験・展示コーナー設置等を同時に行っている。

また、森林フォーラム2007では日頃森林保全と直接的に関係のない地元ロータリークラブが後援し、NPO等と共に活動発表をするなど、多様な主体と連携して事業を実施していると認められる。

行政活動充実度

(8) 漁民の森づくり活動推進事業**○漁業関係者と林業関係者との交流等に対して、支援を行っている。**

(漁業関係者と林業関係者の交流促進)

漁業団体2団体が行う植林等に対して補助している。三浦漁協が大台町で植林及び下刈りを実施したほか、鳥羽磯部漁協が平成19年度から新たに鳥羽市内で植林を実施している。

また、県では交流に向けた動きがある団体等に対してアドバイス等の支援を行っている。

県が補助している活動以外にも、白子漁協と鈴鹿森林組合との交流や、宮川流域の交流、県漁業協同組合連合会が「漁民の森」づくりの活動をしているなど、漁業団体と林業団体の交流が行われている。

多様な主体による森林づくりを進めるためには、漁業関係者と林業関係者の交流等が活発に行われることが必要であることから、県としては漁業関係者と林業関係者等との橋渡しなどを行い、より活発な交流等が行われるよう支援をしていく必要がある。

行政活動充実度

(9) 森林とのふれあい・学び事業

(事業概要)

森林での多様な体験活動を通じ、広く森林や木に対する理解と関心を深めるために、森林文化の振興と森林環境教育の振興を目的とした様々な取組を行っている。

・ふれあい（森林文化の振興）

田舎暮らし相談、森林とのふれあい生活体験会、木工教室 等

・学び（森林環境教育の振興）

森林の学習指導者実践セミナー、森林の活動体験教室 等

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 79～81 頁

重点事業名	絆 1 「住んでよし、訪れてよし」の 観光みえ・魅力増進対策	(主担当部：農水商工部観光局)
重点事業の 目標	多様な主体による地域づくりの取組を、地域住民や訪れる人双方の視点に立った総合的な取組にレベルアップさせ、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり、観光振興と地域づくりの取組の一体化を進めるため、商品造成・情報発信・誘客戦略の充実、地域づくりに対するノウハウ提供、連携支援の強化等、ソフト・ハード一体となった取組を効果的に展開していきます。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
観光地づくり連携プロジェクト数(累計)	目標値	—	100 件	121 件	142 件	163 件
	実績値	79 件	110 件	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)「旅ごころ誘う三重奏」 誘客戦略推進事業	提案旅行商品を企画・販売した旅行会社数	141,057	目標値	—	10 社	11 社	11 社	11 社
			実績値	9 社	11 社	—	—	—
(2)外客誘致推進事業	三重県への外客訪問数	27,980	目標値	—	73,000 人(2006)	104,000 人(2007)	106,000 人(2008)	108,000 人(2009)
			実績値	67,000 人(2005)	103,000 人(2006)	—	—	—
(3)教育旅行誘致事業	教育旅行誘致決定校数 (累計)	817	目標値	—	5 校	10 校	15 校	20 校
			実績値	2 校	8 校	—	—	—
(4)自動車観光情報発信事業	モバイルツール等を活用した観光ルート提案数(累計)	2,649	目標値	—	1 件	1 件	2 件	2 件
			実績値	—	1 件	—	—	—
(5)三重の観光プロデューサー設置事業	観光プロデュース数(累計)	10,980	目標値	—	71 件	86 件	101 件	116 件
			実績値	56 件	71 件	—	—	—
(6)魅力ある観光地グレードアップ支援事業	魅力ある観光地づくり支援件数(累計)	21,007	目標値	—	45 件	56 件	67 件	78 件
			実績値	34 件	53 件	—	—	—
(7)フィルムコミッション促進事業	県内のフィルムコミッション数(累計)	705	目標値	—	2 か所	3 か所	5 か所	5 か所
			実績値	1 か所	2 か所			
(8)景観まちづくりプロジェクト事業	景観まちづくりの取組における景観に配慮した社会資本整備の実施箇所数(累計)	186,930	目標値	—	16 か所	17 か所	18 か所	19 か所
			実績値	15 か所	17 か所			
(9)熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業	熊野古道シャトルバスを活用した旅行商品、イベント等の数(累計)	12,204	目標値	—	5 件	8 件	11 件	14 件
			実績値	—	5 件			
合計		404,329	平均達成率		100%	—	—	—

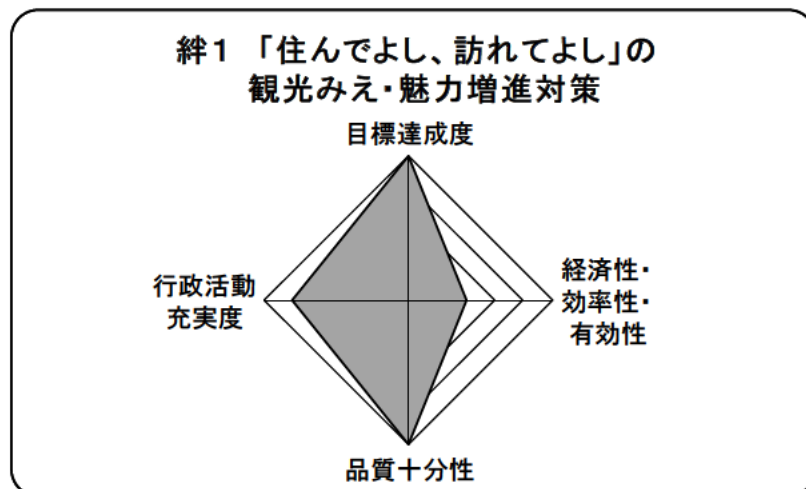
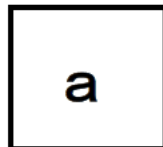
重点事業の概要

観光振興プランに沿って、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり、観光振興を進めるため、(1)の事業では、旅行商品の企画・販売等、(2)(3)(4)(9)の事業では、外客、教育旅行、自動車観光など様々なニーズに応えた誘客活動を展開している。(5)(6)(7)の事業では多様な主体との連携による地域の魅力向上や地域資源の再発見に取り組むとともに、(8)の事業では、地域住民と市町が取り組む文化力を活かした景観まちづくりの支援を実施している。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果 指標	1 目標 達成度 (10点)	◎重点事業の数値目標「観光地づくり連携プロジェクト数(累計)」の実績は目標を上回っている。 ◎重点事業を構成する事業はすべて目標を達成している。	(5) 10
	2 経済性・ 効率性・ 有効性 (5点)	●遠隔地等からの主要玄関口となる名古屋と熊野古道センター等を結ぶシャトルバスを地元市町と共同運行しているが利用者数は伸びていないので、利用者数を増加させるため、様々な手法等を検討する必要がある。(9)	2
	3 品質 十分性 (5点)	◎三重県観光販売システムズの活用を図り、伊勢志摩、熊野古道伊勢路を中心とした旅行商品の情報発信を充実した結果、三重県への誘客数が増加した。(1) ◎ドライバーの視点から見た県内各地の観光ルートづくりを推進するため、ドライブマップの作成等自動車観光での観光誘客に積極的に取り組んだ。(4)	5
	4 行政 活動 充実度 (5点)	◎観光振興の基本的な要素である良好な景観形成のため、市町や住民等の主体が協働し、地域の整備、空間快適性を高めることは、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりの整備を進める手法として評価できる。(8)	4
評点合計(満点 25)			21

※目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 「三重県観光振興プラン」の推進

「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり、観光地づくりを進めるため、市町をはじめ関係機関との連携を密にし、魅力ある観光地や観光商品等を創出することなどにより、引き続き「三重県観光振興プラン」第2期戦略(H20～22年度)の推進に努められたい。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

◎重点事業の数値目標「観光地づくり連携プロジェクト数(累計)」の実績は目標を上回っている。

平成19年度の実績値は110件で、目標値100件を上回っている。

「絆」事業であることから、数値目標を「観光地づくり連携プロジェクト数(累計)」に設定している。

平成19年度実績：31件（110件－79件）

※実績値31件の内訳

(5)観光プロデュース数15件

(6)魅力ある観光地づくり件数19件

(8)景観まちづくりの取組における景観に配慮した社会資本整備の実施箇所数2か所

これら合計36件から(5)と(6)の内訳の重複する5件を減じた31件を実績値としている。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

◎重点事業を構成する事業はすべて目標を達成している。

重点事業を構成する事業の事業目標は9項目である。

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 「旅ごころ勝う三重奏」誘客戦略推進事業

◎三重県観光販売システムズの活用を図り、伊勢志摩、熊野古道伊勢路を中心とした旅行商品を旅行パンフレットに掲載する機会を増加させることなどにより、首都圏等への情報発信を充実した結果、三重県への誘客数が増加した。

○三重県観光販売システムズは、平成19年6月に法人格を持つ組織「(株)観光販売システムズ」を新設し、自主財源により運営を始めている。

(三重県観光販売システムズの活用)

三重県観光販売システムズの活動（主な活動内容：①観光素材の発掘・開発、②旅行商品化・契約、③旅行商品流通への指導、④拡販キャンペーン提案）により、各旅行商品の特性を生かした情報発信と販売が行われ、伊勢志摩、熊野古道を中心とした旅行商品が旅行パンフレット等へ掲載される機会が増え、三重県への誘客数が増加傾向にある。

三重県内への観光入込数（実数）の推移 単位：千人（観光客実態調査報告書）

年 地域	H17	H18	H19
北勢地域	12,250	12,605	12,935
中南勢地域	6,016	6,149	6,122
伊勢志摩地域	8,696	9,187	9,725
伊賀地域	3,111	3,554	3,613
東紀州地域	1,413	1,428	1,580
合計（実数）	31,486	32,923	33,975
対前年度比	—	104.6%	103.2%

品質十分性

(三重県観光販売システムズの運営状況)

平成19年度から、三重県観光販売システムズの運営にかかる財政支援は行わず、独立採算により運営している。

- ① 自主財源により運営できるよう、19年6月に法人格を持つ組織「(株)観光販売システムズ」を新設し、これまで任意協議会である三重県観光販売システムズでは行うことができなかった旅行業法上の契約行為を行うこととした。
- ② 三重県以外にも、伊勢市、松阪市、伊勢志摩観光コンベンション機構、東紀州観光まちづくり公社等からも業務を受託している。

経済性・効率性・有効性

(2) 外客誘致推進事業

○外国人観光客に対して、本県の魅力や観光情報を発信するなど、海外向けのプロモーション活動を積極的に行った結果、本県の認知度が向上し、誘客数も増加傾向にある。

(台湾、中国（上海）、韓国など東アジア地域を対象とした戦略的な事業展開)

国は2010年に訪日外国人旅行者を1,000万人にすることを目標に、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を進めており、三重県においても東アジア地域を主なターゲットに観光PRや誘客活動を展開している。

なかでも、ビザ免除により個人旅行者の増加が見込まれる台湾、韓国、香港や、今後、訪日旅行者の増加が期待される中国からの誘客に取り組み、訪日旅行に関する国内外の旅行関係者のニーズの汲みあげや問題点の解消を図り、誘客の拡大に積極的に取り組んだ結果、台湾からは、春節（旧正月）に狙いを定めたキャンペーン商品などにより、1,290名の観光客が本県を訪れた。

なお、近鉄の企画切符を活用して各国から4,120名の個人旅行者が広域周遊した。

また、中国では本県を訪れる旅行商品が2年連続で上海市より高品質商品の認定（海外旅行部門での受賞は当該商品のみ）を受け旅行商品の定着化が図られ、当該旅行商品により1,428名もの観光客が伊勢志摩地域を訪れた。（一般的に観光旅行商品は、年間300名程度の誘客で成功といわれている）

行政活動充実度

(3) 教育旅行誘致事業

○首都圏については、伊勢志摩学生団体誘致委員会、東京事務所と協働で首都圏の中学校訪問を積極的に実施した結果、平成19年度には首都圏から3校が伊勢志摩に修学旅行に訪れるなど、首都圏の公立中学校の修学旅行先として、改めて伊勢志摩が注目され始めている。

また、三重県内及び隣接府県についても教育旅行の誘致活動を始めている。

(首都圏及び隣県、県内での誘致活動)

修学旅行、社会見学等の教育旅行の目的地として三重県の観光資源が認知されることは一義的な誘客に繋がると同時に、中長期的な視点では、三重ファン・リピーターを確保することとなる。こういった観点から首都圏からの修学旅行について誘致活動を行っている。伊勢志摩学生団体誘致委員会、東京事務所と協働して誘致活動を実施した結果、平成19年度には首都圏から3校が修学旅行に訪れるなど、首都圏の公立中学校の修学旅行先として、改めて伊勢志摩が注目され始めている。

なお、近隣県については、小学生の修学旅行、社会見学、中学生の宿泊体験についての誘致活動を行っている。また、県内では、社会見学、遠足での誘致活動を行っている。

※主な取組内容

- ・19年度首都圏での訪問回数：伊勢志摩学生団体誘致委員会、東京事務所と協働で首都圏中学校訪問（東京都、川崎市、横浜市の公立中学）126回 等

品質十分性

(4) 自動車観光情報発信事業

◎自動車による旅行がなじむ新しい観光スポット等ドライバーの視点から見た観光ルートづくりを推進するため、ドライブマップの作成等自動車観光での観光誘客に積極的に取り組んだ。

(自動車観光マップ作成)

平成20年2月の新名神開通によりさらに自動車による観光客数が増えることが予想されたこともあり、自動車による観光客の多い本県において、自動車による旅行がなじむ新しい観光スポット等ドライバーの視点から見た観光ルートづくりを推進するため、伊勢志摩から東紀州への風光明媚な道路を「黒潮の道 伊勢熊野路」と名づけ、関係市・町と協働でドライブマップ作成したことは評価できる。

ドライブマップは10万部作成し、19年10月から県内の道の駅、東名阪自動車道御在所サービスエリア、20年2月からは、新名神高速道路土山サービスエリア等で配布したところ好評であった。

- ・ドライブマップは、カーナビゲーションの普及に対応するため、観光スポットの位置情報のマップコード化を図った。
- ・類似の自動車観光に都道府県単位で取り組んでいるのは他県では北海道(国作成)等である。
- ・20年度は「中勢伊賀」、21年度には「北勢」のドライブマップを作成する予定である。
- ・県内への観光入り込み客の約7割が自家用車によるものである。(19年度県データ)

品質十分性

(5) 三重の観光プロデューサー設置事業

○平成15年度に「三重の観光プロデューサー^{注)1}」を設置し、県内の各地域に入り込み、地元と協働して埋もれた観光資源を発掘し、磨き上げて、魅力ある観光商品として発信する「観光商品づくり」に取り組んだ結果71件の観光商品等が実現した。

(観光商品づくり)

県内の各地域に入り込み、地元と協働して、埋もれた観光資源を発掘し、磨き上げて、魅力ある観光商品として発信する「観光商品づくり」に取り組んだ。この結果、各地域の特色ある観光資源が、観光商品として、旅行市場等を通じて県内外に発信され、地域の集客・交流の促進に寄与した。

観光商品づくり数(累計)

平成17年度	平成18年度	平成19年度
38件	56件	71件

行政活動充実度

注)1 観光プロデューサー

三重県の歴史・文化・自然・産業等地域の特色を生かした観光商品づくり、観光商品のセールス、観光施策の総合プロデュースを行う専門家

(6) 魅力ある観光地グレードアップ支援事業

○魅力ある観光地の創出に向け、「美（うま）し国おこし・三重」を始め関係機関との連携を密にし、魅力ある観光地や観光商品等の創出に努める必要がある。

(地域の魅力向上)

魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するため、地域が主体的に行う観光の魅力づくりの支援を実施しているもので、快適な交流空間創出のために、平成 17、18 年度の 2 年間に伊勢志摩地域、東紀州地域等で、延べ 26 件の市町等の取組への支援を行った。このなかでは、まち歩きマップの作成や案内標識の設置、楽しいまちなか空間づくり等、様々な取組が行われ、地域の魅力向上に繋がった。

魅力ある観光地の創出に向け、「美（うま）し国おこし・三重」を始め関係機関との連携を密にし、魅力ある観光地や観光商品等を創出することなどにより、「三重県観光振興プラン」第 2 期戦略（H20～22 年度）の推進に引き続き取り組む必要がある。

行政活動充実度

(7) フィルムコミッション^{注)2}促進事業

(事業概要)

平成 19 年度は、全国フィルムコミッション連絡協議会から講師を招くなど、フィルムコミッションの概要、製作者側からみたフィルムコミッション、地域に根ざしたフィルムコミッションの 3 つのテーマで研修会を 3 回開催した。こうした取組の結果、19 年 12 月に、県内 2 番目のフィルムコミッションとして「菰野ロケーション応援団 (LOOK)」(菰野町) が、20 年 4 月には「ロケッ津」(津市) が設立され、活動を始めた。この他、松阪地域においても、商工会議所青年部が中心となり、フィルムコミッション設立に向けた活動が始まっている。

注)2 フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、CM などの撮影に際して、ロケーション撮影での関係機関との調整をし、撮影をスムーズに進行することを目的とした機関

(8) 景観まちづくりプロジェクト事業

◎観光振興の基本的な要素である良好な景観形成のため、市町や住民等の主体が協働し、地域の整備、空間快適性を高めることは、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりの整備を進める手法として評価できる。

(修景整備の実施)

「住んでよし、訪れてよし」の景観まちづくりに向けて、市町や住民等が主体となって進めるまちづくりを支援した。平成19年度は、伊勢市外宮前地区と多気町丹生地区において地域住民の声を聞きながら、修景整備の事業を進めた。

市町や住民等の主体が県と協働し、地域の整備、空間快適性を高めることは、事業を進める手法として評価できる。

今後も、地域固有の風景や歴史的なまち並みなど美しい景観で地域の魅力を向上させる「街道文化」に着目し、三重県内の街道を軸とした地域において、地域住民と市町が協働で取り組むみえの文化力を活かした先導的なまちづくりを支援していく必要がある。

行政活動充実度

(9) 熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業

●遠隔地等からの主要玄関口となる名古屋と熊野古道センター等を結ぶシャトルバスを地元市町と共同運行しているが利用者数は伸びていないので、利用者数を増加させるため、様々な手法等を検討する必要がある。

(シャトルバスの利用状況)

旅行者の利便性・快適性の向上に寄与するため、遠隔地等からの主要玄関口となる名古屋とすべての熊野古道の登り口、拠点施設である熊野古道センター等を結ぶシャトルバスを地元市町と共同運行しているが利用者数は伸びていないので、利用者数を増加させるため、様々な手法を検討する必要がある。

なお、シャトルバスが運行されることで、交通不便地である熊野古道への交通アクセスが確保されるとともに、旅行マーケットにおいて熊野古道伊勢路が情報発信され、地域においてもシャトルバスを活用した旅行商品づくりが行われている。

引き続き、旅行パンフレット、ホームページ等によりさらにPRしていく必要がある。

経済性・効率性・有効性

※参考

- ・名古屋から関ドライブインを径由して熊野古道の各峠等を通り瀨流荘が終点（毎日1往復）
- ・平成19年度料金1人3,800円

・シャトルバス利用者数：名古屋ライン（単位：人）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
9,454	6,428	8,007	6,857

・熊野古道来訪者数（単位：人）

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
68,144	91,065	103,187	150,697	155,680	153,871	150,387

※平成16年7月世界遺産登録

重点事業の現状

【参照】2008 年版県政報告書 82～84 頁

重点事業名	絆 2 地域主権社会の実現に向けた 地域づくり支援	(主担当部：政策部)
重点事業の 目標	地域主権社会においては、住民に最も身近な基礎自治体である市町が、自らの責任と判断により適切な行財政運営を推進しながら、地域経営の総合的な主体として、個性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが期待されます。 このため、県は、市町の行財政基盤の安定に向けた取組を支援し、市町への分権を推進するとともに、住民自治の拡充による市町の主体的な地域経営や地域づくりを支援するため、「県と市町の地域づくり支援会議」を設置し、戦略性に富んだ地域づくりができるよう県と市町の連携をはかります。	

数値目標項目	年度	2006	2007	2008	2009	2010
「県と市町の地域づくり支援会議」開催数(累計)	目標値	—	13 回	88 回	121 回	154 回
	実績値	—	54 回	—	—	—

重点事業を構成する事業 (構成事業)	事業目標	2007 決算額 (千円)	年度	2006	2007	2008	2009	2010
(1)地域づくり調整事業	地域づくり情報の 提供数(累計)	69, 246	目標値	—	40 回	80 回	120 回	160 回
			実績値	—	34 回	—	—	—
(2)過疎市町等地域づくり 支援事業	過疎・離島地域に おける交流人口	25, 518	目標値	—	421.9 万人	429.8 万人	437.7 万人	446.0 万人
			実績値	414.0 万人	428.0 万人	—	—	—
(3)地方分権推進事業	市町への権限移譲 度	4, 927	目標値	—	256	289	293	296
			実績値	208	283	—	—	—
(4)市町の地域づくり支援 資金	実質収支赤字団体 数	400, 000	目標値	—	0 団体	0 団体	0 団体	0 団体
			実績値	0 団体	0 団体	—	—	—
(5)市町合併推進事業	新市町まちづくり 進捗度	1, 270, 264	目標値	—	34%	46%	56%	66%
			実績値	22%	38%	—	—	—
合計		1, 769, 955	平均達成率		97%	—	—	—

重点事業の概要

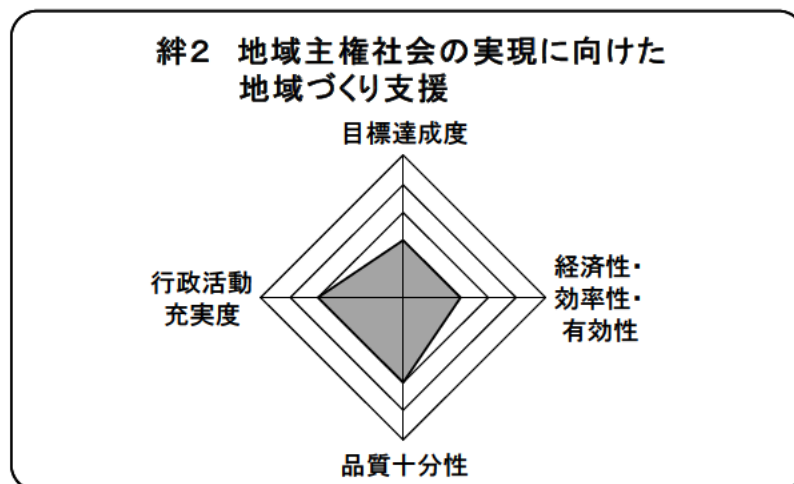
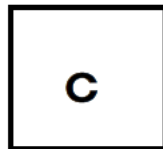
市町が個性的で魅力ある地域づくりに取り組む際の支援として、(1)の事業で住民団体等が行う地域貢献活動への補助など市町の主体的な地域経営や地域づくりの支援、(2)の事業で他地域との交流・定住促進事業への補助など、条件不利地域にある市町の自立に向けた支援や補完を行っている。

また、市町が自主性・自立性を確保して行財政を運営する基盤づくりのため、(3)の事業で県からの権限移譲の推進、(4)の事業で条件不利市町への資金貸付、(5)の事業で合併市町への合併支援交付金の交付を行っている。

行政監査「重点事業」の結果

I 総括

○総合判定



○評価結果と評点

評価項目		評価結果	評点
成果 指標	1 目標 達成度 (10 点)	●重点事業の数値目標を「地域づくり支援会議の開催回数(累計)」としているが、重点事業全体の目標としては適切でないので、目標設定について別途検討する必要がある。 ○「地域づくり調整事業」の数値目標は、事業の目的には合致するものの、成果を表すとは言えないので、適切な目標について別途検討する必要がある。(1)	(2) 4
	2 経済性・ 効率性・ 有効性 (5 点)	●合併した 16 市町に対し原則 10 年間で総額 104 億円の合併支援交付金を交付するなど、県も様々の支援を行っていることを踏まえ、合併前に県が示していた合併の効果を検証するとともに、今後の合併支援に活かしていく必要がある。(5)	2
業務 内容	3 品質 十分性 (5 点)	○「市町村優先の原則」等の権限移譲推進の 5 原則により市町の主体的な判断のもとに権限移譲を進めることとなっているが、県としても、個々の市町の状況や、主体的な地域経営にとっての重要性等も考慮して、市町の自主性・自立性の確保に効果的な進め方を検討し、市町との協議に活かしていく必要がある。(3)	3
	4 行政活動 充実度 (5 点)		3
評点合計(満点 25)			12

※目標達成度は重み付けをし、2 倍したものを評点としています。

◎プラス評価 ●マイナス評価

※評価結果欄の()付き数字は、関係する重点事業を構成する事業の番号です。

○意見

1 成果の検証

合併後 10 年間で 16 市町に対し総額 104 億円の合併支援交付金を交付するなど、県は様々な支援を行っているが、合併の効果の検証やまとめが十分なされていない。投入した経営資源に対する成果の検証と、今後の課題の整理に取り組まれない。

2 目標の設定

重点事業全体の数値目標を会議の開催回数にするなど、目標の設定に問題があるので、地域主権社会の実現という趣旨に合致した目標設定に取り組まれない。

II 成果・指標にかかる監査結果

1 重点事業の数値目標の達成状況

●重点事業の数値目標を「地域づくり支援会議の開催回数(累計)」としているが、重点事業全体の目標としては適切でないので、目標設定について別途検討する必要がある。

地域づくり支援会議は、①ブロック会議 ②推進会議 ③課題会議 の3階層で行われ、①は市町の首長が出席し、②③は市町の事務担当者が出席する。会議は、当該重点事業の目的である、地域主権社会の実現に向けて、県と市町が地域課題の共有や検討を行う場となっている。目標指標は①②③の合計回数である。それらの会議の開催回数が多いのは望ましいことであるが、重点事業全体の効果や進捗を表すとは言えない。

目標達成度

2 構成事業の事業目標の達成状況

**○重点事業を構成する事業の事業目標の平均達成率は97%で、概ね達成している。
ただし「(1)地域づくり調整事業」の数値目標は、事業の目的には合致するものの、成果を表すとは言えないので、適切な目標について別途検討する必要がある。**

重点事業を構成する事業の事業目標5項目のうち、4項目で目標を達成している。

目標を達成していない構成事業の事業目標は次のとおりである。

(1)地域づくり情報の提供数(累計): 目標40回、実績34回(達成率85%)

なお、上記目標は(1)地域づくり調整事業の数値目標であるが、当該事業の主な内容は、

- ・地域づくりを効果的に進めるための、市町への情報提供
- ・地域づくり支援会議の開催
- ・市町に対する、「新しい時代の公」地域貢献促進事業補助金の交付

である。目標指標「地域づくり情報の提供数」は、具体的には担当室(地域づくり支援室)のホームページ上での、市町への提供情報件数である。市町への情報提供は、地域づくりにおける県の重要な役割であるが、成果の検証という点で適切な指標ではない。

目標達成度

III 業務内容にかかる監査結果

(1) 地域づくり調整事業

(事業概要)

主な内容は、上記「II-2 構成事業の目標達成状況」のとおりである。

地域づくり支援会議は、市町と県の協議の場づくりまでが範囲で、協議内容は各ブロックに任されている。重点事業全体の目標指標になっているとおり、開催回数のみを実績とし、内容までは成果検証の対象としていない。

＜H19 開催実績＞①ブロック会議 8回 ②推進会議 32回 ③課題会議 14回 計54回

「新しい時代の公」地域貢献促進事業補助金は、地域に貢献する住民団体等の活動に対し補助するもので、平成18年度は県から直接補助していたが、19年度から、住民団体等へ市町が補助する場合に、県が市町へ補助する「間接補助」方式に改めた。住民団体等の活動内容の審査は市町に任されており、県は活動内容による交付の可否の判断はしないことになった。

＜H19 交付実績＞ 17市町 181件 8,918千円（補助率2分の1）。

(2) 過疎市町等地域づくり支援事業

(事業概要)

過疎・準過疎・離島・東紀州に該当する市町に対し、他地域との交流や定住の促進に資する事業等について、1事業当たり100～300万円を補助する事業（補助率2分の1）。ソフト・ハードどちらの事業でもよい。

対象市町：津市（旧美杉村）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、多気町（旧勢和村）、大台町、志摩市（旧浜島町、旧大王町、2離島）、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、鳥羽市（4離島）

＜H19 交付実績＞ 8市町 12事業 24,377千円

(3) 地方分権推進事業

○「市町村優先の原則」等の権限移譲推進の5原則により市町の主体的な判断のもとに権限移譲を進めることとなっているが、県としても、個々の市町の状況や、主体的な地域経営にとっての重要性等も考慮して、市町の自主性・自立性の確保に効果的な進め方を検討し、市町との協議に活かしていく必要がある。

(県としての計画)

条例に基づく移譲における、県から市町への移譲可能項目は平成20年6月9日時点で4,453項目ある。また、法定移譲にはさらに多くの項目が関わってくる。これらの項目について、主体的な地域経営にとっての重要度・貢献度は一律ではなく、差があると考えられる。また、事務量の点や、職員の専門性確保の点で、職員数の少ない市町にとっては、移譲受入が不可能な事務もある。さらに、住民の利便性向上への効果についても、項目間で差がある。

三重県権限移譲推進方針（H17.6.27）における、権限移譲推進の5原則により、市町村優先の原則により、項目の選定等移譲全般について市町との協議を経て実施しているとのことだが、効果的な移譲の進め方として、県の側でも、市町の主体性向上や住民の利便性向上に大きく寄与する項目や、市町の個別状況に対応した、市町ごとの移譲目標項目等を検討しておく必要があると考えられる。なお、同方針の推進期間は平成17～21年度の5ヵ年であり、17～19年度は集中取組期間とされていた。

平成19年度の移譲項目

19年度の移譲実績は、延べ2,185項目あり、当該事業の目標指標はこれを全市町数29で除した数を用いており、19年度は

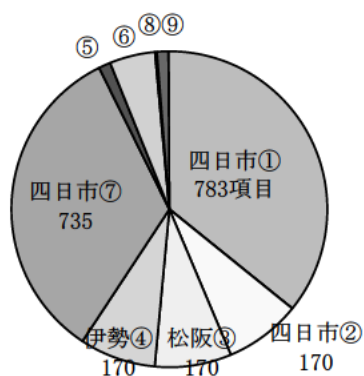
$$2,185 \text{ 項目} \div 29 \text{ 市町} = 75$$

が指標に対する実績としてカウントされる。2,185項目の内訳は次のとおりで、法定移譲1,293項目（約6割）、条例移譲892項目（約4割）である。法定移譲は、中核市、特例市といった市の人口規模によるものや、建築基準法や景観法など、市町村へ権限が移譲されることが法令で規定されているものであり、当該事業の貢献度は比較的小さい。条例移譲は、各法令により都道府県知事の権限と規定されている権限を、地方自治法を根拠に定めた県条例により移譲するものである。

19年度は、四日市市の保健所政令市移行によるものが、①783+⑦735=1,518項目と、全2,185項目の7割を占めている。さらに、四日市・松阪・伊勢3市の景観行政団体移行で②+③+④=510項目になっている。これらの分で1,518+510=2,028項目となり、全項目の93%を占めている。

<19年度の移譲項目>

区分	市町	内訳	項目数	小計	計	1市町平均
法定移譲	四日市	保健所政令市への移行	783 ①	1,293	2,185	2,185÷ 29≒75
	四日市	景観法における	170 ②			
	松阪	景観行政団体への移	170 ③			
	伊勢	行	170 ④			
条例移譲	25市町	景観法届出の受理	1×25=25 ⑤	892		
	25市町	地方自治法（字界）の届出	4×25=100 ⑥			
	四日市	保健所政令市への移行関連	735 ⑦			
	志摩	旅券事務	7 ⑧			
	その他		25 ⑨			

<19年度移譲項目数
2,185の内訳>

なお、平成17年3月29日に総務省から出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、合併により規模・能力が拡大する市町村は人的・財政的にもその体制が充実するので、県からの権限移譲をより積極的に行うべきと「助言」している。本県では、上記のとおり、権限移譲について市町と協議を経て実施しており、県が一方的には判断しないこととしている。

品質十分性

(4) 市町の地域づくり支援資金

(事業概要)

全県での総枠4億円を、低利率で条件不利市町や財政状況の厳しい市町が行うハード整備事業等へ貸し付ける。当該資金単独の事業の場合もあるが、他の起債事業の財源補充に用いられる場合もある。

2区分あり、①みえの地域文化資源活用枠 1億円 ②市町の地域づくり応援枠 3億円
の計4億円。

<H19貸付実績> 6市町 文化枠7事業、応援枠8事業の計15事業 計4億円

(5) 市町合併推進事業

●合併した16市町に対し原則10年間で総額104億円の合併支援交付金を交付するなど、県も様々の支援を行っていることを踏まえ、合併前に県が示していた合併の効果を検証するとともに、今後の合併支援に活かしていく必要がある。

(合併の効果)

「市町村の合併の推進についての要綱（平成12年12月25日、三重県）」では、

- ①行財政が効率化できる…同種施設の効率的配置、三役・議員総数の減少、管理部門の合理化
- ②専門組織・職員の配置が容易になる…スケールメリット
- ③広域的な事業執行や規制が可能になる…道路計画や観光振興、土地利用規制や環境規制など
- ④権限の拡大で地域に応じた業務執行が可能になる…中核市移行や権限移譲
- ⑤公的団体についても効率化できる…社会福祉協議会、観光協会、商工会などの合併などが、市町村合併の効果として、期待されていた。

県は合併支援策の主なものとして、合併市町に対し、合併関係市町村数に応じた合併支援交付金（2→1なら5億円、3→1なら6億円、以下同じ。合併後10年度の間）を交付している。

＜合併支援交付金の交付状況＞

No.	合併後の市町	関係市町村数	総額 (百万円) (A)	H19までの 交付額 (百万円) (B)	「比率」 (%) (B/A)
1	いなべ市	4	700	475	68
2	志摩市	5	800	430	54
3	伊賀市	6	900	405	45
...	...	...	...	...	...
16	大台町	2	500	165	33
計			10,400	4,870	47

平成20年3月に県担当室から提出された「定期監査結果に基づき講じた措置」では、合併の効果は比較的長期の取組の結果生じるもので、現時点では総括的な効果を示す段階に至っていない旨、記載されている。ただし、短期的な効果として、首長等特別職・議員数の減少による人件費の削減額が、合併後の全16市町全体で年間約30億円との試算が初めて示された。

経済性・効率性・有効性

《評価、評点及び総合判定の考え方》

1 評価項目

評価項目は、重点事業全体の成果と指標の達成状況を評価するために必要な「① 目標達成度」と、各構成事業の実施状況や進め方など業務内容を評価するために必要な「② 経済性・効率性・有効性」「③ 品質十分性」「④ 行政活動充実度」の4項目としました。

評価項目		評価の着眼点
成果・指標 業務内容	① 目標達成度	- 重点事業全体の数値目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。 - 構成事業の事業目標は妥当であるか、実績は目標値を達成しているか。
	② 経済性・効率性・有効性	- ヒト・モノ・カネ等の行政資源を経済的・効率的に活用しているか。 - 投入した行政資源は有効に活用されたか。
	③ 品質十分性	- ニーズに対応してサービス水準は向上しているか。 - サービスを対象者に適正・公平に提供しているか。
	④ 行政活動充実度	- 県を取り巻く環境の変化や課題に対応しているか。 - 総合行政や「新しい時代の公」の視点で仕事を進めているか。

2 各評価項目の評点の算出方法

各評価項目について、「4 評価基準」により評価します。評価は、◎(プラス評価)、●(マイナス評価)、○(その他)に区分します。
各評価項目の評点は、◎を+1、●を-1として、基準点「3」に加減し算出します。なお、目標達成度は重み付けをし、2倍したものを評点とします。
各評価項目の評点は、最高5点(目標達成度は10点)、最低1点(目標達成度は2点)とします。

【例】

評価区分	加減点	評点
◎◎	+2	5
◎	+1	4
◎◎●	+1	
○	0	3
◎●	0	
◎●●	-1	2
●	-1	
●●	-2	1

3 総合判定

4つの評価項目の評点合計(満点25)により、総合判定として、右記の4段階(a～d)で表します。

評点合計	総合判定	内 容
20～25	a	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
15～19	b	取組の成果が概ね発揮されている。
10～14	c	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。
5～9	d	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。

4 評価基準

評価項目	評価の着眼点	◎(プラス評価:+1)の事例
		●(マイナス評価:-1)の事例
成果・指標	① 目標達成度	◎重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であり、実績は目標値を達成している。 ◎すべての構成事業で、事業目標(項目・目標値)は妥当であり、実績は目標値を達成している。 ●重点事業全体の数値目標(項目)が妥当でない。 ●重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であるが、実績が目標値を下回っており、かつ前年度より低下している。 ●重点事業全体の数値目標(項目・目標値)は妥当であるが、実績が目標値を大きく下回っている。 ●構成事業の事業目標の平均達成率が低い。
	② 経済性・効率性・有効性	◎過去に比べて、実績(アウトプット)を大きく上げたり、コスト等(インプット)の削減を図ったりしている。 ◎過去に比べて、効果(アウトカム)が大きく出ている。 ◎新規事業の費用対効果が他団体に比べて優れている。 ●過去に比べて、実績(アウトプット)を大きく下げていたり、コスト等(インプット)に見合う実績を上げていない。 ●過去に比べて、効果(アウトカム)が大きく下がっている。 ●新規事業の費用対効果が他団体に比べて劣っている。 ●構成事業の中に重点事業の目標に寄与していない事業がある。
業務内容	③ 品質十分性	◎利用者の利便性やサービス水準は過去に比べて大きく向上している。 ◎対象者や地域における公平なサービスの提供に向けて改善している。 ◎サービス内容の分かりやすい情報提供に向けて工夫している。 ●利用者の利便性やサービス水準が低く、改善が進んでいない。 ●合理的な理由がないのに、対象者や地域でサービスの提供に偏りがある。 ●サービス内容の情報提供が不十分である。 ●正確性や合規性に欠けている事業がある。
	④ 行政活動充実度	◎環境変化に対応して、先進的に取り組んでいる。 ◎県政の課題解決に向けて、「みえの文化力指針」などにより発想を転換し事業を改善している。 ◎事業の展開に必要な部局等と積極的に連携している。 ◎「公」を担う多様な主体を意識し、県以外の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に積極的に取り組んでいる。 ●環境変化にかかる課題を認識していなかったり、認識はしていても対応していない。 ●県政の課題解決に向けて、事業を見直す余地があるのに、従来どおり実施している事業がある。 ●当然予想されるリスク(危機)が認識されていない。認識はされていても何らの対策が講じられていない。 ●部局を越えて連携して取り組むべき課題があるのに、連携が不十分である。 ●他の主体が担うべき領域で、合理的な理由がないにもかかわらず、県が担っていたり、他の主体が活動するための環境整備を行っていない。

※プラス評価、マイナス評価は、上記のほか事例に準じて判定する。

監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した監査について、平成 20 年 11 月 25 日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 10 日

三重県監査委員	鈴	木	周	作
三重県監査委員	永	田	正	巳
三重県監査委員	前	田	剛	志
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 行政監査「イベント」の趣旨

平成20年度の行政監査において、部局横断的な「テーマ」を定めて監査を行うこととし、その一つとして「平成19年度のイベントの実施状況」について監査しました。

県では、施策・事業の推進や特定事項の普及・啓発を図るために、各地域で、多種多様なイベント（行事・大会・催事等）を開催していますが、これらのイベントが、その目的に沿って経済的・効率的・効果的に実施されているかなどを検証し、今後の業務の改善に資することが監査の目的です。

第2 監査の概要

1 監査の対象

県民や関係団体を対象とした県主体のイベントのうち、平成19年度に開催し県費を50万円以上支出した48イベントの中から20イベント選定し、監査の対象としました。

対象は下記の表のとおりです。

番号	部局	担当室名	イベント名
1	政策部	企画室	第2回文化力シンポジウム
2	政策部 東紀州対策局	東紀州対策室	伊勢から熊野へ「平成の熊野詣」 ふれあいウォーク月間
3	総務部	職員研修センター	文化シンポジウム
4	防災危機管理部	地震対策室	「みえの防災風土づくり」 シンポジウム
5	生活・文化部	生活・文化総務室	「県民の日」記念事業
6		人権センター	みえ人権フォーラム
7		国際室	多文化共生啓発事業 (みえ人権フォーラム)
8	健康福祉部	医療政策室	みえ看護のつどい
9		社会福祉室	‘07 三重県ふれあいスポレク祭
10	健康福祉部 こども局	こども未来室	第2回「子育て応援！わくわくフェスタ」
11	環境森林部	ごみゼロ推進室	ごみゼロフォーラム
12		地球温暖化対策室	サステナブル経営セミナー
13	農水商工部	農水商工企画室	リーディング産業展みえ2007
14		科学技術・地域資源室	子ども科学体験教室2007
15		マーケティング室	みえの農林水産 ビジネスマッチング交流会2008
16	県土整備部	景観まちづくり室	平成19年度景観シンポジウム
17	教育委員会 事務局	高校教育室	みえ高文祭
18		高校教育室	三重県立高等学校産業教育フェア
19		スポーツ振興室	みえスポーツフェスティバル
20		スポーツ振興室	美（うま）し国三重市町対抗駅伝

2 監査実施時期

平成20年6月から平成20年11月までの間に実施しました。

3 実施方法

- ①選定したイベントに対して、監査提出調書に基づく予備監査を行いました。
- ②予備監査を踏まえ、監査し、結果報告を決定しました。

4 監査の着眼点

(1) イベントの目的と計画

- ①実施の目的は明確か
- ②実施主体は適切か
- ③計画及び実施時期は適切か
- ④部局間の連携や類似イベントとの調整を行っているか

(2) イベントの実施・運営体制

- ①実施体制の構築は適切か
- ②実施主体の費用負担は適切か
- ③市町や関係団体との連携・協働を図っているか
- ④開催時の広報は効果的に行っているか

(3) 成果の把握と事後の広報

- ①成果の把握は適切か
- ②事後の広報は効果的に行っているか

(4) 経理及び危機管理

- ①会計事務の処理は適正か
- ②危機管理体制を整備し、危機が発生した後の対策は講じているか

第3 監査の結果及び意見

1 総括的意見

(1) 成果の確認と広報について

イベントは県の施策等をアピールし、情報発信する有効な手法の一つであるが、開催の目的が気運の醸成などであり、開催の目的に対する評価が難しい場合が多い。このため、イベント開催時にはアンケートを実施するなど、参加者の意見を聴取・分析し、より魅力のあるイベントとなるよう工夫する必要がある。また、あわせて、参加者数や満足度など数値目標の妥当性を検証するなど、開催の目的・効果を再確認されたい。

イベントの趣旨を効果的に周知するために、イベント開催時の模様、講演要旨などをホームページなどで事後広報するとともに、成果の公表など、広く情報を発信することが必要である。

関係者の協力、連携により、多数の参加者があったイベントについては、結果を県民や関係者に報告すべきである。

(2) 経理ルールの確立及び人件費等経費分析について

イベント実施のため実行委員会等任意団体に負担金等を支出する場合は、その団体の経理ルールやチェック体制が適正か、資金保管や財務執行体制が整っているか等について把握しておく必要がある。

実行委員会形式をとりながらも、経費のほとんどが県費支出であり、かつ事務局も実質的には県が担っているイベントは、支出基準は県費に準ずるべきであることを徹底されたい。あわせて、職員が事務局の業務に従事する場合は、負担金を支払う事務と、受領し執行する事務を同一人または同一責任者が行うことのないよう留意されたい。

イベントの開催に当たっては、経費として人件費も勘案すべきである。イベント当日の運営はもちろん、準備や事後の業務のために要した人件費も県費支出であり、人件費も含めて計画し、成果の検証を行い、報告することが望ましい。特に組織的に室・担当を設置し、マンパワーが大きな比重を占めるイベントについては、費用対効果を考える際には、経費の中に人件費を算入されたい。

(3) イベントの効果的な開催と相互連携等

効果的、効率的にイベントを実施するためには、手法や成果の共有が必要である。そのため、例えばマニュアルの作成や、イベント連絡会議の開催など、総合的な視点に立った取組が望まれる。

三重県庁のホームページでの広報についても、「イベント情報」があるが、入力については各室等にまかされており、様々な情報が混在している。また、県民が参加しやすいように分野別に見せるなどの工夫が必要である。

また、危機管理については概ね対策が講じられていたが、引き続き実施上のリスクの洗い出しを行い、対策強化に努められたい。

2 着眼点別の意見及び状況

(1) イベントの目的と計画

[意見]

多くの場合、開催要領などが定められ、事業の趣旨なども明確にされており、県が実施主体（の一員）になることに問題はなかった。また、目的に合わせてイベントの形式も検討されており、開催日の設定なども適切であった。

類似イベントについては、把握や調整の努力がされているが、集客への相乗効果や業務の効率化が期待できるので、同時開催などの調整を積極的に図られたい。

継続実施しているイベントが17件あるが、イベントの内容や形式だけでなく、継続の是非も含めて、検討を続けられたい。

[状況]

①実施の目的

対象20イベントの実施目的については、「協働の気運増進」「特定事項の周知等」「地域おこし」「その他」の4選択肢に対する回答は、順に10件、8件、4件、9件（複数回答）であった。「その他」は9件あり、「事業者間のマッチング機会の提供」「子どもが科学に親しむきっかけの提供」「障がい者の社会参加」など、特定の事業に関係した目的も見られた。

また、20イベントのうち18イベントで、「新しい時代の公」や「文化力」の視点で目的や内容を工夫したと回答されており、具体的には「共同実施による多様な主体の参画」や「地域資源の活用」などであった。

実施目的の検討体制は、県担当室のみであったものが3イベントで、他の17イベントでは県以外の主体との共同で行われていた。

イベントの目的（複数回答）

	協働の気 運増進	特定事項 の周知等	地域おこ し	その他	計
件数	10	8	4	9	31

件数：複数回答した実数

その他：「事業者間のマッチング機会の提供」、「子どもが科学に親しむきっかけの提供」「障がい者の社会参加」等

②実施主体

対象20イベントは、上記「①実施の目的」のとおり「協働の気運増進」「特定事項の周知等」などを目的に実施され、いずれも県の事業として明確にされており、県が実施主体（の一員）になることについて、特に不適当なものはなかった。

なお、20イベントのうち17イベントは継続実施しているイベントであったが、うち6イベントについては、今後とも県が実施主体（の一員）となっていることの是非について検討していた。

③計画及び実施時期

イベントの形式としては、シンポジウム、セミナーなどの講演会形式が6 イベント、展示・実演形式が6 イベント、スポーツ・レクリエーション形式が4 イベント、その他の形式が4 イベントであり、目的に合わせた実施形式が計画されていた。

開催日設定に際しては、「曜日」(15 イベント)、「時間」(7 イベント)、「季節」(6 イベント)、「事業日程」(5 イベント)などに配慮されており(複数回答)、主に休日に実施されていた。

イベントの形式

	講演会	展示・実演	スポーツ・レクリエーション	その他	計
件数	6	6	4	4	20

その他：展示・実演と講演会の複合形式等

開催日の設定にあたり考慮した点(複数回答)

	事業日程に即した日程	季節的要素	集まりやすい曜日	集まりやすい時間	その他	計
件数	5	6	15	7	9	42

件数：複数回答した実数

その他：講師等の都合、会場の手配可能日、共催者の都合等

④部局間の連携や類似イベントとの調整

県関係のイベント及び他団体のイベントも含めた類似イベントの把握については、結果として無かったものも含めて18 イベントにおいて把握されていた。

類似イベントの把握

	把握している	把握しようとしたが、結果として無かった	把握していない	計
件数	9	9	2	20

従来別々に開催していた県関係のイベントを、同時開催するようになった事例があった。(「⑰みえ高文祭」と「⑱三重県立高等学校産業教育フェア」を平成15年度から同時開催)

(2) イベントの実施・運営体制について**[意見]**

市町や関係団体との連携・協働については、概ね適切に行われていた。

参加者の募集を目的とした事前の広報は、概ね適切に行われていた。

他の主体とイベントを共同実施するに当たっては、多額の事業費を必要とする場合や、参加人数が多く、不測の事故や災害などが予測される場合は、費用負担の割合や責任の分担などを明確に定めておくことが望ましい。

県で作成している「エコイベントマニュアル」や「UDイベントマニュアル」などの活用を徹底されたい。

[状況]**①実施体制の構築**

実施体制としては、県単独のものが5イベント、県が実行委員会の一員であるなど、共同実施したものが15イベントあった。県単独実施のイベントについては、5イベントのうち3イベントが講演会形式のものになっていた。一方、スポーツ・レクリエーション形式の4イベントがすべて他の主体との共同実施であるなど、比較的構成内容が多様なイベントについては、計画や実施時に県以外の主体の参画が図られていた。

②実施主体の費用負担

今回対象とした20イベントは、県費支出が50万円以上のものから抽出しているが、20イベントのうちで事業費が最も大きいものが約3,000万円、最も小さいものが約50万円で、平均は約580万円であった。

これらの事業費の負担については、県が100%負担のものが14イベント、90%以上が2イベント、50%未満が4イベントであった。

この4イベントは、他の主体と県が費用を分担しているものや、県が公的な補助金を受けているもの等であった。

事業費の県負担が90%以上のものは合わせて16イベントあり、実行委員会などの共同実施であっても、県負担の占める割合が大きい。

共同実施の場合の、費用や執行責任のルールについて、明確には定めていないものが8イベントあった。

なお、イベントへの参加者の負担については、来場を有料としたものはなかったが、出展料等を必要としたものは2イベントあった。

事業費（実施費用）

	50万円～ 100万円 未満	100万円～ 200万円 未満	200万円～ 500万円 未満	500万円～ 1,000万円 未満	1,000万 円～4,000 万円未満	計
件数	4	5	4	3	4	20

事業費の財源

	県が全額負担	県が 90%以上負担	県が 50%以上 90%未満負担	県が50%未満負担	計
件数	14	2	0	4	20

③市町や関係団体との連携・協働

他の主体と共同実施されている 15 イベントについては、計画段階から実施段階まで連携・協働が図られていた。また、県単独実施の 5 イベントについても、うち 2 イベントは、計画段階は他の主体が参画しており、残り 3 イベントも他の主体の参画を特に必要としないと回答されたものであった。全体としては連携・協働が図られていた。

特に「協働」について、福祉系学科のある学校からボランティアを募集し、平成 19 年度は 13 名、20 年度は 72 名の参加協力が得られた事例があった。(⑨ ‘07 三重県ふれあいスポレク祭)

また、共同実施以外に他の団体の後援を得ていたものは 11 イベントあり、複数の団体による後援が 5 イベントで、残り 6 イベントは単一の団体による後援であった。

④開催時の広報

参加募集を主な目的とした事前の広報については、チラシ作成やホームページへの掲載、県庁記者クラブを通じた新聞・テレビ等への資料提供など、一般的な方法はほぼすべてのイベントで行われていた。

上記の方法以外に、費用を別途支払って広報したものは 4 イベントあり、新聞の特集紙面及び折込チラシが 1 イベント、新聞折込チラシのみが 2 イベント、ラジオ放送が 1 イベントあった。「⑩美(うま)し国市町対抗駅伝」は、新聞の特集紙面及び折込チラシに 680 万円支出しており、事業費約 3,000 万円のうち 2 割強を費やしているが、交通規制を伴うため、沿道の県民への周知が広く求められたためである。

他には、特に参加が見込める団体や事業者に対し、ポスター掲示の依頼やダイレクトメールの送付を行ったイベントもあった。多額の事業費を要するイベントについては、「e-モニター」(ITによる県政モニター制度)などを活用して、実際にはどれだけ周知が進んだか等を把握することも考えられる。

広報の方法(複数回答)

	チラシ	ホームページ	新聞・テレビ・ラジオ	記者クラブ資料提供	広報誌(県・市町)	その他	計
件数	20	20	19	19	17	14	109

件数：複数回答した実数

その他：市町、事業所等の協力によるポスターの掲示等

会場の定員の制約などで、事前申込を必要としたイベントは 12 件あったが、その方法は「電話」が 7 件、「郵送」が 8 件、「インターネット」が 10 件、「FAX」が 5 件（複数回答）で、概ね複数の申込方法が設定されていた。

事前申込方法（複数回答）

	電話	郵送	インターネット (電子メール含む)	FAX	事前申込をと らない	計
件数	7	8	10	5	8	38

件数 ： 複数回答した実数

県では、環境に配慮したイベント運営のため、「エコイベントマニュアル（第 5 版 平成 17 年 10 月）」を作成しているが、これに留意していたと回答されたものは 17 イベントあり、主な取組としては公共交通機関利用の呼びかけやゴミ分別の配慮等であった。

また、誰もが参加できるイベント実施のため、「UD(※)イベントマニュアル（随時改訂）」を作成しているが、これに留意していたと回答されたものは 13 イベントあり、主な取組としては手話通訳や要約筆記等であった。

※UD：「ユニバーサル・デザイン」の略。ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインのこと。

(3) 成果の把握と事後の広報について

[意見]

イベントの成果を把握する手法として、参加者へのアンケートは基本的なものである。最低限実施されたい。また、アンケートを行う場合も、成果や改善点の把握が有効に行えるよう、設問の工夫や回収率の向上に取り組まれたい。なお、実施目的や参加者がある程度限られたイベントについては、アンケートのみでなく、目的の達成度が具体的に把握できる目標や手法の設定が望ましい。

成果の把握や次回へ向けた改善の材料として、実施した記録を整理するとともに、今後の課題等について検討されたい。

イベント実施後に、実施状況や参加者層、アンケートに寄せられた意見等を、県民に広く見られるホームページ等で公表することは、成果の把握に役立つとともに次回実施時の広報になる等の効果が見込めるので、幅広い広報に取り組まれたい。特に講演を主としたイベントの場合、講演の要約等を掲載することは、当日参加できなかった県民にとっても有用であるので、ホームページへの掲載が望ましい。

業務委託でテレビ番組を制作した場合や、雑誌へ掲載した場合は、著作権等の取扱いについて、契約書等で予め取り決められたい。

[状況]

①成果の把握

参加者数はイベントの形式によって異なるが、最も多いものは約 12 万人、最も少ないものは 145 人であった。目標参加者数（予定人数）の設定はほぼすべてのイベントで行われており、目標以上となったイベントも 13 件あった。ただし、目標参加者数（予定人数）の根拠としては、会場の最大入場者数といった事例もあった。

参加率（＝参加人数／予定人数×100）

	予定人数 設定なし	30%～ 50%未満	50%～ 70%未満	70%～ 100%未満	100%～	計
件数	1	1	2	3	13	20

対象 20 イベントのうち 17 イベントについては、成果や改善点の把握等を目的として、参加者へのアンケートを行っていた。

その中には、実施当日のアンケートのみでなく、3 カ月後の追跡調査を行うなど、検証に積極的に取り組んでいる事例があった。（⑬リーディング産業展みえ 2007）

アンケートは行っているものの、より正確・有効に成果を把握するため、回収率の向上や、設問の工夫が必要な事例もあった。（①第 2 回文化力シンポジウム、⑫サステナブル経営セミナー、⑯景観シンポジウム）

アンケートを行っていないものも 3 件あった。（②伊勢から熊野へ「平成の熊野詣」ふれあいウォーク月間、③文化シンポジウム、⑧みえ看護のつどい）

アンケートの実施及び結果の広報

	アンケートを実施		アンケート を未実施	計
	結果を広報	結果を未広報		
件数	7	10	3	20

成果の把握として、アンケート以外の手法もあった。「⑮みえの農林水産ビジネスマッチング交流会 2008」は、県産品にかかる事業者どうしの商談会の場を提供するものであるが、「新たに創出された具体的な商品・サービスの件数」を事業全体の成果としていた。

対象 20 イベントのうち、書類などで詳細な実施記録を残していたのは 17 イベントで、そのうち報告書などの形にまとめていたのは 13 イベントであった。

②事後の広報

対象 20 イベントのうち、実施状況等をホームページに詳細に掲載していたのは 6 イベントしかなかった。その他の方法で公開していたものは 8 イベントあったが、事後広報を全くしていないものは 7 イベントあった。(複数回答)

ホームページに詳細に掲載していたものの中には、参加者以外でも講演内容がある程度把握できるなどの優れた事例があった。(⑩第 2 回「子育て応援！わくわくフェスタ」、⑪ごみゼロフォーラム、⑬リーディング産業展みえ 2007、⑯景観シンポジウム)

事後広報の実施方法 (複数回答)

	ホームペ ージ	関係機関 等に配布	雑誌に 掲載	テレビで 放映	事後広報 なし	計
件数	6	3	2	3	7	21

件数 : 複数回答した実数

一方、ホームページへの掲載を詳細には行っていない事例も多数あった。(①第 2 回文化力シンポジウム、③文化シンポジウム、④「みえの防災風土づくり」シンポジウム、⑤「県民の日」記念事業、⑥みえ人権フォーラム、⑦多文化共生啓発事業、⑧みえ看護のつどい、⑫サステナブル経営セミナー、⑭子ども科学体験教室 2007、⑮みえの農林水産ビジネスマッチング交流会 2008)

「②伊勢から熊野へ「平成の熊野詣」ふれあいウォーク月間」では、参加者から体験記等を募集し、実行委員会で分析・活用したものの、ホームページへの掲載までは行われていなかった。

事後に地元テレビ局で特集番組が放映されたものが 3 イベントあった。このうち、「④「みえの防災風土づくり」シンポジウム」は、番組の制作をテレビ会社へ業務委託し、放映されたものである。

(4) 経理及び危機管理について

[意見]

今回監査を行った県担当室の経理処理については、全 20 イベントを通じて、不適切な事例は見当たらなかった。

危機管理については、イベント実施上のリスクの洗い出しやその対策に、概ね取り組まれていた。

イベント実施のため、実行委員会等の任意団体に負担金等を支出する場合は、その団体の経理ルールやチェック体制が適正か、資金保管や財務執行体制が整っているか等について把握されたい。実行委員会形式をとりながらも、経費のほとんどが県費支出であり、かつ事務局も実質的には県が担っているイベントは、支出基準は県費に準ずるべきであることを徹底されたい。

[状況]

①会計事務の処理

前記「(2)②費用負担」のとおり、今回の対象 20 イベントは、実施に要した県費支出が 50 万円以上のものから抽出しており、1 イベント平均では約 580 万円の事業費(経費)を要していた。

経費を保管・支出する場合の会計ルールについては、県単独実施の場合など県会計規則によっているものが 10 イベント、県会計規則に準拠しているものや委託先等の内規によるものが 7 イベントであったが、3 イベントについては、特にルールを定めないまま、経費支出されていた。(⑦多文化共生啓発事業、⑰みえ高文祭、⑱三重県立高等学校産業教育フェア)

経費支出の会計ルール

	県規則	県規則 準拠	委託先 等内規	特に定めて いない	計
件数	10	2	5	3	20

②危機管理体制及び危機が発生した後の対策

イベントにおけるリスクの洗い出しについては、概ね取り組まれていた。

また、事故対策として、参加者やスタッフを対象とした傷害保険や、実施者側の過失が問われた場合の損害賠償責任保険などに加入していたものが 9 イベントあったが、これらは「展示・実演」「スポーツ・レクリエーション」形式のイベントが主であった。また、その他の形式のイベントでも、出演者等を対象とした傷害保険に加入していた事例があった。

急病者の発生時等における、消防署等関係機関への連絡も概ね事前準備されていた。

実施に係るリスクの洗い出し

	行った	行ったが、想定されるリスク は無い	行っていない	計
件数	17	3	0	20

(参考データ)

監査を実施した 20 件のイベントについて分類すると次のとおりである。

1 事業費（再掲）

	50 万円～ 100 万円 未満	100 万円～ 200 万円 未満	200 万円～ 500 万円 未満	500 万円～ 1,000 万円 未満	1,000 万 円～4,000 万円未満	計
件数	4	5	4	3	4	20

2 概算人件費（県職員）

	100 万円 未満	100 万円～ 200 万円 未満	200 万円～ 500 万円 未満	500 万円～ 1,000 万円 未満	計
件数	8	3	2	7	20

概算人件費＝平成 19 年度人件費平均時間単価×8 時間×投入人員

3 概算総事業費

	300 万円 未満	300 万円～ 1,000 万円 未満	1,000 万円 ～2,000 万 円未満	2,000 万円 ～3,000 万 円未満	3,000 万 円～4,000 万円未満	計
件数	7	6	5	0	2	20

概算総事業費＝「1 事業費」＋「2 概算人件費」

4 参加人数

	101 人～ 200 人	201 人～ 1,000 人	1,001 人～ 2,000 人	2,001 人～ 10,000 人	10,001 人～	計
件数	4	5	3	5	3	20

5 参加率（再掲）

	予定人数 設定なし	30%～ 50%未満	50%～ 70%未満	70%～ 100%未満	100%～	計
件数	1	1	2	3	13	20

参加率＝参加人数／予定人数×100

3 各イベントの実施状況等

イベント名		①第2回文化力シンポジウム
概要	目的・内容	県民に文化力の意義や重要性の理解を深めてもらうため、有識者による講演等を行った。
	県の担当室	政策部 企画室
	実施主体	県
	実施日・場所	H19.11.11(日)・四日市市内のホテル
	参加者数	170人
	事業費	1,275千円(全額県負担)
	投入人員(概算)	約30人・日
実施状況等	1 目的と計画	・文化力にかかるシンポジウムは、複数回開催されているが、内容は各回で異なっている。 (1)H19.5 津市(後出イベント③) (2)H19.11 四日市市(本イベント①) (3)H20.5 松阪市 (4)H20.11 伊賀市(予定)
	2 実施・運営体制	・事前広報用チラシ2万枚は、市町の図書館や公民館、学校(小中高)、大学(三重・愛知の法文系)、商工会議所連合会、商工会連合会、地元企業などへ配付した。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケートはとっているが、参加者属性の把握は年代のみで、参加した契機等は把握しておらず、また、設問は全体的な満足度のみを尋ねている。成果の把握や次回開催時の効果的な広報に役立てるために、工夫が望ましい。 ・講演内容をホームページに掲載するなどの詳細な広報は行っていないが、当日参加できなかった県民にも広く内容を知ってもらうために、ホームページに概要を掲載するのが望ましい。なお、本シンポジウムは、内容を地方行政にかかる雑誌に掲載することも目的であり、当該雑誌には内容が詳細に掲載されている。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・リスクとしては、急病者の発生等を想定していた。

イベント名		②伊勢から熊野へ「平成の熊野詣」ふれあいウォーク月間
概要	目的・内容	古道を活かした地域活性化を図るためのイベントであるが、事前申込者に対しガイドマップ等を予め配布し、各人の日程で歩いてもらう方式である。
	県の担当室	政策部東紀州対策局 東紀州対策室
	実施主体	熊野古道伊勢路を結ぶしくみづくり実行委員会（三重県、伊勢市、尾鷲市、熊野市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町、伊勢市観光協会、宮川流域ルネッサンス協議会、東紀州観光まちづくり公社）
	実施日・場所	H.19.9.1～11.30 ・熊野古道一帯
	参加者数	1,766人
	事業費	4,218千円（県負担分）
	投入人員（概算）	約7人・日
実施状況等	1 目的と計画	・決まった日時に集合するのではなく、ガイドマップを予め配布して、3カ月間（9～11月）に参加者が自由に古道を歩く。 ・そのため、参加者数に比較して県の投入人員は少なく、事業費も主に事前広報用のポスターや、ガイドマップの印刷費である。
	2 実施・運営体制	・地理的な要因からか、他県からの参加者は愛知・岐阜が多く、奈良・和歌山などの関西圏は少なかった。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者へのアンケートは行っていないが、開催期間が3カ月と長く、自由な日程で参加してもらうため、実施側としてはすべての参加者に接しているとは限らない。アンケートの実施など、参加者の意見を把握する工夫をされたい。 ・参加者の道中記等を募集して14件の応募があり、分析して活用しているが、ホームページには掲載していない。参加者の視点や感想についても、可能な限り広く公開することが望ましい。 ・把握している参加者数1,766人は事前申込者の数であって、実参加者数とは限らない。
	4 経理及び危機管理	・実施主体は実行委員会であるが、県担当分の支出は県から直接支出されており、経理的なリスクの低減が図られている。 ・自然災害や野生動物の襲来、参加者の急病などのリスクを想定し、危険箇所や通報体制などを記載した対応マニュアルを用意するとともに、参加者へ事前配布したウォーク手帳には緊急連絡先などを掲載していた。

イベント名		③文化シンポジウム
概要	目的・内容	文化力についての県民の理解を深めてもらうため、有識者による講演等を行った。
	県の担当室	総務部 職員研修センター
	実施主体	県
	実施日・場所	H19.5.27(日)・津市内のホール
	参加者数	170人
	事業費	656千円(全額県負担)
	投入人員(概算)	約35人・日
実施状況等	1 目的と計画	・文化力にかかるシンポジウムは、複数回開催されているが、内容は各回で異なっている。なお、第2回以降は政策部で実施しているが、本イベントのみ例外的に総務部で実施した。 (1)H19.5 津市(本イベント③) (2)H19.11 四日市市(前出イベント①) (3)H20.5 松阪市 (4)H20.11 伊賀市(予定)
	2 実施・運営体制	・事前広報は、県政記者クラブ等に依頼することにより新聞に事前告知の記事を掲載してもらったり、ポスターやチラシについても県や市町の公共施設、報道機関、県内大学などに掲示、設置するなどしていた。また、ホームページ掲載やFMラジオでの告知も行った。
	3 成果の把握と事後の広報	・広く県民を対象に広報したが、結果として参加者に占める県職員の割合が高くなった。 ・参加者からの意見調査やイベントに対する評価(アンケート)などの、成果を把握するための取組は行っておらず、参加者の属性(年齢、参加の契機、県職員かどうか等)も把握していない。アンケート等を実施し、成果の把握や次回開催時の効果的な広報等に役立てられたい。 ・講演内容をホームページに掲載するなどの詳細な広報は行っていないが、当日参加できなかった県民にも広く内容を知ってもらうために、ホームページに概要を掲載するのが望ましい。なお、本シンポジウムは、内容を地方行政にかかる雑誌に掲載することも目的であり、当該雑誌には内容が詳細に掲載されている。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・本シンポジウムには職員以外の参加者もあったが、準用できるものとして、職員研修時の危機管理対応マニュアルを用意していた。

イベント名		④「みえの防災風土づくり」シンポジウム
概要	目的・内容	自主的な防災活動の気運を一層高め、県民が災害への備えを実践するきっかけとするため、有識者による講演等を行った。
	県の担当室	防災危機管理部 地震対策室
	実施主体	県、財団法人自治総合センター
	実施日・場所	H19.12.9(日)・紀北町立海山公民館
	参加者数	200人
	事業費	3,983千円(県負担1,483千円)
	投入人員(概算)	約24人・日
実施状況等	1 目的と計画	・事業費の大半を占める委託料(約3,590千円)は、収録番組の制作及び電波放送業務をテレビ会社に委託したものである。本イベントの収録番組を地元テレビ局に制作させ、放映してもらうことが、(財)自治総合センターから助成金を受ける条件である。(助成金2,500千円) - 当該番組は翌年1月18日に放送された。
	2 実施・運営体制	・参加予定者数は会場駐車場の収容台数を考えて650人と見込んだが、実際は200人と想定より少ないものとなった。 - これについては、独自に作成したチラシ(10,000枚)の裏に参加申込書欄を設けたのであるが、他の広報媒体(県政だよりや紀北町広報誌など)には参加申込書様式を設けておらず、チラシ裏面の申込書でないと参加できないといった印象を与えた可能性がある。参加申込方法は広く選択できるようにすることが望ましい。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケートの回収率は42%で、設問は地震対策への取組や全体的な満足度などである。 ・講演等の内容をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。当日参加者以外にも講演内容を知ってもらうために、ホームページに概要を掲載するのが望ましい。 ・放映されたテレビ番組については、修正を加えないことを条件に県が二次使用権をもっていることが契約書に明記されている。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・屋内での講演会形式ということもあり、特段のリスクはないと判断していた。

イベント名		⑤「県民の日」記念事業
概要	目的・内容	郷土の歴史を知り、自治の意識を高めるため、「県民の日」を記念して毎年度行われている。県民功労者の表彰や講演会等を行った。
	県の担当室	生活・文化部 生活・文化総務室
	実施主体	県
	実施日・場所	H19.4.14(土)・三重県総合文化センター（津市）
	参加者数	800人
	事業費	5,323千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約150人・日
実施状況等	1 目的と計画	・成果の把握としてアンケートは実施しているが、回収率は約20%で、主な設問は「参加動機、よかった催し、改善すべき点」などの一般的な項目であった。例年このような項目で行われているが、特に実施目的が考慮された設問ではない。
	2 実施・運営体制	・各部持ち回りで、毎年度担当部を変更して実施しているため、テーマはその年度の担当部の事業を反映したものになる傾向がある。 なお、運営上の問題点は、次年度開催担当部へ知らせている。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者に占める県職員の比率は26%（申込段階）で、県職員の比率が高い。 ・本イベントを収録したテレビ番組が放映されているが、ホームページにイベントの概要の掲載はしていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・火災や来場者の急病などに対応するマニュアルを作成して、スタッフ全員に説明・配布している。 ・出演者を対象とした傷害保険に加入している。

イベント名		⑥みえ人権フォーラム
概要	目的・内容	世界人権宣言の趣旨を広く周知するとともに、人権問題の解決に向けて人権尊重の気運を盛り上げるため、パネル展示や講演等を行った。
	県の担当室	生活・文化部 人権センター
	実施主体	県、三重県人権フォーラム実行委員会((財)反差別・人権研究所みえ、三重県教職員組合、部落解放同盟三重県連合会、三重県社会福祉協議会、(社)三重県人権教育研究協議会、三重県民生委員児童委員協議会、NPO法人、民間企業など)
	実施日・場所	H.19.11.17(土)～18(日) ・三重県総合文化センター(津市)
	参加者数	7,100人
	事業費	5,000千円(全額県負担)
	投入人員(概算)	約210人・日
実施状況等	1 目的と計画	・県と実行委員会との共同実施であるが、事業費5,000千円は全額県負担である。
	2 実施・運営体制	・様々な主体により、29の出展が行われた。 企業：3 人権団体：5 多文化共生：5 障がい者関係団体：10 行政関係：3 その他：3 なお、多文化共生については、後出イベント⑦にかかるものである。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケートはとっているが、講演会に参加せず、展示会場のみへの参加者等は配付・回収が難しく、全体参加者に対する比率は約6%と低い。しかし、アンケート用紙は担当者が会場内で手渡し、その場で記入してもらって回収したので回収率としては高い。 ・開催状況をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・県が、共催の実行委員会に委託する方式である。経費は実行委員会から支出している形であるが、事務局団体((財)反差別・人権研究所みえ)の経理ルールによっている。 ・講演会の人気が高く、整理券配付が混雑したり、席取りの列も長くなったので、次回への検討事項としている。 ・総合文化センターの危機管理マニュアルを用いている。

イベント名		⑦多文化共生啓発事業（みえ人権フォーラム）
概要	目的・内容	外国人住民の人権尊重など、多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識を醸成するため、展示等を行った。
	県の担当室	生活・文化部 国際室
	実施主体	三重県多文化共生啓発事業実行委員会（三重県、鈴鹿市、（財）反差別・人権研究所みえ、民間企業など）
	実施日・場所	H19.11.18(日)・三重県総合文化センター（津市）
	参加者数	1,080人
	事業費	501千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約26人・日
実施状況等	1 目的と計画	・本イベントは「⑥みえ人権フォーラム」の一部門として実施されたものであるが、多文化共生啓発事業としては、他に11月28日～12月2日、1月19～20日に別内容のイベントが実施されている。
	2 実施・運営体制	・事前の広報は、「⑥みえ人権フォーラム」とあわせて行われた。
	3 成果の把握と事後の広報	・「⑥みえ人権フォーラム」とあわせてアンケートをとっている。 ・開催状況をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・「⑥みえ人権フォーラム」と異なり、県が負担金を支出し、実行委員会が個々の支払を行う方式であるが、実行委員会の経理ルールは特にない。資金保管や支出状況の確認など、県も実行委員会における経理的なリスクの低減に取り組まれない。 ・総合文化センターの危機管理マニュアルを用いている。また、参加者の急病や、迷子等のリスクを想定していた。

イベント名		⑧みえ看護のつどい
概 要	目的・内容	看護の心の大切さと素晴らしさを多くの人に理解してもらうため、実務者からの基調提言や白衣試着体験、進学相談などを行った。
	県の担当室	健康福祉部 医療政策室
	実施主体	県、三重県看護協会
	実施日・場所	H19.5.12(土)・フレンテみえ(津市)
	参加者数	591人
	事業費	2,334千円(全額県負担)
	投入人員(概算)	約10人・日
実 施 状 況 等	1 目的と計画	・今回で18回目であり、平成17年度までは国補事業で、「看護の日・看護週間」に各県で行われている定例イベントである。
	2 実施・運営体制	・受託先の看護協会の協会員約70名が、旅費支給だけで当日運営に当たっている。
	3 成果の把握と事後の広報	・成果としては当日の参加者数を目安としているが、参加者へのアンケートは行っていないので、アンケートなど参加者の意見を把握する工夫をされたい。 ・開催状況をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・県から看護協会への委託事業の一部である。県が経費を負担し、協会が協会員の協力を得て当日運営を行う。 看護協会の経理ルールは県に準じており、検査は県担当室職員が行っている。 ・病人、けが人発生等のリスクも想定したが、イベントの性格上(看護師が各展示コーナー等に配置されている)、適切に対応できると判断して特段のマニュアルまでは作成しなかった。

イベント名		⑨'07三重県ふれあいスポレク祭
概要	目的・内容	障がい者が交流を図って自立と社会参加を進めるとともに、障がいに対する社会全体の理解と認識を深めるため、障がい者のスポーツ・レクリエーションなどを行った。
	県の担当室	健康福祉部 社会福祉室
	実施主体	三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭実行委員会（県、三重県身体障害者総合福祉センター、三重県身体障害者福祉連合会、三重県知的障害者福祉協会、三重県知的障害者育成会、NPO法人三重県精神保健福祉会、県立特別支援学校校長会、三重県障害者スポーツ指導者協議会、こころのボランティア協議会、三重県障害者スポーツ協会）
	実施日・場所	H19.6.23(土)・四日市ドーム（四日市市）
	参加者数	1,341人
	事業費	1,108千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約24人・日
実施状況等	1 目的と計画	・県身体障害者福祉センター（津市）の指定管理者である社会福祉法人三重県厚生事業団が、管理事業の一部として実施した。
	2 実施・運営体制	・福祉系学科のある学校やボランティアサークルのある大学等に対し郵送や訪問により、運営ボランティアを募集しており、H19は13名、H20は72名の協力が得られた。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者が多く、レクリエーション会場であること等から、アンケートを当日会場で記入して回収することは困難であるので、後日郵送してもらう手法で行っている。 設問は満足度や改善要望点などであり、ボランティアにもアンケートを実施している。 ・詳細ではないが、指定管理者のホームページに開催風景の写真等が掲載されている。
	4 経理及び危機管理	・経費の支出は、指定管理者が自らのルールで行っている。 ・対応マニュアルは作成していないが、気分が悪くなった人のための救護体制を敷き、地元消防本部、当日救急指定病院への事前連絡を行っている。 ・行事保険に加入している。

イベント名		⑩第2回「子育て応援！わくわくフェスタ」
概要	目的・内容	子ども・子育て家庭を支えあう地域社会づくりのため、企業・団体・行政など多様な主体が交流する機会をつくるとともに、子育て・次世代育成支援にかかる情報発信を行う目的で、展示等のほか、主に子育て中の家庭が楽しめる体験・参加イベントを行った。
	県の担当室	健康福祉部こども局 こども未来室
	実施主体	県
	実施日・場所	H20. 1.19 (土)～20(日) ・メッセウイング・みえ (津市)
	参加者数	約2万人
	事業費	10,865千円 (県負担10,625千円)
	投入人員 (概算)	約126人・日
実施状況等	1 目的と計画	・このイベントには、企業・子育て団体が主体的に参加し、拡大してきている。主な参加者は子育て家庭と考えられる。実施内容が本来の目的の達成に向かっているのか、毎回、内容の検討を続けていくことが望ましい。
	2 実施・運営体制	・会場運営を7,194千円で民間企業へ委託しており、事業費の7割に達している。他に会場使用料等が3,146千円で、これらで事業費のほとんどを占めている。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者数は約2万人で、今回の対象イベントの中では多い。アンケートの集計数は1,221枚であるが、そのうち開催地 (津市) の参加者が54.4%である。次年度は、同アンケートで8.0%の参加者があった四日市市で開催の予定である。 ・投入人員とあわせて費用負担が大きいので、成果の把握が特に求められるイベントと考えられる。 ・事後の広報として、結果報告書にまとめ、ホームページでも活動やアンケート結果をまとめてわかりやすく掲載している。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。飲食ブースでガス・水道工事の必要な参加者からは3万円の負担金を徴収している。 ・ノロウイルス対策などをリスクとして想定しており、嘔吐物の処理方法などを定めた対応マニュアルを作成している。 ・イベント保険に加入している。

イベント名		⑪ごみゼロフォーラム
概要	目的・内容	ごみゼロ社会実現に向けた、県民・事業者・団体・市町など様々な主体のごみ減量化取組の一層の活性化や、気運の醸成を図るため、講演等を行った。
	県の担当室	環境森林部 ごみゼロ推進室
	実施主体	県、ごみゼロプラン推進委員会（産学官などの有識者で構成）
	実施日・場所	H19.10.20(土)・県庁講堂、広場（津市）
	参加者数	224人
	事業費	1,260千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約55人・日
実施状況等	1 目的と計画	・エコイベントマニュアルに留意し、講師の水はペットボトルでなく水差しを使うなど使い捨て容器の不使用、空調の適切な温度設定の対応をしている。
	2 実施・運営体制	・県庁講堂を使用したため、会場使用料が不要である。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者層については、受付名簿により把握しており、会場224名の内訳は次のとおりである。 ・一般県民等 73名（33%） ・県関係者 64名（29%） ・事業者、NPO等団体関係者など 57名（25%） ・市町関係者 30名（13%） ・設問項目を性別、年代、住所市町、演目ごとの評価（選択式）、感想フリー記入としたアンケートを会場で実施し、224名の参加者に対し、回収数135枚で、回収率は60%であった。 ・実施結果については、「ごみゼロホームページ」において、フォーラムの趣旨、内容、当日の写真、表彰式、パネルディスカッションの議事録、来場者アンケート結果、「ゼロ吉ムビー」（動画）、資料（開催案内チラシ、パネルディスカッション資料）を詳細に公開している。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・ごみゼロバス発車式に参加してもらった園児と引率教諭は、傷害保険に加入している。

イベント名		⑫サステナブル経営セミナー
概 要	目的・内容	県内企業の環境経営への取組を推進するため、有識者による講演等を行った。
	県の担当室	環境森林部 地球温暖化対策室
	実施主体	県
	実施日・場所	H20.2. 1(金) ・四日市市文化会館
	参加者数	620人
	事業費	1,455千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約114人・日
実 施 状 況 等	1 目的と計画	- 参加者の対象は企業関係者であり、今回のメインテーマは「地球温暖化防止とエコイノベーション」である。 - なお、サステナブルは「持続可能な（社会）」、イノベーションは「変革」の意味であり、本イベントでは、最新の情報を提供することで県内企業の環境経営をより高めていこうとしている。
	2 実施・運営体制	事業費に占める委託料の比率が高いが、外国人講演者のための同時通訳業務である。
	3 成果の把握と事後の広報	- 事前申込のあった731人については、企業、団体、県職員等の参加者属性は把握していた。実際の参加者は620人であったが、そのうち210人については属性を把握できなかった。 - アンケートはとっているが、参加者620人に対し、回収できたのは120人で、回収率は19%であった。より正確に参加者の理解度・満足度を測るため、アンケートの回収率を上げる努力が望ましい。 - 会議資料、写真は残っているが、会議の内容を取りまとめたものはない。また、実施結果を取りまとめた公表はしていない。実施結果を取りまとめるとともに、ホームページへの掲載など事後の広報を行うことが望ましい。
	4 経理及び危機管理	- 経費は県からの直接支出である。 - リスク対応マニュアルはないが、役割分担表を作成し、報道機関からの質問、苦情があった場合、配布資料の不足、レシーバー、マイクの不備、出演者、座席に関する問い合わせなどに誰が対応するか情報共有がなされている。

イベント名		⑬リーディング産業展みえ2007
概要	目的・内容	各ブースに分かれての展示等により、事業者には製品・技術のPR活動の場を提供し、一般の県民に対しては県内産業の情報を得る場を提供した。
	県の担当室	農水商工部 農水商工企画室
	実施主体	リーディング産業展みえ2007実行委員会（県、四日市市、（財）三重県産業支援センター、民間企業などの委員で構成）
	実施日・場所	H19.11.9(金)～10(土)・四日市ドーム（四日市市）
	参加者数	出展者183者、来場者6,821人
	事業費	24,262千円（県負担9,012千円）
	投入人員（概算）	約194人・日
実施状況等	1 目的と計画	・県地域産業振興条例で、県内産業の広報活動を行うことは県の役割とされている。
	2 実施・運営体制	・来場者数6,821人、出展者数183者であり年々増加傾向である。商談企業数、件数についてもここ3カ年増加傾向にある。なお、来場は無料であるが、出展は有料である。 ・毎年金・土曜日の2日間開催しており、金曜日は企業関係者が多く、土曜日は一般県民の来場もある。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケート調査結果では（出展者回答率94.0% 172者/183者、来場者回答率9.1% 623人/6,821人）、出展者、来場者とも満足度が高い。 出展者については開催の3カ月後に再度アンケートを行い、出展効果の項目のうち「商談の有無」について追跡調査している。また、目標指標は出展者数と来場者数で、いずれも目標を達成している。 成果の把握に積極的に取り組んでいる。 ・来場者の傾向や実施事業の紹介、アンケート結果の分析を行い「開催結果レポート」という形で実施結果の検証を行っている。 「開催結果レポート」は出展者に送付するとともに、ホームページで公表しており、事後の広報が積極的に行われている。
	4 経理及び危機管理	・実行委員会に会計規程はないが、県の会計規則に準じて処理している。 ・来場者対象の傷害保険、主催者の過失を対象とした損害保険に加入している。

イベント名		⑭子ども科学体験教室2007
概要	目的・内容	子どもたちに科学への興味を持たせ、次世代の科学技術の担い手の増加を図り、また大人にも科学の大切さや子どもたちが科学に触れることの必要性を認識してもらうため、子どもが科学にかかる体験を行うことを主にしたイベントを実施した。
	県の担当室	農水商工部 科学技術・地域資源室
	実施主体	県
	実施日・場所	H19.7.28(土)～29(日) ・鈴鹿山麓研究学園都市センター（四日市市）
	参加者数	3,204人
	事業費	972千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約150人・日
実施状況等	1 目的と計画	・平成13年度から四日市市桜で行ってきたが、平成20年度は津市で開催した。 ・小学生を対象にしたイベントである。 ・環境学習情報センター主催「M i e こどもエコ王国大会」と同時開催している。
	2 実施・運営体制	・企画書や実施記録はない。決算も別立てにはなっていない。 ・当日スタッフは2日間で150人置いたが、駐車場誘導や希望者の多いコーナーでは不足していた。 ・開催場所は県施設であるので、会場使用料は無料である。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者からのアンケートはとっており、肯定的な回答が多数である。なお、回収率は約25%であった。 ・開催状況をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・リスクとしては、体験コーナーにおける実験での爆発等を想定していた。対応マニュアルを作成しており、負傷者発生時の消防署への連絡等について定めていた。 ・また、参加者に比較的小さな子どもが多いため、低い位置での突起物に対する安全対策、階段での転倒防止、実験器具との距離の確保に特に配慮していた。 ・傷害保険、損害賠償保険に加入している。

イベント名		⑮みえの農林水産ビジネスマッチング交流会2008
概 要	目的・内容	県産品活用による新商品開発、販路開拓を促進するため、事業者同士の「商談会」に相当する、マッチング支援の場を提供した。
	県の担当室	農水商工部 マーケティング室
	実施主体	県、(財)三重県農林水産支援センター
	実施日・場所	H20.1.16(水)・メッセウイング・みえ(津市)
	参加者数	468人
	事業費	2,000千円(全額県負担)
	投入人員(概算)	約20人・日
実 施 状 況 等	1 目的と計画	・県から三重県農林水産支援センターへの委託事業の一部として実施されている。
	2 実施・運営体制	・出展者負担金については、徴収していない。 ・一般の来場者は入場できないため、募集は事業者に対してのみ行ったが、全般的な広報は新聞、県広報、ホームページ等で広く行った。
	3 成果の把握と事後の広報	・実施目的が限定的で、参加者の範囲も狭いため、一般的なアンケートのみでなく、目的の達成度を具体的に把握できるイベントと考えられる。 本イベントについては、センターの受託事業全体の数値目標として「新たに創出された具体的な商品・サービスの件数」を設定している。(目標:25件、実績29件) ・開催状況をホームページに掲載するなどの広報は行っていない。次回開催時の広報にもなるので、ホームページに開催状況等の概要を掲載するのが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・県からセンターへの委託方式であり、個々の経費の支出はセンターの経理ルールにより行っている。 ・イベント保険に加入している。

イベント名		⑯平成19年度景観シンポジウム
概 要	目的・内容	良好な景観づくりへの意識高揚と普及啓発のため、有識者による基調講演、活動発表、地元の景観紹介などを行った。
	県の担当室	県土整備部 景観まちづくり室
	実施主体	県、亀山市
	実施日・場所	H20.2.9(土)・亀山市文化会館
	参加者数	145人
	事業費	918千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約20人・日
実 施 状 況 等	1 目的と計画	・良好な景観形成の促進を目的とする景観法は、平成17年6月から全面施行されている。 ・景観シンポジウムは、平成18年度は伊賀市、19年度は亀山市で実施し、20年度は松阪市で実施した。当面、県内の1/3程度の市町での実施を目標としている。
	2 実施・運営体制	・事業費は、講師謝金と、講演内容を後日まとめた冊子の印刷費が8割強を占める。
	3 成果の把握と事後の広報	・特定事項の啓発であるので、当日参加者に限定すれば、アンケートによりある程度の成果把握は可能と考えられる。アンケートは行っているが、屋内で講演が主のイベントとしては回収率が低く（34%）、設問も成果の把握よりは満足度のみを尋ねている。より効果的に成果を把握するため、アンケートの回収率の向上や、設問の工夫が望ましい。 ・詳細をホームページに掲載しており、当日参加しなくとも内容はかなり把握できる。 また、過去に行われた分についても、開催日付を明示して、同様に掲載している。
	4 経理及び危機管理	・経費は県からの直接支出である。 ・リスクとしては、駅から会場までの案内や、悪天候を想定していた。

イベント名		⑰みえ高文祭
概要	目的・内容	高等学校等における芸術文化活動の健全な発展を図るため、県内高等学校等生徒の文化活動（クラブ）の成果の発表の場としてのイベントである。
	県の担当室	教育委員会事務局 高校教育室
	実施主体	三重県教育委員会、三重県高等学校文化連盟
	実施日・場所	H19.10.26(金)～28(日) ・三重県総合文化センター（津市）
	参加者数	約7,000人
	事業費	6,300千円（県負担額2,559千円）
	投入人員（概算）	約190人・日
実施状況等	1 目的と計画	・本県では昭和55年度から開催しており、全国的には、44都府県で実施している。なお、平成21年度には本イベントの全国版ともいふべき「第33回全国高等学校総合文化祭三重大会」が開催予定である。
	2 実施・運営体制	・主な実施主体は、三重県高等学校文化連盟である。同連盟は、全国高等学校文化連盟に加盟し、事務局は会長指定の場所（松阪高等学校）に置いている。規約もあり、役員、評議員、理事を置き、経費は学校分担金、補助金等をもって充てている。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケートはとっているが、イベントの形式上、回収率は低く1%以下であった。主な設問は、イベントの情報源や印象に残った部門、改善要望点などを尋ねている。 ・事後のまとめとして、各高校に会報として配布したが、ホームページへの掲載は行っていない。事後の広報は、より広く行うことが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・三重県高等学校文化連盟へ委託して実施している。連盟には非常勤職員1名が常駐し、事務を行っているが、規約、細則にも会計についての規定がなく、実地検査もされていない。資金保管や支出状況の確認など、県としても連盟における経理的なリスクの低減に取り組まれない。 ・傷害保険あるいは行事保険的なものには加入していない。

イベント名		⑱三重県立高等学校産業教育フェア
概要	目的・内容	職業系学科に学ぶ生徒の交流を図るとともに、小・中学生をはじめ、県民に広く産業教育等の内容を紹介するため、日頃の実習を活かした展示や実演などを行った。
	県の担当室	教育委員会事務局 高校教育室
	実施主体	三重県教育委員会、三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会（職業系学科を有する学校の代表者で組織）
	実施日・場所	H19.10.27(土)～28(日)・三重県総合文化センター（津市）
	参加者数	約7,000人
	事業費	1,400千円（全額県負担）
	投入人員（概算）	約200人・日
実施状況等	1 目的と計画	・平成15年度から「⑰みえ高文祭」と同時開催している。集客への相乗効果や、運営の効率化が期待できる。
	2 実施・運営体制	・教育委員会が主導していた時期も過去にはあったが、現在は各校の教職員や生徒が主導している形である。 ・産業教育フェアは、全国的に三重県を含め16道県で実施しているが、他県と比較すると三重県は費用が比較的低額であるのに、来場者数は多いと担当室は分析している。
	3 成果の把握と事後の広報	・参加者へのアンケートの回収率は約4%で、主な設問は全体的な印象を尋ねている。集計結果について、中学生の参加が少ないことや、農水商工部等との連携の強化などを、担当室は今後の課題と考えている。 ・事後のまとめとして、県立学校長会で資料配布したが、ホームページへの掲載は行っていない。事後の広報は、より広く行うことが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・実行委員会への委託であり、会計については実行委員会を持つ県立学校の事務長の監査報告がされているが、実質的な検査はされていない。資金保管や支出状況の確認など、県としても実行委員会における経理的なリスクの低減に取り組まれない。 ・傷害保険あるいは行事保険的なものには加入していない。

イベント名		⑱みえスポーツフェスティバル
概要	目的・内容	スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興及び県民の健康維持増進のため、競技団体の企画により各種目の競技会等を開催した。
	県の担当室	教育委員会事務局 スポーツ振興室
	実施主体	県、三重県教育委員会、開催市町、開催市町教育委員会、(財)三重県体育協会、(社)三重県レクリエーション協会、三重県体育指導委員協議会、(財)自治総合センター
	実施日・場所	H19. 5. 6 ～20.2.16 ・県内各地（66種目）
	参加者数	34,282人
	事業費	11,647千円（県負担11,594千円）
	投入人員（概算）	約12人・日
実施状況等	1 目的と計画	・開催日程は、短期集中型でなく分散型（原則9～10月）としている。
	2 実施・運営体制	・大会の企画はそれぞれの種目団体が行っているため、参加者数に比較して県の投入人員は少ない。 ・事業費11,647千円の内訳は、種目別大会費8,190千円、臨時職員賃金1,521千円、その他事務局費1,936千円であり、種目別大会費は、各種目団体に交付されている。 なお、実行委員会の財源のほとんどは、委託料として支払われる県費である。
	3 成果の把握と事後の広報	・各種目の実施団体を通して、参加者へのアンケートを行っている。回収率は約5%で、設問は満足度や改善要望点などである。 ・事後のまとめとして、関係団体に報告書を配布しているが、ホームページへの掲載は行っていない。事後の広報は、より広く行うことが望ましい。
	4 経理及び危機管理	・県から実行委員会への一括委託で、実行委員会の事務局は(社)三重県レクリエーション協会である。会計は県規則に準拠し、検査は県担当室職員が行っている。 ・競技中のけが等をリスクとして想定しており、消防署への連絡手段等を定めた対応マニュアルを用意していた。

イベント名		②美(うま)し国三重市町対抗駅伝
概要	目的・内容	市町間の交流及び一体感の促進、あわせてスポーツに対する県民意識の高揚のため、市町代表29チームによる駅伝競走大会を行った。
	県の担当室	教育委員会事務局 スポーツ振興室
	実施主体	美(うま)し国三重市町対抗駅伝実行委員会（県、三重陸上競技協会、三重県市長会、三重県町村会、三重県教育委員会、三重県市町教育長会、三重県体育協会、中日新聞社）
	実施日・場所	H20.3.15（土）～16（日）・ 県庁～県営総合競技場（津市～伊勢市）
	参加者数	約12万人
	事業費	30,056千円（県負担7,500千円）
	投入人員（概算）	約200人・日
実施状況等	1 目的と計画	・平成19年度が初めての開催であり、平成20年度の開催も決定している。
	2 実施・運営体制	・事業費の財源の半分以上を占めた協賛金15,056千円は、大会プログラムの広告スペースへの掲載料である。 ・参加者数は通常のマラソン等で算出する同様の手法を用い、約40kmの区間に約12万人と推定した。
	3 成果の把握と事後の広報	・アンケートについては、閉会式場で出場者、観戦者、運営者（市町の教育委員会）からとっている。イベントの形式上、サンプル数は多くはない（閉会式場で1,000枚配付、747枚回収）。設問は開催日時やコース、満足度、改善点などである。 ・投入人員とあわせて、費用負担が大きいので、開催目的に対する成果の把握が特に求められるイベントと考えられる。 ・事後に地元テレビで概要が放送された。また、ホームページに開催状況を掲載した。
	4 経理及び危機管理	・実務を担う運営委員会は24人で構成され、うち12人が三重陸上競技協会のメンバーである。同協会は、駅伝運営のノウハウがあるとのことである。経理については同協会の規定に準じており、警備業務等の委託先の選定も運営委員会で行った。 ・運営側のスタッフ（県職員、ガードマン等）や選手は、傷害保険に加入している。

参考 平成19年度開催 48 イベント一覧 (県費を50万円以上支出したもの)

※網掛けは監査対象 20 イベント

番号	部局	担当室名	イベント名	開催日
1	政策部	企画室	第2回文化カシンポジウム	平成19年11月11日
2		地域づくり支援室	宮川プロジェクト活動報告会2007	平成20年 3月 1日
3	政策部 東紀州 対策局	東紀州対策室	伊勢から熊野へ「平成の熊野詣」 ふれあいウォーク月間	平成19年 9月 1日 ～19年11月30日
4	総務部	経営総務室	県民功労者表彰式	平成19年 4月14日
5		職員研修センター	文化シンポジウム	平成19年 5月27日
6	防災危機管理 部	消防・保安室	第59回三重県消防大会	平成20年 3月16日
7		地震対策室	「みえの防災風土づくり」 シンポジウム	平成19年12月 9日
8	生活・ 文化部	生活・文化総務室	「県民の日」記念事業	平成19年 4月14日
9		勤労・雇用支援室	「職場からすすめる次世代育成支援」 シンポジウム	平成19年12月17日
10		交通・地域安全室	「犯罪のない安全で安心なまちづくり」講演会・事例発表会	平成19年10月11日
11		人権センター	みえ人権フォーラム	平成19年11月17～18日
12		男女共同参画・ NPO室	みえチャレンジシンポジウム	平成20年 3月 9日
13		国際室	多文化共生啓発事業 (みえ人権フォーラム)	平成19年11月18日
14	健康福祉 部	薬務食品室	第5回カキ安心フォーラム	平成19年10月16日
15		健康づくり室	みえの食フォーラム	平成20年 2月15日
16		医療政策室	みえ看護のつどい	平成19年 5月12日
17		医療政策室	地域医療シンポジウム「みんなで語ろう・考えよう 紀北の医療！」	平成20年 3月16日
18		社会福祉室	‘07 三重県ふれあいスポレク祭	平成19年 6月23日
19		社会福祉室	三重県戦没者追悼式	平成19年 7月19日
20		社会福祉室	三重県障がい者スポーツ大会	平成19年 9月15日
21		社会福祉室	障がい者福祉フォーラム	平成19年11月25日
22	健康福祉 部 子ども 局	こども未来室	みえ次世代育成応援ネットワーク1周年記念大会	平成19年 6月22日
23		こども未来室	第2回「子育て応援！わくわくフェスタ」	平成20年1月19～20日
24		こども家庭室	“絆” “夢” フォーラム	平成19年11月28日
25		こども家庭室	オレンジリボンキャンペーン	平成19年11～12月

26	環境森林部	ごみゼロ推進室	ごみゼロフォーラム	平成19年10月20日
27		地球温暖化対策室	第5回日本環境経営大賞表彰式 ・受賞記念講演会	平成19年 7月 3日
28		地球温暖化対策室	サステナブル経営セミナー	平成20年 2月 1日
29		森林・林業経営室	森林フォーラム2007	平成19年10月13日
30	農水商工部	農水商工企画室	リーディング産業展みえ2007	平成19年11月9～10日
31		商工振興室	三重県経営品質表彰式	平成20年 3月 4日
32		産業集積室	Jrロボコン2007in三重 (ロボット製作)	平成19年 8月18～20日
33		産業集積室	Jrロボコン2007in三重 (成果発表会)	平成19年 9月 8日
34		産業集積室	東海三県水素エネルギー シンポジウムin愛知	平成20年1月28～29日
35		科学技術・地域 資源室	子ども科学体験教室2007	平成19年7月28～29日
36		マーケティング室	地域の資源でビジネスチャンスをつ かめ！！ 三重の農林水産資源活用フォーラム	平成19年7月4～6日
37		マーケティング室	みえの農林水産ビジネスマッチング 交流会2008	平成20年 1月16日
38	農水商工部 観光局	観光・交流室	平成20年三重県観光記者発表会及び 交流会	平成20年 1月28日 平成20年 2月 6日
39	農水商工部	大阪事務所	三重県関西連携交流会議	平成19年 9月 5日
40	県土整備部	景観まちづくり室	平成19年度景観シンポジウム	平成20年 2月 9日
41	教育委員会事務局	高校教育室	三重県高校生テクノドリームフェア	平成19年 8月20日
42		高校教育室	みえ高文祭	平成19年10月26～28日
43		高校教育室	三重県立高等学校産業教育フェア	平成19年10月27～28日
44		人権・同和教育室	「夢・出会い・人権フォーラム21」	平成19年 8月17・28・29 日
45		人権・同和教育室	地区別人権フェスティバル	平成19年 4月12日 ～20年 3月28日
46		スポーツ振興室	みえスポーツフェスティバル	平成19年 5月 6日 ～20年 2月16日
47		スポーツ振興室	美（うま）し国三重市町対抗駅伝	平成20年 3月15～16日
48	警察本部	警務部警務課	平成20年三重県警察年頭視閲式	平成20年 1月11日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
